（仮称）大滝風力発電事業

環境影響評価方法書についての

意見の概要と当社の見解

平成 29 年 5 月

インベナジー・ジャパン合同会社

目 次

第１章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 1
１．環境影響評価方法書の公告及び縦覧 1
⑴ 公告の日 1
⑵ 公告の方法 1
⑶ 縦覧場所 2
⑷ 縦覧期間 2
⑸ 縦覧者数 3
２．環境影響評価方法書についての説明会の開催 4
⑴ 公告の日及び公告方法 4
⑵ 開催日時、開催場所及び来場者数 4
３．環境影響評価方法書についての意見の把握 5
⑴ 意見書の提出期間 5
⑵ 意見書の提出方法 5
⑶ 意見書の提出状況 5
第２章　環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解 6

第１章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

１．環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 29 年　1 月 20 日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成 29 年　1 月 20 日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

［別紙 1］

・北海道新聞（朝刊）
・室蘭民報（朝刊）

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

［別紙 2］

・広報だて　　1 月号（No.701）P 14

② IP 告知端末によるお知らせ

喜茂別町については、以下の期間、IP 告知端末による放送を実施した。

［別紙 3］

・平成 29 年 1 月 18 日（水）～2 月 8 日（水）

④ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

［別紙 4-1～4-5］

・伊達市ホームページ
・留寿都村ホームページ
・洞爺湖町ホームページ
・壮瞥町ホームページ
・当社ホームページ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 9 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

・北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課
（室蘭市海岸町 1－4－1）

・北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課
（倶知安町北 1 条東 2 丁目後志合同庁舎）

・伊達市役所第二庁舎経済環境部商工観光課
（北海道伊達市鹿島町 20−1）

・伊達市大滝総合支所地域振興課
（北海道伊達市大滝区本町 85）

・だて歴史の杜カルチャーセンター
（北海道伊達市松ヶ枝町 34−1）

・留寿都村役場企画観光課
（北海道虻田郡留寿都村字留寿都 175）

・喜茂別町役場総務課
（北海道虻田郡喜茂別町喜茂別 123）

・壮瞥町役場経済環境課
（北海道有珠郡壮瞥町滝之町 287−7）

・洞爺湖町役場環境課
（北海道虻田郡洞爺湖町栄町 58）

② インターネットの利用 ［別紙 4-5］

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

https://invenergyllc.com/public-filings/otaki

(4) 縦覧期間

平成 29 年 1 月 20 日（金）から平成 29 年 2 月 20 日（月）までとした。

自治体庁舎は開庁時間内又は開館時間内まで（土・日曜日、祝日を除く）とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 36 名であった。

（内訳）	北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課	0 名
	北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課	0 名
	伊達市役所第二庁舎経済環境部商工観光課	3 名
	伊達市大滝総合支所地域振興課	8 名
	だて歴史の杜カルチャーセンター	2 名
	留寿都村役場企画観光課	1 名
	喜茂別町役場総務課	0 名
	壮瞥町役場経済環境課	2 名
	洞爺湖町役場環境課	20 名

２．環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

［別紙 1］

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

・開催日時：平成 29 年 2 月 7 日（火）18 時 00 分から 19 時 30 分まで
・開催場所：喜茂別町農村環境改善センター多目的ホール（北海道虻田郡喜茂別町字伏見 262−4）
・来場者数： 4 名

・開催日時：平成 29 年 2 月 9 日（木）18 時 00 分から 19 時 30 分まで
・開催場所：洞爺湖町富丘集会所（北海道虻田郡洞爺湖町富丘 56−13）
・来場者数： 27 名

・開催日時：平成 29 年 2 月 10 日（金）13 時 00 分から 14 時 30 分まで
・開催場所：仲洞爺公民館（北海道有珠郡壮瞥町字仲洞爺 22−5）
・来場者数： 15 名

・開催日時：平成 29 年 2 月 10 日（金）18 時 00 分から 19 時 30 分まで
・開催場所：壮瞥町地域交流センター（北海道有珠郡壮瞥町字滝之町 287−7）
・来場者数： 15 名

・開催日時：平成 29 年 2 月 13 日（月）18 時 00 分から 19 時 30 分まで
・開催場所：るすつ子どもセンターぽっけ児童館遊戯室（北海道虻田郡留寿都村字留寿都 18−29）
・来場者数： 36 名

・開催日時：平成 29 年 2 月 15 日（水）18 時 00 分から 19 時 30 分まで
・開催場所：大滝基幹集落センター（北海道伊達市大滝区本郷町 84−1）
・来場者数： 50 名

３．環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

［別紙 5～6］

(1) 意見書の提出期間

平成 29 年 1 月 20 日（金）から平成 29 年 3 月 7 日（火）までの間
（縦覧期間及びその後 2 週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 53 通であった。

第２章　環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第８条第１項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は 53 件であった。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響をうける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。このことを踏まえて本方法書に対して以下のとおり意見を述べる。	
	①　コウモリ類の調査方法「任意観察調査」について コウモリ類の調査方法にある任意観察調査の内容として「日没から夜間にかけて調査範囲を踏査し、出現した種名を記録する。適宜周辺環境に応じて任意踏査を実施する。」との記載がある。コウモリ類は飛翔個体を目視確認できるのか。当然、休息・飛翔個体にライトを当てることは通常、即時忌避する。調査員の視力が夜行性動物並みでなければ、種名を記録するまでには至らないだろう。結局「目視確認はなかった」、または「コウモリ目の一種」では済まない。できもしない調査を方法として記載するのは意味がない。他の方法（内容）を記載すること。	①「任意観察調査」については、「入感状況調査」と合わせて実施する予定ですが、目視で確認できる個体、建物などに休息する個体などを観察する調査となります。確認のために照らす必要がある場合には、赤色のライトを使用いたします。当然すべての個体について種までの記載は難しいと思っております。
	②　コウモリ類の調査方法「捕獲調査」について コウモリ類の調査方法にある捕獲調査の内容として「捕獲できた際は種の判定基準となるよう、種名、性別、体長、個体数を記載する」との記載がある。なぜ「種の判定基準」に「種名」が必要なのか。すでに種名がわかっていることは判定基準ではない。なぜ「体長」が「種の判定基準」となるのか。貴社はコウモリ類の「種の判定基準の計測部位」を理解していない。なぜ「種の判定基準」に「個体数」が必要なのか。捕獲調査の内容が意味不明で不備が多すぎる。	②ご指摘のとおり、不備がございました。個体数の記録はしますが、種の判定基準とはなりませんので、文章中からは削除いたします。
	③　コウモリ類の調査方法「入感状況調査」について 入感状況調査は地点として調査を行うことから、ヘテロダイン方式は使用しないこと。使用機器はフルスペクトラム方式の機種を使用し、音声の録音および解析を行うこと。またすべての地点を同時に複数晩行うこと。この方法はすでに国内外の環境アセスメントで一般的に用いられている。以上の方法を用いなければ、コウモリ類への影響評価を行うことはできない。仮に事後調査で死体探索を行っても、事前の基礎的なデータが無ければ事後調査の意味はない。	③「入感状況調査」については、ヘテロダイン方式の機器を使用する予定です。方法書では記載できませんでしたが、高度別定点観測調査を実施する予定です。その際にはフルスペクトラム方式の機器を風況ポールに設置し、春から秋までの観測を予定しております。
	④ 配慮書への意見に対する見解について 見解では「コウモリ類のバットストライクやご指摘の情報などありますが、原因の把握などの情報収集に努めて参ります」と答えている。「把握した原因」を述べよ。	④以下の情報を得ております。 ・繁殖のために定住する際より、渡りの際に、衝突死亡することが示唆されていること。 ・カットイン風速を上げることで衝突のリスクを低減できることが示唆されていること。

		・コウモリの死亡は季節的なもので、昆虫類が大規模な渡りを行う夜間に通常ピークになることが観察されていること。 ・風力発電施設における死亡率の変動を予測し死亡を減少させる方法を提案することで、渡りコウモリの活動と死亡は気象変動の影響を受けているが、環境条件への影響は種により異なることを示唆していること。
2	日頃より本会の活動に関してご理解とご協力をいただきありがとうございます。 平成 29 年 1 月より方法書の縦覧がはじまり、貴社の HP より環境影響評価方法書を拝見させていただきました。すでに昨年 1 月 7 日付で当支部も配慮書に対する意見書を提出いたしましたが、本会の意見をどのように検討されたのかまったく我々には知らされず、意見交換もなく、経産大臣の意見に対してのみ事業者の見解が出されています。 配慮書に対する経産大臣意見では「経産大臣の意見：総論（1）対象実施区域の設定・・・事業実施区域の中央部には、自然度の高い植生が尾根中心にまとまって存在しており、このような植生のまとまりを分断した場合には、当該地区の生態系に重大な影響が懸念される。・・・その結果、重大な影響が避けられないと判断される場合には、対象事業実施区域から除外すること。さらに、事業実施想定区域内には、自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生、重要野鳥生息地（IBA）及び水質保全地域等が重複して存在し、重要な自然環境のまとまりの場となっていることから、・・・改変により水環境、動物、植物及び生態系への重大な影響が避けられない区域については、原則として対象事業実施区域から除外すること。（2）事業計画の抜本的見直し・・・（3）～（6）により、水環境、鳥類、生態系及び景観に対する影響を回避または十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の大幅削減を含む事業計画の抜本見直しを行うこと。」と指摘されています。 方法書縦覧の中での経産大臣意見に対する貴社の見解によりますと、経産大臣の意見に従い、重大な影響が避けられないと判断された場合は対象事業実施区域から除外し、事業計画の抜本的な見直しを行いますと回答されています。配慮書及び先行して貴社が事前調査を進めている現段階で、ある程度環境に対する影響は予測できると思われますが、竹山周辺の 24 基もの超大型風車集中建設計画が、重要な自然地域を分断し、野鳥をはじめ生態系に重大な影響を与えることは明白であり、経産大臣、および北海道知事意見に貴社が配慮書において回答した見解と矛盾していることをまず指摘しておきます。また、配慮書において経産大臣が指摘した景観に対する影響について、具体的にオロフレ峠展望台からの羊蹄山の眺望景観には十分配慮してまいりますと回答しています。しかし、竹山周辺の 24 基もの超大型風車建設は完全に羊蹄山のスカイラインを切断することになり、貴社の経産大臣に対する回答と矛盾することを指摘しておきます。 今回方法書縦覧という段階まで計画を進めていますが、配慮書で指摘された事項に対して誠実に対応する見解を述べながら、24 基の竹山周辺の建設計画は経産大臣意見を全く無視する計画となっていることを強く抗議いたします。この計画は対象事業実施区域における 24 基もの超大型風車建設が重要な自然保護地域に重大な影響を与えることは明らかであり、配慮書段階の判断で全面中止となるべき案件であると判断されます。 24 基の竹山周辺の風車建設計画は配慮書以前の問題で、方法書段階まで進めるべき案件ではありません。自然公園の景観を	今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。景観への影響についても今後慎重に評価して参ります。特にオロフレ峠展望台からの羊蹄山の眺望景観については、羊蹄山へのスカイライン切断への影響を極力回避する所存です。 自然植生に関しては、経済産業大臣意見において「事業実施想定区域の中央部には、自然度が高い植生が尾根部を中心にまとまって存在しており、このような植生のまとまりを分断した場合には、当該区域の生態系への重大な影響が懸念される。～（割愛）～重大な影響が避けられないと判断された場合には、対象事業実施区域から除外すること。」と記載されており、意見に記載されている「事業実施想定区域の中央部」の植生自然度のまとまりについて配慮するため、自然度の高い自然植生の区域を避けております。また、IBA については、既存資料のみですと情報が非常に少ないため、まずは、現地調査でその実態を把握し、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討することが、重要と考えております。 今後も経済産業大臣意見を踏まえ、野鳥をはじめとする生態系への影響について、可能な限り回避又は低減するよう努めて参ります。

	破壊し、IBA、自然度 10～8、さらに保安林指定地域である生態系の重要なエリアに巨大風車建設は重大な影響を与えることは計画段階で明らかであり、単に風況、私益の側面から計画を強行することは自然保護諸法、生物多様性基本法の理念を踏みにじるものであり許されない行為です。アセスを請負っている気象協会も、事業を推進しようとしているインベナジー社も自然保護諸法、生物多様性の理念そのものを再度読み直し、事業者の社会的責任を全うするよう要請いたします。気象協会においては伊達黄金の風車建設事業において、アセス業者として信用を失うようなアセス書を作成し、風車計画を進めたという実績がありますが、自然保護諸法、生物多様性基本法の理念に立ち返り、良心に従ったまともな調査、および評価を行い事業者に対し正しい情報、助言、提案をしていただくことを要請いたします。 北海道、環境省、経産省において配慮書における指摘が適切に実行されているか方法書段階で厳しく審査していただき指導していただきたいと思います。また、伊達市においては、無批判に風車建設を推進していますが、自然環境破壊の計画を許しては、地元の行政の責任者として禍根を残すこととなると思われます。伊達市長においても地元の自然環境保護の立場をしっかり堅持し、本計画に対して地元の自然保護の意見をしっかり表明していただくことを要請いたします。竹山周辺の 24 基もの超大型風車建設が周辺の自然環境に重大な影響を与えることは経産大臣の指摘を待つまでもなく、他からの意見を聞くまでもなく、アセスを請負っている気象協会は風車建設計画に対してのアセスに熟知しており、どのような影響を与えるか客観的に評価判断できる力量を持っていますので、事業者自身がこの計画の環境に対する重大な影響について十分に把握できていることと思います。風車建設ありきではなく、環境に十分配慮した計画づくりを基本にした事業者であってください。重要な自然を破壊しての巨大風車建設は何の正当性もありません。事業者、アセス業者ともに自然保護諸法、生物多様性基本法の理念に立ち返って、この計画の抜本的見直し検討に入り、計画中止を決断していただきたいと思います。野鳥の会として本計画の重大な環境に対する影響を鑑み、計画遂行に対し厳重に抗議し、計画中止を強く求めて方法書に対する意見といたします。	
3	風力発電は CO_2 を出さない自然エネルギーとして推進されております。発電に際し原則 CO_2 を出さないことについては好ましいことです。しかし、人の健康や家畜も含めて被害が発生するのであれば、また自然環境に大きな影響を与えるのであれば、建設はすべきではないと考えております。本州では大滝よりずいぶん小さな風車であっても、健康被害がでていると聞いております（1km 前後離れていると思いましたが）。時には、自分の家に居ることが出来ず夜でも避難しているという話でした。風力発電会社に話をしても風車が原因とは認めません。そのため住民は泣き寝入りとのことです。 大滝の風車は本州に比べ格段に大きなものです。被害の範囲よりも遠くまで及ぶものと考えます。本州などで健康被害が発生しているという認識のもとに、 １、大滝と同じ大型風車稼動地で現地の健康調査をすることを求めます。調査は、中立の立場で科学的な知見を有している組織に実施をさせることを求めます。 ２、立証責任は、被害を受けた住民にあるのではなく、被害を与える会社側にあります。立証責任の転換を求めます。 風車の大型化に伴い、距離が数キロ以上離れていても、家畜に低周波（超低周波）の影響が出て、畜産に被害が出ることが心配されます。国の基準がすべての安全を保障するところまで到達していないという考えがあります。相当長距離に影響が及	１，２ 民間事業者として、他事業者の発電所での調査については、実施が難しい現状がありますが、他事業者の事後調査結果など今後、公表されると思われる報告書などから、最新の知見の収集に努めます。 風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音等による家畜や野生動物への影響に関する論文等は現在のところほとんどな

	ぶと考えれば、牛の乳房炎をはじめとする被害、鶏も卵を産まなくなる可能性があります。同規模での他地域の実態調査が必要です。また風車付近で生息しているヒグマ・シカなども低周波，超低周波の影響で、生息域が変化し、里に下りて人や畑などに被害を出す可能性があります。ときにより命に関わる問題でもあります。これらについては、	いのが現状と認識していますが、今後も引き続き最新の知見の収集に努めて参ります。
	３、許可が下りる前に、ヒグマの生息・行動域を実際に調査することを求めます。またすでに稼動している地域でヒグマやシカの調査を行い、ヒグマなどの生息域が変更していないかの調査を求めます。	３動物の生息状況について、現地調査を行い、その結果を踏まえ、事業による影響について、慎重に評価して参ります。
	４、安全の検証なしに風車を稼動させてはならないものと考えます。 　多くの山林を切り開いて、道路や発電設備を作りますが、近年の集中豪雨などにより、土砂崩れや、川への濁流の流入などや、飲料水への影響にも不安が残ります。説明会では、完成時には被害がでないようにするといっていますが、具体的な方法が示されていません。 ５、近年の集中豪雨にも耐えられる方法の工事なのか具体的に示すべきです。 観光地では、景観のよさが命です。自然の中に、高さ 130m もの大型風車が林立（今回は 24 基）すれば、これは観光にとってはマイナス以外の何者でもありません。洞爺湖温泉からも、有珠ロープウェイからもよく見える位置です。オロフレ山から蝦夷富士（羊蹄山）がクッキリと見えますが、その真下に風車が立ち並びます。これも山を楽しみにしている者にはうれしくありません。スカイラインを横切るなという、国？の指摘もありますが、会社は全く意に介さない様子です。現在会社による説明会が行われておりますが、参加住民に対して、十分な説明が行われていないといわざるを得ません。自分の経験ですが、説明会に行った際に、会社から、冒頭、「他の町の方は発言をするな」といわれております。十分な説明をせず、意見を封じ込める会社の姿勢が如実に現れております。法の手続きさえ済ませばよいという考えと受け取らざるを得ません。	４、５ 測量結果や環境影響評価結果を踏まえ、環境への影響を低減させた事業計画の策定に努める所存です。降雨時の濁水対策については沈砂池等の対策を講じ、周辺河川へ極力濁水を流入させないように検討して参ります。 景観への影響についても今後慎重に評価して参ります。特にオロフレ峠展望台からの羊蹄山の眺望景観については、羊蹄山へのスカイライン切断への影響を極力回避する所存です。
	６、説明会は、市民の質問に、具体的に懇切丁寧な説明をするよう求めます。 もしも倒産したときに、発電設備はキチンと撤去するのかという質問に、他の会社が引き継ぐからいいとか、お金を借りている銀行が処理するからいいんだという趣旨の発言をしております。また会社の自己資本金が少なすぎます。真剣に地元の不安と対峙する気持ちは全く見られません。補助金が出ているうちに、儲けてしまえば、後は野となれ山となれという風に見られても仕方の無い状況と見受けます。	６事業を行うときには事業会社を設立して行います。事業を行う前には十分に風況調査を行い、事業として成り立つことを見極めて行います。固定価格買取制度により、事業開始から２０年間は一定の売電収入があります。また発電所のメンテナンスも十分に行っていきますので、風況リスクや発電量の減少による倒産リスクは非常に小さいと判断しています。 万が一、事業会社が倒産するようなことが発生した場合は銀行が事業会社を承継して会社運営を行い、この銀行による会社運営期間中に銀行が事業を引き継ぐ会社を見つけて、事業を承継させます。このようなことから万が一、事業会社が倒産しても発電所が運転をされずに放置されることはありません。尚、ＦＩＴ法の固定価格買取制度に基づき風力発電事業を行いますので、補助金はありません。

	７、本当に責任を持つのであれば、撤去費用・被害への対応費用を積み立てて、責任のある立場で取り組むべきです。 伊達の風車ははじめ 5 基でしたが、すぐに 20 基ほどが増設になりました。大滝においても始めは 50 基（大滝本町方面）でした。24 基に変更しましたが、増設の可能性が大いにあります。そうすると大滝からみると 1km～2km の近距離に風車が立つことになります。ここに立てないという保障はどこにもありません。北海道はどこに行っても風車が立ち並んでいます。そして急激に増え続けております。北海道は自然の豊かさを売り物にしています。これでよいのか、もう一度考えてみる時期に来ているように思われます。 ８、会社はすべての調査にあたり、科学的客観的で、会社から利益を得ていない機関で実施することを求めます。 ９、被害が出たときの具体的事象について、会社として、あらかじめその責任の取り方を示すべきと考えます。 １０、国・道・市町村は、自然をはじめとする環境を守り、住民の生命財産を守るために、毅然とした姿勢、会社への指導を行っていただきたい。	７撤去費用や災害への対応の費用を積み立てて事業を行っていく予定です。 環境影響評価法に基づき、環境影響評価を行い事業を進めていきますので、増設は考えられません。 ８環境影響調査を行う場合は費用がかかります。第三者機関が全ての環境影響調査費用を負担して行ってもらえれば、このようなことは可能となると考えています。 ９被害が発生した場合には、原因究明を行い、責任をもって対処していきます。 １０事業をおこなう前には自治体と十分に協議を行い発電事業の維持・運用に係る「保安規定」、地域住民の安全確保、災害等の対応措置、廃棄物の処理について協定書を締結していく予定です。
4	大滝風力発電は山間部に建設され 3800kW を 24 基と大型で大規模な計画である。このようなものが狭い山間に建設されれば低周波振動はコダマになって響き渡り、いつまでも山間にとどまることになる。ここに住む人々はコダマし増幅された超低周波振動に 24 時間 365 日さらされることになるのは明らかである。くわえて森林が持つ自然環境も建設により大規模な破壊をまねくことになる。このような自然環境を守ることこそ必要欠くべからざることで温暖化防止にも貢献することになる。貴社のような事業者ははじめのうちは温暖化防止だ、二酸化炭素削減だなど唱えていながら最後は金儲けのみに始終し、結局は自分たちの利益しか考えていない。大滝村は自然環境豊かな地域であり保養施設なども少なくない。くわえてやっとホテル事業など環境面においても充実し始めたところである。それをこのような大規模で大型の風車を建設するなどとはもってもほかの話である。即刻この事業の撤退を意見として申し入れる次第である。	今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。特に低周波音については、ご地域の皆様の懸念されていることについて、認識しておりますので、影響について、慎重に評価して参ります。
5	1 事業実施想定区域から対象事業実施区域の絞込みは、大きな詭弁である。 本事業に関する配慮書では、発電機（以下では「風車」と呼ぶ）の仕様は、定格出力（最大）3,200kW 級・ローター直径 108m・ハブ高 80m・高さ 134mとされ、約 1,900ha の想定区域に 50 基（最大）・総発電出力 160,000kW（最大）の計画が示されていた（方法書 7.2-1（328）頁と 7.2-13（340）頁）。その際、大面積の想定区域における風車の配置については示されなかった。それに対して、今回の方法書では、風車の仕様が定格出力 3,200kW～3,800kW・ローター直径 103～117m・ハブ高 85m・高さ 136.5～143.5mと大型化され、約 677ha の実施区域に 24 基・総発電出力 91,200kW への変更が示された。なお、方法書において 24 基の配置は検討中であると記されているが、各所に図示されている。以上において、方法書の各所に「区域について大幅な絞込みを行った」ことから、環境保全の配慮を行ったことが強調されている。方法書 7.2-26（353）～7.2-27（354）頁では、上記段階の内示を表示しながら、「対象事業実施区域の設定に当たっては、以下の事項を踏まえ、事業実施想定区域より、大幅な絞込みを行った。1. 北海道知事意見を踏まえ、水環境への重大な環境影響を回避又は極力低減（注釈：低減とす	1 配慮書から区域を除外するに当たり、住居及び配慮が必要な施設からの離隔距離について最優先して事業実施想定区域の絞り込みを行いました自然植生に関しても経済産業大臣意見において「事業実施想定区域の中央部には、自然度が高い植生が尾根部を中心にまとまって存在しており、このような植生のまとまりを分断した場合には、当該区域の生態系への重大な影響が懸念される。～（割愛）～重大な影響が避けられないと判断された場合には、対象事業実施区域から除外すること。」と記載されており、意見に記載されている「事業実施想定区域の中央部」の植生自然度のまとまりについて配慮するため、自然度の高い自然植生の区域を避けております。また、住民意見を踏まえ、土砂災害による影響を極力回避するため、土石流危険渓流、急傾斜地崩落危険箇所及び地すべり危険箇所を事業実施

	べき）するため、第 7.2-8 図（1）のとおり、区域について大幅な絞込みを行った。また、住民意見等を踏まえ、土砂災害による影響を極力回避するため、土石流危険渓流、急傾斜地崩落危険箇所及び地すべり危険箇所を区域から除外した。2、「（1）方法書以降の手続き等において大幅な絞込みを行った。3.「（1）方法書以降の手続き等において留意する事項への対応方針」を踏まえ、事業実施想定区域から 2km 圏内に配慮が特に必要な施設及び住宅が多く確認されたため、第 7.2-8 図（4）のとおり、区域について大幅な絞り込みを行った。4.主要な自然景観資源である、羊蹄山の眺望景観に配慮するため、区域について大幅な絞り込みを行った。」ことが環境保全の配慮であるとしている。ところで、本事業計画の配慮書に対して意見を述べる際、私たちは、広大な対象事業想定区域を 3 区域に区分した。すなわち、第一区域:伊達市大滝地区から壮瞥町(駒別・久保内地区と仲洞爺地区)、洞爺湖町および留寿都村(旭野・高福地区)の境界線となる南東-北西方向の稜線(849.1m 峰、866m 峰、940m 峰などを含む約 7km の範囲)である。稜線の南～西側は壮瞥町と洞爺湖町で、支笏洞爺国立公園の洞爺湖に面している。第二区域:伊達市の大滝地区(長流川上流域)と双葉・金山地区(尻別川支流オロウェン尻別川上流域)を境界づける南西・北東方向の稜線(879.6m 峰、837m 蜂、785m 峰、739m 峰、794.8m 峰、842.7m 峰、823.3m 峰、697.2m 峰などを含む約 15km の範囲)である。この稜線の南東側には、大滝地区の本町・本郷・優徳・北湯沢温泉など、市街地や住宅地が多く認められる。第三区域:伊達市の大滝地区(長流川最上流域)と双葉地区(尻別川最上流域)を境界づける南西、北東方向の稜線(675.1m 峰や 692m 峰などを含む約 5km の範囲)であり、第二区域からは広島峠や早来町公共育成牧場を挟んだ飛び地となり、北東端は千歳市(美笛川最上流域)・支笏洞爺国立公園に接している。 今回の方法書は、対象事業実施区域を上記三区域のうち第一区域に絞り込んでいる。私たちの配慮書に対する意見は、特に第一区域は、鳥類の保護、保全の観点から事業実施想定区域から除外すべきこと、第二区域は、騒音、超低周波音および風車の影、そして土石流や水資源の観点から考えて、想定区域から除外すべきこと、3 区域全体に動物、植物、生態系ならびに景観に関する自然環境の保全の環境影響評価が杜撰であることを述べた。しかし、以下に述べるように、方法書における絞り込みによる環境保全の配慮は、私たちが区分した第一区域(方法書による対象事業実施区域)については、まったく配慮とは言えない結果になっている。さて、事業者が述べる『区域の大幅な絞り込み』は、配慮書段階の事業実施想定区域 1,900ha から方法書の対象事業実施区域 677ha へ減少し、当初からの約 36%に減少と計算される。しかし、想定区域は、決して既得権ではなく、事業者による単なる想定に過ぎないが、私たちの意見で指摘したように第一区域や第二区域のように計画段階から除外されるべき区域を含んでいるので、面積の縮小は、決して環境保全の配慮とは言うことができない。他方、配慮書と方法書を比較すると、基数は 50 基から 24 基へ当初の 48%に減少、総発電出力については 160,000kW から 91,200kW と当初の 57%に減少となり、基数と総発電出力は面積の大幅な減少とは異なって、決して大幅な絞り込みとは言えない。逆に、方法書では、配慮書段階よりも、小さな面積に対して多数の基数が設置される計画となり、単位面積あたりの基数(風車密度)が大きくなっている。したがって、事業者は、本来、面積の縮小・大幅な絞り込みによる『環境保全の配慮』を強調する詭弁を弄することは止め、上記の事実と風車の明らかな大型化という事実を明記し、真摯に環境影響評価を行うことを示さなければならない。	想定区域から除外しております。さらに、羊蹄山眺望景観への配慮するため、配慮書時より大幅に風力発電機基数を削減し、羊蹄山の稜線に干渉する風車を削減しております。風力発電機については、ご指摘のとおり、配慮書時より大型化しておりますが、上述の検討の結果、現時点では、配慮書時と比較すると影響が回避・低減されております。今後も現地調査結果等を踏まえ、対象事業実施区域の更なる絞り込みを必要に応じて検討致します。

	2 野鳥の保護・保全の点から重要な重要野鳥生息地(IBA 指定地域)を無視して絞り込まれた対象事業実施区域は大きな問題であるので、計画は中止すべきである。 配慮書に対する私たちの意見は、今回絞り込まれた地域(私たちの「第一区域」)については、IBA 指定地域に当たるので事業実施想定区域から外すべきであると指摘した。 それに対する事業者見解は、方法書 7.1-20(315)～7.1-21（316)頁に示されているように、『事業実施想定区域内の IBA (ご意見の「第一区域」、「第三区域」)については、風力発電機が飛翔する鳥類に影響があるということから、法的な規制はありませんが、鳥類を含む自然保護を国内で進める日本野鳥の会が選定した区域について、把握の必要があると考え、配慮書では「注目すべき生息地」に選定しております。しかし、選定基準「A3」は A1、A2 及び A4 ほど明確な基準でないこと、バイオーム種の指定がないことや、「第一区域」(今回の絞り込み区域)にあたる留寿都村側の半分以上の範囲では過去に採草放牧地としての利用があり、人為的改変があることや、専門家へのヒアリング結果からも十分な調査がされていない地域と推察されます。そのため、現地調査によって生息する鳥類や生息環境の状態などを把握し、鳥類相の把握をするべきと判断したため、現時点では方法書における対象事業実施区域からの除外は考えておりません。』と記されている。しかし、この事業者見解は、以下に述べるように、IBA に関して事業者に都合の良い一部分だけを記述し、歪曲した表現に終始している。第一に、事業者見解にある『鳥類を含む自然保護を国内で進める野鳥の会が選定した区域』の表現は、『世界共通の基準で選定した国際的な保護区域』であると、正確に記述しなおさなければならない。ちなみに、日本野鳥の会は、IBA について以下のように解説している。『IBA (ImportantBirdAreas、重要野鳥生息地)は、「鳥類を指標とした重要な自然環境」を、世界共通の基準(IBA 基準)によって選定し、個々の生息地はもちろん、すべての生息地をネットワークとして保全していくことを目的としたプロジェクトで、バードライフインターナショナル(本部;イギリス)が、日本野鳥の会を含む世界 100 ヶ国以上の加盟団体と共同で実施しています。日本の IBA は、アジア版の IBA リスト作成の一環として、2004 年 3 月、財団法人日本野鳥の会が選定しました。』第二に、事業者見解では『選定基準「A3」は A1、A2 及び A4 ほど明確な基準でないこと、バイオーム種の指定がないこと』ことを強調しているが、この表現は、IBA の選定基準に関する日本野鳥の会による解説では、上記を前書きとして『重要な選定基準のひとつである』とあるので、事業者に都合の良い一部だけを引用した詭弁が明らかである。ちなみに、日本野鳥の会による解説では、『基準 A3－バイオーム限定種』について、『ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオームに含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地。(中略)この基準は、他の A1、A2 及び A4 ほど明確な基準ではないが、IBA が世界の全ての鳥類の生息を保証するために設定された基準であることを考えれば、重要な選定基準のひとつである。しかしながら、日本に適用されるバイオーム種のリストはごく普通に観察される種を数多く含んでおり、選定には慎重を要する。今回の選定は以下のような方法で行なった。1.環境省の植生分類で植生自然度(全 10 段階で 10 が最も自然度の高いもの)が 8 以上の植生が、1 万 ha 以上存在するサイトを抽出した。2.環境との結びつきが強い繁殖期に着目し、日本に適用されるバイオーム種のうち、その種の全世界の繁殖分布域の 10%程度以上を日本が占める種で、かつ日本全国の分布域が 20%未満(島嶼域を除く)の種を抽出した。(日本における分布域の割合を算出するにあたっては、全国鳥類繁殖分布調査のデータを使用した。)3.1 で選定したサイトのうち、2 で選定された種が相	2 IBA を含む地域が対象事業実施区域となっております。IBA は法的な規制の対象とはなってはおりません。現地調査を実施した上で、鳥類についての生息状況を把握していく考えです。

	当数分布するサイトを、A3 基準を満たすサイトとして選定した。また、A1、A2、A4 を満たすサイトのうち、バイオーム種が相当数生息するサイトについても、A3 基準を満たすサイトとして選定し、この場合のみ種名を記した。(以下省略)』とある。第三に、IBA 指定地域のうち、『留寿都村側の半分以上の範囲では過去に採草放牧地としての利用があり、人為的改変があること』の表現は、洞爺湖側における湖沼・森林に生息する鳥類については触れないことから、そのことを無視しているとともに、留寿都村側の採草放牧地ではかえって草原に生息する鳥類が加わる可能性を無視している。第四に、『専門家へのヒアリング結果からも十分な調査がされていない地域と推察されます』との表現は、国際的に評価される鳥類研究集団である日本野鳥の会が世界共通の基準(IBA 基準)に基づいて選定した結果について、個人または少数であると推測される「専門家のヒアリング』によって否定する姿勢であり、不遜とも言える事業者見解と判断する。 3 貴重な自然植生が無視されていることは非常に大きな問題であるため、この計画は中止されなければならない。 この事業計画の配慮書に対して、私たちは、『意見 3.事業実施想定区域の設定では、貴重な植生も軽視しているので、事業実施想定区域では植生の保全を第一に考えるべきである。」として、その理由を以下のように述べた。 「第 3.1-23 図（2）(3.1-48(75)頁)の植生図では、第一区域にコケモモ-ハイマツ群集の成立を示し、第 3.1-23 図(9)(3.1-55（82）頁)でも、第三区域にコケモモ-ハイマツ群集とヌマガヤオーダーの成立を示している。このように、事業実施想定区域は 1,000m 以下の比較的低い標高範囲にあるにもかかわらず、高山植生(森林限界を超えた範囲のコケモモ-ハイマツ群集)が成立することは、非常に希少な例となる。(中略)したがって、これらの高山植物群落が成立する場所では、決して改変の影響を及ぼしてはいけない。国内の風力発電所は、このように貴重な高山植生(高山植物群落)が成立する範囲に設定されていないので、この事業実施想定区域の設定において、本来、第一区域や第三区域を外すべきであったと考える。 上記のほかに、第一区域のエゾマツ-トドマツ群集、(中略)全区域のササ群落など、事業実施想定区域の多くが自然植生に占められている(3.1-48(75)～3.1-55(82)頁)。稜線上のエゾマツ-トドマツ群集、ダケカンバ-エゾマツ群落、そしてササ-ダケカンバ群落は、北海道中央部の亜高山帯(普通は標高 800m 以上)の自然林として見ると、分布下限の貴重な事例となるので、事業実施に伴う伐採対象にしてはいけない。 なお、第 4.3-19 表(4.3-40(223)頁)の専門家等へのヒアリング結果概要では、「ササ地という状態は本来なく、森を伐って放置したことでササ地となり、森が再生できない場所となっている。国有林では更新困難地としている。」と記されている。しかし、この内容は間違いである。第 3.1-18 表（1）(3.1-45(72)頁)と第 4.3-12 表（1）(4.3-25(208))では、上記内容を示す代償植生のササ群落も認められるが、自然植生のササ群落(風衝や雪崩など自然要因に応じて成立)も同時に表示されており、第 3.1-23 図(3.1-48(75)～3.1-55(82)頁)の現存植生図では、事業実施想定区域の稜線部に自然植生のササ群落が成立することが図示されている。したがって、先の専門家へのヒアリング結果は、価値が低いとされる代償植生のササ群落を強調し、価値が高い自然植生のササ群落は無視した意見、あるいは自然植生のササ群落を知らない「専門家?」の意見といえる。上記の中で、とくに高山植生のコケモモ-ハイマツ群集と、亜高山植生のササ-ダケカンバ群落、ダケカンバ-エゾマツ群落、エゾマツ-トドマツ群集およびササ群落(Ⅱ)は、当該地域の高標高地における自然植生を構成する重要な群落であるので、これらにはいっさい手を付	3 植生調査は、北海道の亜高山帯を含む区域であると認識して調査を実施いたします。コケモモ-ハイマツ群集について、事前に踏査した結果からは、コケモモは観察されなかったことから、方法書では記載しておりませんが、方法書以降の現地調査において、確認された場合には、植生の区分の見直しをいたします。

	けないことが肝心である。ちなみに、北海道中部における植生の垂直分布帯は、概ね、山地帯(約 800m 以下)・亜高山帯(約 800～1,500m)・高山帯(約 1,500m 以上)と区分されるが、標高約 800～900m 稜線部に当たる、この風車建設予定地は、ほぼ山地帯と亜高山帯の移行部分に当たるので、そこに亜高山植生、まして高山植生が成立することは非常に希な例となり、それ故に、上記の高山植生と亜高山植生は重要な群落として、決して悪影響を及ぼしてはいけないのである。24 基の配置を示した 3.1-39(55)～3.1-42（58）頁に示された現存植生図によると、最北から南東方向に並ぶ 5 基の風車のうち北から 3 番目を除く 4 基と、留寿都村最南端の 1 基、そして南端付近の 4 基が上記の重要な群落に該当する。また、自然植生としてのササ群落に該当する風車は、合計 5 基が数えられる。すなわち、24 基中 10 基の設置が重要な群落に悪影響を与えることになる。さらに、取り付け・搬入道路の敷設による伐採も考えられるので、さらに大きな悪影響が危惧される。 他方、6.2-45(278)頁に表示された群落組成調査地点設定根拠と 6.2-47（280）頁に図示された調査地点では、上記の重要な群落のうち、ササ群落(Ⅱ)とダケカンバ-エゾマツ群落に各 1 地点、エゾマツ-トドマツ群集に 3 地点、ササ-ダケカンバ群落に 2 地点が示されているが、これらは調査地点が少ない上に、最も重要なコケモモ-ハイマツ群集については調査地点が示されていない。以上のことは、配慮書に対する私たちの意見で指摘した重要な植物群落を無視していることになる。したがって、方法書における実施区域の絞り込みは、前項の IBA 指定地域の無視とともに、自然植生が揃った地域への影響を与える点で、非常に大きな問題となる。私たちは、このような自然環境への悪影響が危惧されることから、この計画は中止すべきと考える。	
	4 希少植物に関して、配慮書段階で指摘した問題点について、方法書段階までに事前調査を不十分なままに経過し、真摯な回答が示されないので、方法書として認められるものではない。 配慮書に対する私たちの意見では、動植物の基礎資料収集がまったく不足であり、対象地域および隣接地域における信頼できる科学的論文に目が通されていない旨を述べた上で、配慮書にあげられた植物種 69 種などがまったく信頼性を欠いている問題点を指摘した。それに対する事業者見解は、7.1-21(316)～7.1-22(317)頁に示されているように、私たちの上記意見に対応させて、『配慮書においては、主に市町村史や行政文書に基づく入手可能な文献その他資料を基に情報収集を行い、予測及び評価を行っているため、現時点では事業実施想定区域及びその周囲の状況が把握できていない面もございます。そのため、現地調査においては適切に現況を把握し、本事業による影響について予測及び評価致します。今後の現地調査、予測及び評価の結果を踏まえ、事業による自然環境への影響を可能な限り回避又は低減していく所存です。』であった。しかし、問題なのは、方法書に示された区域の絞り込みにおいて、非常に重要な事前調査が極めて不十分であったことである。事業者は専門家のヒアリングを行うことが想定されるが、配慮書に対する私たちの意見で指摘したフサスギナ・タカネスミレ・カラフトイチヤクソウ・エゾイチヤクソウ・オノエリンドウ・オダサムタンポポ・チシマツガザクラなどが今回の絞り込み地域に存在するのか否か、真の専門家であれば判断できると考える。上記種が実施区域にあるのであれば、今回の絞り込みが極めて希少な植物を無視したことになる。上記種は、国内で 1 箇所または 3 箇所、道南で 1 箇所の分布などが知られるに過ぎないほど重要な希少植物であるので、これら希少植物の存在は、計画の成否に関わる重要な検討項目である。したがって、今後の現地調査ではなく、方法書に至る事前調査において既存資料を十分に解読して、意見に対する真摯な回答がなされなければならなかった。	4 これまで十分な調査がされていない地域と考えており、ご指摘されている種の生育の有無の判断ができるかどうか定かではないと考えております。配慮書では、入手可能な文献その他資料を基に情報収集をした内容となりますので、ご理解ください。方法書以降の現地調査により、植物相の把握に努め、予測及び評価を行い、風力発電機等の配置からできる限り回避できるように検討いたします。

	このように、一般意見に対して回答しない方法書は、決して認められるものではない。 5 景観に関する問題点 7.2-26(353)～7.2-27(354)頁には、方法書で示された区域の大幅な絞り込みで重視された事項の一つとして、『主要な自然景観資源である、羊蹄山の眺望景観に配慮するため、区域について大幅な絞り込みを行った』ことが示されている。 しかし、絞り込まれた対象事業実施区域は、羊蹄山だけではなく、徳舜瞥山・ホロホロ山・オロフレ山・有珠山・洞爺湖畔・中島など、多数の国民が訪れる国立公園内の重要な眺望地点に囲まれている。とくに多数の人々が訪れる洞爺湖畔や中島、有珠山からの眺望にとって、実施区域に大型の風車が 24 基並ぶ状態は、対象事業実施区域が国立公園外であろうとも、国立公園内からの眺望にとって自然景観の楽しみを明らかに妨げることになる。この問題点に関して、配慮書に対する私たちの意見を述べたが、7.1-2（318）頁に示された事業者見解は、「なお、配慮書 P244 に記載のとおり、直接改変の有無のみならず、国立公園側から眺める主要な自然景観資源の眺望景観への影響についても予測を実施しております。方法書以降もひきつづき、国立公園側から見た自然景観・景観資源に関して、いただいたご意見を踏まえながら適切な調査、予測及び評価を行ってまいります。』であった。6.2-56（289)～6.2-58（291）頁に景観に関する手法、17 箇所の調査地点が示されているが、これらの調査地点の調査、予測及び評価項目には「一般的に景観の予測で用いられる手法』を使用することが記されている。 上記の手法は、好天日の昼間における視認に基づく、一般的なものと記されている。しかしながら、国内の景観に関する影響評価を見ると、国立公園などで自然景観を楽しむ国民の景観意識が反映されない場合が多い。したがって、景観の予測、評価手法の一つとして、国民の景観意識を吸い上げる手法を加えるべきである。以上に増して、夜間の航空障害灯の影響は、無視できない大きな問題である。そのため、景観の項目に最も近い項目として、ここで、夜間の航空障害灯の影響を影響評価の項目に加えるべきであることを強調する。ちなみに、7.1-32（327）頁に示された一般意見では、『1 日中稲妻のような光をはなっていることは現地の夜間でないとなかなか気づかない、昼間は明るくて気づかないのだが、北海道の夜は真っ暗でこの光が稲妻のように異様な光を放つ。風力発電は見えないのにこの光は山の端からでも異様な光を放つ。住民にとって寝室を変えなければならないくらいの光を放つ。距離が何キロ先でもこの光は気になる。この光は風力発電が止まっているときも止まることはない。生活環境保護、動植物保護の観点から、また北海道の美しい自然を守るためにも夜間調査しなければならないことである。』であった。これに対する事業者見解は『航空法において、航空障害灯の設置は義務づけられていることから、関係航空局と打ち合わせ、最適な航空障害灯を設置していく予定です。』とあるのみである。上記の意見は私たち以外の一般意見であったが、私たちは、国内・道内において風車群の航空障害灯の発する夜間の点滅に対して異様さ・不快感を体験しているので、上記の一般意見は非常に重要な観点である。しかし、それに対して事業者が夜間の点滅光に関する環境影響評価について、設置に関する法的見解以外にはまったく回答していないことは非常に大きな問題である。6.1-6(234)～6.1-7(235)頁の『影響評価の項目』に挙げられていないが、以上の問題を解決するため、影響評価の項目として新たに加えるべきである。 とくに、当該地域では、洞爺湖畔にある多数の宿泊施設において、宿泊客が洞爺湖・対象事業実施区域方向の静寂な夜を楽しむので、とくに夜間における航空障害灯の点滅が観光客に対	5 ご指摘を踏まえ、羊蹄山の眺望景観への影響だけでなく、洞爺湖畔や中島、有珠山からの眺望景観につきましても、ひきつづき影響を可能な限り小さくするよう、基数や配置について検討を重ねてまいります。 ご指摘の「国民の景観意識を吸い上げる手法」につきましては、既存の研究成果や有識者の考えなどを参考にして、検討いたします。 航空障害灯の点滅に関する予測・評価につきましては、現在確立された手法がないため、予測・評価項目と考えておりません。 しかしながら、航空障害灯の灯器に関しては、周辺への光害に配慮し、配光特性を調整できる（光が拡散せず一方向のみに向く等）タイプが開発されており、本事業においても、光害を可能な限り避けるよう、こうした灯器を採用することを検討いたします。 なお、航空障害灯につきましては、関係機関と協議・調整を行い、適切な航空障害灯を選定いたします。

	して大きな影響を与えることが懸念される。この点を加えて、夜間の航空障害灯による影響を予測、評価すべきことを重ねて述べる。 6「第 4 章第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果』 (方法書 4.1-1(149)の～4.3-67(220)頁)は、全頁にわたって「このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものであるが、下線部については内容を修正している。』との脚注を付けているが、区域を絞り込んだ方法書段階の計画に合わせた記述内容に修正されていない点で大きな問題であり、方法書として認められるものではない。騒音及び超低周波音に関する調査、予測及び評価の結果(4.3-1(154)～4.3-12(165)頁)では、絞り込まれたとされる実施区域からの離間距離が、配慮が特に必要な施設だけではなく住宅からの距離もいっさい示されていない。すでに記したように、事業者見解では『事業実施想定区域から 2km 圏内に配慮が特に必要な施設及び住宅が多く確認されたため、第 7.2-8 図（4）のとおり、区域について大幅な絞り込みを行った。』と記されている。別途、7.2-27(354)頁に、『配慮が特に必要な施設及び住宅から 3km 以上の離隔をとることとした』と記されている。しかし、風車の大型化によって 2km あるいは 3km 程度では影響が納まらないことが明らかである。国内では、風車の仕様が 1,500～2,000kW の場合であっても 2.5km の範囲までの影響が知られる実態がある。実施区域が絞り込まれた方法書段階では、24 基の風車から『配慮が特に必要な施設及び住宅』までの距離が、配慮書のように詳細にまとめた表示が必要である。 昨今の風力発電事業者における配慮書から評価書に至る過程では、最初に配慮書で広い地域に小さな定格出力の風車を建設する案を示し、方法書では「絞り込み」と称して総出力は極力減らさずに基数を減らす場合が多い。すなわち、風車を巨大化する。これは準備書にも引き継がれる。さらに、住民・一般市民の意見が届かない評価書の段階に至っては、経済産業省のお墨付きにより総出力を 110%にする結果が多いため、1 基当たりの定格出力はさらに巨大化している。このような風力発電事業に関わる環境影響評価手続きが、この方法書でも踏襲されているので、非常に大きな問題点となる。今回の方法書では、1 基の定格出力が「3,200～3,800kW」、総出力が「最大 91,200kW」と曖昧に表現されているが、基数だけは 24 基と明確に示され、幅を持たせていない。すなわち、1 基の定格出力は 3,800kW と想定されていることが明白である。風車が 3,200～3,800kW と大型化した場合には、さらに遠方の範囲までの環境影響評価が必要である。風車の大型化と国内外で明らかになっている健康被害例を考え合わせると、少なくとも 20km の範囲までの環境影響評価が必要である。今回採用の風車については、音響パワーレベルが明らかにされていない。しかし、事業者がこの方法書を委託した事業者(一般社団法人日本気象協会)が共通する「石狩湾岸」「石狩洋上」「道北・7 事業や浜里」の資料に基づくと、3,800kW のパワーレベルは 155dB と見積もられる。この数値を NEDO の式、L=PWL-8-20・log10r (ただし、L:音源から距離における音圧レベル・平坦特性(「G 特性周波数重み付けをしない」)・デシベル(dB)、PWL：音源のパワーレベル・平坦特性・デシベル(dB)、r:音源からの距離(メートル))に当てはめて計算すると、例えば直近となる「T24 基」から約 6km 離れた「北湯沢温泉町の中心地」では、低周波音・超低周波音の 1 基当たりの数値が 71dB となり、近隣 6 基の重合を考慮に入れると約 80dB になる。また、10km 離れた地点では、風車群の重合を考慮すると、70dB を軽く超える地点が生じる。さらに、洞爺湖畔温泉街のホテル、協会病院などは 15km 前後の地点にあるが、これらの地点では 70 dB に到達すると予測できる。以上のことから、遠方の範囲までの環境影響評価が必要である。以上の重	6 方法書第 4 章については、計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果を記載することが、「環境影響評価の手引き」で定められております。本方法書は上述の手引きを踏まえて作成しており、方法書として、経済産業省に届け出を行い、受理されております。 騒音及び低周波音に関しては、使用予定のメーカー資料より、発電機の騒音及び低周波音パワーレベルを設定した上で、慎重に予測評価しいて参ります。

	大な問題点が指摘できるにもかかわらず、今回の方法書における『第 4 章第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果』(方法書 4.1-1(149)～4.3-67(220)頁)は、全頁にわたって『このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものであるが、下線部については内容を修正している。』との脚注を付けているが、区域を絞り込んだ方法書段階の計画に合わせた記述内容に修正されていない点で大きな問題となり、環境影響評価における方法書の手続きを無視している。他方、方法書 6.2-18(125)頁の第 6.2-1 図(2)には、大気環境の調査地点(騒音、振動、低周波音)として、住宅等への距離が約 3.9km(最寄)～6.2km 離れている、そして騒音・低周波音調査地点として 5 地点(4.2～6.2km)が選ばれて図示されているが、地権者の了承が得られたこと(6.2-17（250）頁)が前提となり、最寄りの住宅や仲洞爺地区の住宅が調査地点に加えられていない。以上のように、この方法書は、「騒音・低周波音・超低周波音」の項目でも極めて不正確かつ不誠実に記述しており、アセス書の体をなしていない。この方法書は、方法書として認められるものではないので、あらためて再提出を求める。その際、以下の 3 点を明記すべきである。まず、①配慮書段階から私たちが指摘してきた問題点、"科学的に根拠がなく、被害の実態とも合致しない「G 特性周波数重み付け」"を用いないことである。すでに北海道環境影響評価審議会が指摘しているように「超低周波音を感じる最小音圧レベルは国などの基準または目標でないので、この値を下回ったとしても環境保全の基準等との整合が図られているわけではない」という指摘を重く受け止めるべきである。次に、②「圧迫感・振動感を感じる音圧レベルとの比較結果」グラフにおいては、「50 パーセンタイル」の意味を歪曲しないことである。さらに、③現況値を測定する際には、無風の時を選び、データの処理に関しては L_{95} を採用すべきことである。	
6	札幌テレビ塔と同じ位の高さの大型風車が林立・建設されると、住民・観光客は、いつもそれを見て生活しなくてはなりません。昼間は、グルグル回るブレード、夜間は、航空障害灯の点滅をする光。精神的にうっとうしく、低周波の心配もあります。自然環境豊かな地域であり、温泉もあります。観光客も行く場所です。北海道民が大切にしている場所です。風力発電事業をやめてください。大事な、私たちの住む、北海道をこわさないで下さい。	ご意見を踏まえ、今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。
7	事業の目的 欺瞞的な大義名分を掲げるのは止め、時流に迎合した風力発電を手段とした営利目的の事業である事を明記すべきだ。 そもそも、足元の環境破壊も辞さないあなた方事業者に地球環境について語る資格は無い。 事業区域の選定 事業区域の全てがＩＢＡの域内であり、保安林、自然度の高い植生域を含んでいる。本来なら開発してはいけない場所だ。 このような場所を事業区域に設定する事自体、環境に対する意識の低さ、関心の無さの現れだ。 調査、予測、評価 あまりのお粗末さに呆れ、怒りさえ覚える。既存の資料の羅列、これが十分な調査か？生態系の現況を現地調査等により把握し・・と書かれているが、生態系の現況とは何？現地調査等とはどんな調査か？意味が解らない。説明して欲しい。調べるまでも無く生態系は存在するし、木一本伐っただけでも影響を受ける事は誰でも解る。「環境保全措置を検討する事で影響を回避又は低減できる可能性が高い」と評価されているが、検討するだけでは影響を回避する事も低減する事もできないし、影	今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。 なお、方法書には、配慮書おいての予測評価結果を記載しておりますが、それは、あくまでも既存資料を基に事業計画地周辺の配慮する事項の確認を行う目的の一つとして、予測評価を行っております。準備書においては、現地調査結果を踏まえ、事業による影響を慎重に予測評価致します。

	響を回避するには一切触れない事以外には無い。眺望景観への影響について、「風力発電機の設置位置の再検討等、塗装色を環境融和塗色で検討する事で重大な影響を回避又は低減できる可能性は高いと評価する。」と記されている。住民は一カ所にじっとしている訳ではない、日常生活で１０キロ２０キロの移動は普通の事だ。事業予定区域の山並が視界に入る事は多い。家の窓から事業区域を見渡せる地域に住んでいる人達も居る。四季折々楽しみにしている風景に風車の乱立は不愉快だ。「塗装色を環境融和塗色で」など笑い話だ。視界に入るものを消す事は出来ないし、影響が重大か否かは見る者が判断することだ。 配慮書についての意見に対する事業者の見解 随所に見られる粉飾的な文章表現が紛らわしい、好感方向へ導こうとする意図が感じられ、違和感を覚える。「自然環境への影響を可能な限り回避又は低減する。」「極力影響を低減するよう、検討を進めてまいります。」　「重大な影響が避けられないエリアが判明した場合原則として対象事業実施区域から除外します。」等々。「可能な限り」とはどのような意味か?「事業遂行上必要なら回避も低減もしない」と同じだ。「極力」とはどの程度か？「原則として」とはどのような原則か？説明してもらいたい。 低周波音の影響について、先日の住民説明会では100%影響が無いとは言えないと言う事だった。自然環境は我々地域住民の生活を支える重要なものだ。大規模な自然の改変、生態系の破壊は必ず我々の生活に影響を及ぼす。一民間企業の利益追求のために生じる様々なリスクを背負わなければならない理由は無い。事業の即刻中止を求める。	
8	騒音・超低周波音について 出力 3,200kW～3,800kW の大型風力発電機を 24 基設置する計画となっている。住宅より 3km 以上の距離を確保したとのことであるが、海外の例で 3,000kW、37 基のウインドファームにおいて、4 km 離れた家屋内で低周波音・超低周波音をはっきりと確認した報告がある。冬季の大気が安定した条件下ではより遠くへ低周波音・超低周波音が届くということも知られている。山の尾根に建設予定であるので、地形的に低い谷地に音がたまることも予想される。これらのことを考えると、5～6 km 程度離れていても健康影響がでないとは言い切れない。調査地点として、3.9km 離れた最寄り住宅と三恵病院は加えてほしい。評価において超低周波音の心理的・生理的影響の評価レベル (IS0-· 7196) は環境基準ではないので、この値との単純な比較はするべきではない。山間の静かな地域であるので、風力発電機の発する音圧レベルがこの地域の静かな環境レベルをどれだけ増加させるかに注目して評価してもらいたい。	現在調査地点としている最寄住居近傍の St.3（洞爺湖町富丘地区）について、どちらも道道 560 号沿いに存在し、周辺は農地の環境であることから、測定される現況値の大きさに大差はないと考え、現在選定している地点において、地域の代表的な現況の音の大きさを測定できると考えております。三恵病院についても、現在選定している St.3（洞爺湖町富丘地区）, St. 4（伊達市大滝区北湯沢温泉地区）において、地域の代表的な現況の音の大きさを測定できると考えております。そのため、風力発電機から最寄の住居及び三恵病院については、現在選定している調査地点の現況値と発電機からの寄与値を合成することで、予測は可能です。風力発電施設の配置が定まった段階で、当該住居が最も影響を受けるおそれのある地点である場合は、予測及び評価を行います。準備書において、低周波音については、生理的影響の評価レベル (IS0-· 7196)のみではなく、「気になるー気にならない曲線」等、複数の指標との比較を行い、影響について、慎重に評価して参ります。
9	1、初めに ①具体的な調査を始める前に計画を中止して下さい。 ②日本気象協会は調査報告が収入になり、合同会社は建設すると収入になるのでしょうか？この地域に計画した誤りに気付いて下さい。 ③日本気象協会の開発事業に関して、以前から事業者に有利な報告書を作り、加害側に立っていて信頼がありません。	1 今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。なお、一般財団法人 日本気象協会へは、本事業の環境影響評価について、当社より委託をして

		おりますが、本事業の可否の判断には関わらず、中立的な立場で、現地調査、予測及び評価を実施致します。
	2、対象事業の目的及び内容について ①大滝風力発電は、CO_2 削減以前に地域温暖化を加速し、生活環境の悪化、電気料金上昇など、地域に悪影響しかありません。 ②経済産業省、伊達市は設備投資だけが目的です。伊達市は太陽光パネルと風車と荒地のマチになり、快適な居住地ではなくなります。	2 本事業は、二酸化炭素の削減を目的の一つに掲げておします。風力等の再生エネルギーの促進を促すため国の施策のため、電気料金に再生可能エネルギー賦課金が含まれており電気を買取るための費用に回されています。風力等の再生エネルギーが今後、多く国内に導入されれば、賦課金は無くなるものと考えており、二酸化炭素の削減にも貢献するものになると考えます。
	3、対象事業の内容について ①計画は 24 基で最大出力 91,200kW とされ、24 基すべて定格出力 3,800ｋW になります。 ②1 基の定格出力を 3,200～3,800kW として、出力規模を小さく見せようとしています。 ③計画発表は 3,200ｋW、変更縮小して 3,400kW、今回 3,800kW に増大させています。利益は減らさないという計算しかしていません。 ④方法書は事業の実施区域に洞爺湖町を含めていますが、2 月 15 日説明にありません。面積約 677ha の区域を明示して下さい。 4、広域図について ①支笏洞爺国立公園と洞爺湖有珠山ジオパークのエリアが除かれています。 ②それによって、対象事業の失敗がわからなくなっています。 ③広く見ないため、見落としがあります。 ５、位置及びその周囲の状況 ①2016 年 3 月 29 日説明会以来、検討すべき施設が除かれています。 6、配置計画の概要について （要約書 P6）「風車の影響による周辺環境への重大な環境影響を回避又は極力低減するため、配慮が特に必要な施設及び住宅から 3km 以上の離隔を取った。 ①上記文書［　　］の 3 ヵ所を判断するのは日本気象協会でなく住民です。 ②上記文書の波線箇所は恣意的、あいまいで合同会社と日本気象協会の独善です。 ③下線 3km は根拠がありません。30km 以上離す計画の間違いではないですか。 ④合同会社と日本気象協会が、風力発電が騒音被害を起こすと認めないので、被害を出さない対策を取れるはずがありません。	3、4、5、6 配慮書時からの事業計画の縮小にあたっては、配慮書から区域を除外するに当たり、住居及び配慮が必要な施設からの離隔距離について最優先して事業実施想定区域の絞り込みを行い、事業計画地のエリアや風力発電機の基数を大幅に削減し、現時点では、地元の住居及び配慮が必要な施設について、最大限に配慮させて頂きました。 ご地域の皆様が風車騒音による影響について、懸念されているとは、十分に認識しておりますので、今後の現地調査、予測結果を踏まえ、慎重に評価して参ります。
	7、発電機について ①詳細は今後検討し決定するとなっているが、2 月 15 日に説明した「メーカー資料」は、どこのものか。 ②メーカーのデータ操作は、残念ながら起こり得ることで、合同会社や日本気象協会もわからないことがあると考えます。 ③現在検討対象のメーカー、機種、規格、周波数の比較を出して下さい。	7 説明会時に提示したメーカー資料から得た、騒音及び低周波音のパワーレベルについて、現段階で、使用を想定している風力発電機メーカーの機種の中でも、最もパワーレベルが大きい機種にて、予測を行いました。メーカーの選定について、現在詳細に検討中ですので、メーカーの名称については、ご回答できませんが、今後使用する風力発電機の機種及びメーカーが決定した段階で、その内容を周知致します。

	8、騒音、低周波音について ①低周波音を超低周波音と細分化して測定するのはどうしてですか。 ②2 月 15 日説明会などで現況値（A）と風車からの寄与値（B）が単純な足し算でないと書いていますが、（A）以外は断ります。 ③（B）が少ないと説明するのは、風力発電の影響がないといい逃れるためですか。 ④（B）が少しでも影響が出るきっかけを作ったことになります。 ⑤2 月 15 日説明会で日本気象協会は会場の低周波音を測りましたが、何を意図しましたか。 ⑥原子力発電所の建設の際「放射能は自然界にもあり、発電所から出ても大丈夫です」と言ったのと同じですか。	8 現地調査では、低周波音及び超低周波音のどちらの周波数領域を細分化せずに測定しております。 騒音及び低周波音について、特にご地域の皆様の関心が高いと考え、方法書段階ではありますが、これまで得られている現地調査結果や想定している発電機の中でも最大規模のデーターを用いて、参考までに予測した結果をご説明させて頂きました。また、説明会の際に低周波音を測定したのは、ご指摘の意図は無く、ご参考までに説明会会場など、身近な環境での低周波音の大きさをお示しさせて頂きました。
	9、風車基礎構造図、工事概要など。 ①想定図がなく、検討する手掛かりがありません。 ②建設予定地は幅 1km 長さ 6km（推定）で森林がなくなり復活しません。 ③多くの項目が予定、未定、未設計で、検討する手掛かりがありません。 ④洞爺湖国立公園の洞爺湖及び周辺自治体の水源量は少なく、伊達市と留寿都村の森林緑地は、大切な供給源ですから、保安林だけでなく保水機能を持つ森林緑地を改変してはならない。 10、実施区域及び周囲の概況について ①風車の存在を損なう見落としがある。 ②風車の存在で損なう見落としがある。 ④　「重要な地形及び地質は存在しない」 など「重要」というスケールで区別できると考えていますが、「重要」なことだけで存続できず、「重要」か否かを判断する日本気象協会と合同会社の思い違いです。 11、終わりに ①意見や質問をしていない事項については承認していることではありません。次の機会にお聞きします。	9、10 風車基礎図や工事概要など、現在詳細に検討しており、その結果を準備書に記載致します。なお、測量結果や環境影響評価を踏まえ、可能な限り保安林など森林の改変面積を低減致します。 重要な地形及び地質については、「日本の典型地形」（(財)日本地図センター、平成 11 年）、「日本の地形レッドデータブック第 1 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12 年）に選定された地形、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）により指定されている重要な地質の有無を確認しており、事業者が独断で重要な地質の有無を判断はしておりません。 11 今後もご地域の皆様の懸念を払拭するよう、努めて参ります。
10	森林伐採による動植物への影響、健康への不安、風車が破損した場合など問題は、沢山ありますが、とりあえず、今回は景観の調査・予測の内容を中心に意見を述べます。 フォトモンタージュの作成にあたって、画面構成や色彩は、見る人の印象を大きく変える重要な要素であります。画面の中で空を大きくして、風車を小さく弱い色彩で表現するのと、画面いっぱいに風車を置くのでは、同じ写真をもとに作った合成写真でもまるで違った物に感じます。自然空間に異質な物体が有るとき、私達の眼はそこに焦点が注がれるようになり、より大きくその物体が見えるものです。その点を考慮して、風車を小さくしすぎないようにして作成していただきたいです。 洞爺湖温泉街の街中からは、低い山と湖の中島があるため、風車は、その一部しか眼に入らないと考えられます。しかし、大手の宿泊施設では、屋上にお風呂を作っており、窓からは、洞爺湖の景色が見えるようにできています。現在、テレビコマーシャルでもながれていますが、のんびり湯船につかりながら、大自然の雄大な風景を楽しむことが、洞爺湖温泉の目玉商品の一つであります。洞爺湖温泉街の地上からだけではなく、屋上のお風呂のある場所からも、フォトモンタージュを作っていただきたいです。 洞爺湖町の富丘地区では、小高い丘の上に都会から移住してきた人達が、暮らしています。そこからは、竹山や貫気別岳、風車の全貌を見ることが出来、この計画の中で、一番風車の影	フォトモンタージュに関するご指摘につきまして、貴見のとおりと考えます。画面における風車の比率に関しては、風車が恣意的に小さく見えるようなことにならないよう、フォトモンタージュをお示しする際には、写真の画角を可能な限り統一し、同じ画角の場合は同じ紙幅に示すなどの工夫を行ってまいります。また、画面構成や色彩につきましては、眺望点ごとに、その眺望点において多くの人が一般的に眺めを楽しむアングルを採用することを検討し、色彩についても不自然な印象とならないよう配慮いたします。 洞爺湖温泉街からの眺望景観や、洞爺湖町富岡地区の眺望景観、オロフレ峠からの眺望景観につきましては、ご指摘の点を参考にして、影響の予測評価を行うことを検討いたします。 自然景観を大切に思っていらっしゃる皆さまの思いと、クリーンエネルギーの考えとが共存できるよう、景観への影響について引き続き皆さまのご意見を踏まえながら検討重ねてまいります。

	響を受ける居住地域です。竹山と貫気別岳の標高差 50m ほどあり、130m あまりの風車が建つと非常な圧迫感があります。低周波による健康被害も心配ですが、ぜひ景観の調査地点として、合成写真を作っていただきたいです。 私は、時々登山をしますが、頂上に登る達成感とともに、その山からの大自然の眺望を楽しむために山に登っています。徳舜瞥山やオロフレ山からは、羊蹄山がとても美しく眺められ、羊蹄山の美しい姿の前に風車という人工物が立ち並ぶというのは、許しがたいことであります。オロフレ山山頂からのモンタージュも作成していただきたいです。空ばかりを大きくして、風車を小さく見せるようなことは、しないように気をつけて下さい。 たとえ、どのようなフォトモンタージュを作ろうと、巨大な風車が多数建設されることにより、風景は大きく変わってしまいます。洞爺湖町やルスツ等は、観光地であり、風景を売り物にしていますし、そこで生活している富丘地区の人達や景色を楽しみに山登りをしている人達にとっても、非常に不愉快です。たとえクリーンエネルギー政策と言われても、広大な地域にわたって、景観を損なうような開発行為は、許されるものではなく、計画の中止を求めます。	
11	環境破壊、景観破壊、騒音公害、低周波音被害、美しい、自然豊かな北海道に巨大風力発電は必要ありません。人口が少ない地域でも、全国に低周波音被害者が存在し、それがもとで死亡しています。事業者の金儲けのために、住民を無視して建設することはやめてください。観光に悪い影響が出ることははっきりわかっています。動物も野鳥も植物にも悪い影響が出ます。なぜそれがわからないのですか？観光地のどこからでも見える風力発電を作って、美しい北海道を壊すことは絶対にやめてください。電力が余っているとニュースで報じられました。 人が死ぬかもしれない事業をやる必要はありません。私は低周波の数字など詳しくわかりませんが、風力発電建設がもたらす悪い影響は詳しくわかります。それは世界中で、日本中で被害がおきているからです。とにかく死亡者が出ていることは、ニュースにならないだけで周知の事実です。事業者の皆さま被害はないなどとごまかさず、しっかり学んでください。	低周波音について、「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」（環境省、平成 28 年）によると全国の風力発電施設周辺の騒音環境を把握するために、苦情等が発生している事業場も含め、国内 29 箇所で調査を行った結果、風車騒音は超低周波音ではなく、通常可聴周波数範囲の騒音の問題と見解を示しております。また、本事業では、風力発電機の設置予定場所から最短の住居までの離隔距離は約 3.9ｋｍ以上であり、国内の風力発電事業の中でも最大級の離隔距離を確保しております。超低周波音について風力発電機から距離が離れるほど、発電機から届く音の大きさは確実に減衰しますので、ご指摘の人体への健康被害等の影響といった可能性は非常に低いものと考えておりますが、ご地域の皆様が低周波音による影響について、懸念されていることは、十分に認識しておりますので、今後の現地調査、予測結果を踏まえ、慎重に評価して参ります。 景観について、観光地という観点から事業者としても景観への影響を極力抑えていく必要があると考えます。そのため、風力発電機の見えの大きさや自然豊かな風景の連続性にも配慮して、十分に現地調査やシミュレーションを行い、極力影響を低減するよう検討を進めて参ります。今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。
12	伊達市大滝区、洞爺湖町留寿都村に股がる風力発電施設計画につきまして意見を述べたいと思います。世界の先進諸国及びそれに追従する第 3 世界政府ならびに巨大企業などによる工業地農地拡大開発などに起因するといわれている地球温暖化それに伴う自然破壊が地球環境を変化させ異常気象となり私たちにおしよせるなか再生可能エネルギーなどという欺瞞に	方法書段階での説明会では、事業計画の詳細な検討に至っておらず、現地調査についても途中段階であるため、環境の保全の見地からの質問への回答について、至らない点もあったかと思いますが、準備書においては、現地調査、予測及び評

	満ちた言葉を使いながら再生可能な環境をつくり出す生態系の頂点にある広大な自然森林を消失させる本末転倒で無謀な計画には賛同できません。 ここの森や洞爺湖サミットが開かれ洞爺湖有珠山などを有する自然遺産となる由緒あるエリアです。巨大風力発電施設計画地はこのエリアの上手に位置します。開発計画地を白羽矢がたてたれたこの森は貴重な植物、ヒグマなどの動物　鳥類　昆虫など生態系が残された山となっています。この山、森から川へ湖へ海へと栄養豊かな水を送り出しています。海においては植物性プランクトンを発生させ豊かな海を創り出します。森の消失により山より多大なカルシウムが溶け出し磯に沈着し海草の不毛などの海産物の減少につながります。北の白化岩礁といわれています。 説明会において、何故このエリアを選択したかという説明は理解しがたいものでした。政府によるガイドがある様ですが政府自体の社会全体日本国を守り存続させるという意見が各部所においてもほしいという考えで統一した見解政策がないように見えます。その混乱が生み出す諸問題の一つかと思われます。経済優先政策の国民の生活に対する軽視にみえます。生命が存続するためには自然は不可欠だと思います。盆暗な考えとしか見えない。この政策に乗る企業などの乱立、甘い汁を求める虫がごとく貴社もその１つではないかといわざるをえません。貴社の説明は何一つとして理解信頼できるものはありませんでした。ポリシーなき伊達市の地方行政（自治権）による大滝の切売り姿勢も問題ではないかと思われます。 自然破壊のみならず低周波音、送電線、発電機による電磁波なども懸念されます。風車自体も計画変更にともない巨大化してきてます。健康被害観光地における景観問題土砂流失による川、湖、海の水質悪化（水質資源の問題）など沢山の問題が見えてきます。 森林消失に熊が集落に降りてくる危険動物による農業被害なども考えられます。何故ここ選ばれたのか何か恐ろしい計画があるのではと疑いすら起きてきます。 コスト面でともいう話もありましたが決して低コストになるとは思われません。過積載のトラックが往来する国道は穴ボコだらけなのに風力発電用資材を積んだトラックがどれだけ通れるのでしょうか。その運搬車も過積載ではないだろうか。 地域にとっては迷惑ですね。メリットないですね。 外国製巨大風車性能も明らかにされず動かしてみないと解らないのでしょうか。巨大になれば悪影響も大きくなる。アメリカは巨大好き。かつての日本も大和、武蔵という巨大戦艦をつくったがあの小さなグラマン戦闘機によりアッという間に海に飲み込まれていった様に大き過ぎるものはデクの棒が多い。話によりますと日本の風力発電は NO.1 だと自負されてました。日本の電力を全てまかなうなどの力を出せるらしいが再生不能な大地をつくりだすならいらない。ちなみにコスト面環境面を考えるなら苫東工業地帯などの影響が少ない場面を選ぶという考えはなかったのですか。 余談ですがね・・・。これからの人類は地球大自然生命を存続させる義務があると思います。それは自然を守ること再生させていくこと（植林など）が求められるのではないでしょうか。心がお有りでしたら、この計画をやめることを切に願っています。考え直していただきたいと考えます。 P.S.　酸素を生み出し生態系を創り出す自然･森を大切にしましょう。	価結果を踏まえ、環境保全措置を十分に検討させて頂きます。 今後、景観、動植物及び生態系等の自然環境への影響について慎重に調査、予測及び評価を行い、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。
13	■コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。国内では今後さらに風車が	■コウモリ類について 環境影響評価では、抽出される重要種から予測及び評価を行っていきますが、できる限り、すべての種についての影響の予測及び保全対策を検討いたします。

	建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。重要種も重要種以外のコウモリも、すべてのコウモリについて影響予測及び保全対策を行って欲しい。	
	■コウモリ類の専門家へのヒアリングについて 風力発電施設供用によるコウモリ類への響影を予測するために、必要十分な調査を行うべきである。必要な調査内容については、鳥類やネズミ類、大型哺乳類などの他分野の「専門家」ではなく、バットストライクについて十分な知識のある「コウモリ類の専門家」にヒアリングを行うべきではないのか。	■コウモリ類の専門家へのヒアリングについて 今後の準備書作成までにコウモリ類の専門家へのヒアリングを実施し、調査結果から影響等について、ご意見をいただきます。
	■コウモリ類の調査について コウモリ相調査だけではバットストライクの影響予測や保全対策に必要な情報が得られない。コウモリ類の影響の程度を予測するために、「コウモリ類の専門家」の指導のもと、調査の重点化を行うべきではないのか。	■コウモリ類の調査について 方法書では記載できませんでしたが、他の案件などを参考に風況ポールへ機器を設置しての、高度別定点観測調査を実施する予定です。
	■バットディテクターの探知距離について バットディテクターの探知距離は短く、高空、つまり風車ブレードの回転範囲のコウモリの音声は地上からほとんど探知できない。よって風況観測塔（バルーンは風で移動するので不適）にバットディテクター（自動録音バットディテクター）の延長マイクを設置し、高高度におけるコウモリの音声を自動録音するべきではないのか。これらは、すでに欧米や 国内でも行われている調査手法である。	■バットディテククターの探知距離について 上記にとおりで、地上からのバットディテクターでは探知できない高度の把握も行ってまいります。
	■バットディテクターについて ・使用するバットディテクターの機種、探知距離、1 晩あたりの使用台数、調査地点あたりの調査時間を詳細に記載すること。 ・自動録音はヘテロダイン方式ではなく、周波数解析が可能な方式で行うこと。 ・風車の数、配置、地形を勘案し、録音地点は、複数地点選定すること。 ・月別に、風速、出現時間帯、出現頻度等を比較し、予測や保全対策につなげること。	■バットディテクターについて ・準備書に記載いたします。 ・使用機器については、Pettersson 社製 D500X 等を予定しております。 ・自動録音については、今のところ 1 か所の設置としております。 ・気象状況との関係を解析する予定で、予測や保全対策につなげたいと考えています。
	■バットディテクターの機種について ・ヘテロダイン方式のバットディテクターは、一度に探知できる周波数帯が狭いので、コウモリの種の識別にはほぼ使用できない。バットディテクターは、周波数解析が可能な方式の機種を使用するべきではないのか。 ・コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果などの声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきではないのか。 ・捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。	■バットディテクターの機種について ・自動録音の調査には Pettersson 社製 D500X 等を予定しております。 ・ソナグラムからの種の同定は難しいと考えており、ご指摘のとおり、ソナグラムをグループ化しての出現頻度などから解析を行う予定です。 ・捕獲日の自動録音データについては、解析時には除外するように考えております。
	■コウモリの捕獲調査について ・コウモリの捕獲許可申請及び捕獲調査は必すコウモリ類の専門家の指導のもとで行うべきである。 ・6 月下旬－7 月中旬はコウモリ 類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。	■コウモリの捕獲調査について ・捕獲にあたっては、捕獲経験のある調査員が同行し実施します。 ・出産哺育期の捕獲調査は実施しません。

	・ハープトラップは高空を飛翔するコウモリを獲捕できないので、カスミ網も併用するべきではないか。 ・地上に張ったカスミ網で高空を飛翔するコウモリを獲捕する方法はある。本物の「コウモリの専門家」ならば知っている。知らなければその方は「コウモリの専門家」ではない、ということだ。 ・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、放獣するべきではないか。 ・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハープトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対に行わないこと）。	・使用器具については、使用する環境を踏まえて検討いたします。 ・麻酔はせずに、ご指摘の記録後は速やかに放獣いたします。 ・ハープトラップ調査においても、常時調査員がついて実施いたします。
	■意見書の提出方法について わざわざ意見を述べるのに、郵送すると費用がかかる。アセスで意見を求めているのは本件だけではなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは金銭的・時間的な負担がかかり大変迷惑だ。なぜ御社は、他の事業者のようにメールや専用フォームで意見を受け付けないのか？専用フォームならウィルスの心配も少ないのではないか。	■意見書の提出方法について メールの場合、セキュリティシステムの関係でメールを入手出来ない可能性があるため郵送での受付とさせて頂きます。
	■コウモリ類の保全措置について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から 200 m 以内に建てた風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から 200m 以内ではバットストライクのリスクが高くなるという。コウモリを保全するため、風力発電機は樹林から 200 m 以上離すべきではないのか？	■コウモリ類の保全措置について 海外の情報から、ご指摘の内容を得ており、今後の専門家からのヒアリング結果を含め、現地の環境を見ながら、風力発電機の配置を検討いたします。
	■コウモリ類の保全措置、供用後のモニタリングの実施方法について コウモリの保全措置として、カットイン風速の値を上げることとフェザリングが欧州で行われている。清明な事業者ならば、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを理解していると思う 。仮に、 理解しているならば、その場合にかかるコストは、実際にいくらなのか試算してみるとよいだろう。それほどコストはかからないはずだ。つまり事業者にとって「十分実施可能な保全措置」ではないのか。	■コウモリ類の保全措置、供用後のモニタリングの実施方法について 海外の情報から、ご指摘の内容を得ており、保全措置として検討いたします。
	■コウモリ類の保全措置、供用後のモニタリングの実施方法について コウモリは通常、強風では飛ばないため、コウモリの保全対策として、カットイン風速の値を上げることとフェザリングが欧州で行われている。賢い事業者ならば、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを理解しているはすだ。現地調査によりコウモリ類への影響が予測された場合、事業者は適切な保全対策をする必要があるが、そのためには適切なカットイン風速を求める事前調査が必要だ。なぜなら適切なカットイン風速値はケースバイケースで一律ではないからだ。この調査は専門性が高く、鳥類や大型哺乳類など他の分野の専門家ではアドバイスできないだろう。「専門外の素人」に貴重な時間をかけるよりも、コウモリの保全対策について十分な知識のある「コウモリ類の」専門家に、調査手法や時期など適切であるか、きちんとヒアリングを行うべきではないのか。	■コウモリ類の保全措置、供用後のモニタリングの実施方法について 準備書までにコウモリ類の専門家にヒアリングをいたします。

	■P261　バッドディテクターによる調査について 　バットディクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんどキャッチできない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離を記載すること。なお事業者が「専門家に聞く」ことは知っているが、わからなければ自分でテストして調べること。	■P261バットディテクターによる調査について 使用するバットディテクターの探知距離を準備書に記載致します。
	■P261 バッドディテクターによる調査について 　バッドディテクターによる調査時間の記載がない。「利用頻度を比較する」つもりならば、本来ならばすべての風力発電機設置位置(24 箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。その場合バットディテクターの延長マイクは必す樹冠より上に設置すること。この手法は国外だけでなく国内でも行われているコウモリ調査手法である。	■P261　バットディテクターによる調査について すべての地点での実施は難しく、風況ポールを利用して、風力発電機の回転域が確認できる調査を予定しています。また、調査時間については準備書に記載いたします。
	■P26 1 バッドディテクターによる調査について 　バッドディテクターによる調査について肝心の調査日数の記載がない。年間数日（年間活動期間の数%）程度のデータで、バットストライクの予測に耐えるデータ（コウモリの利用頻度）が得られるのか？「コウモリの利用頻度」の調査をするつもりならば自動録音機能付きのバットディテクターを使用して、長期間の録音をするべきではないのか。	■P261　バットディテクターによる調査について 調査期間の情報は、準備書に記載いたします。高度別の定点観測調査は連続した録音を予定しています。
	■コウモリ類の保全措置について 　なぜ事業者は風車で益獣のコウモリを殺すのか？事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子や孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑制できることはこれまでの研究事例でわかっている 。準備書に『事後調査でコウモリの死体を確認したら保全措置を検討する』と記載した事業者がいたが、御社はこれを動物福祉及び倫理的配慮の欠如した行為だとは思わないか。事後調査はアセスの免罪符ではない。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。	■コウモリ類の保全措置について 保全措置について、ご指摘を含めて、検討いたします。
	■コウモリ類の保全措置について 　ライトアップをしないことをコウモリの保全措置とする事業者がいる。ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。ライトアップをしないことはコウモリ類の保全措置として有効ではない。	■コウモリ類の保全措置について ライトアップによる誘引は大きくなると考えており、少しでも誘引要因を減らすために保全措置として選定しています。
	■コウモリ類の保全措置について 　事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？ならば「コウモリを殺してから保全措置を検討する」など動物福祉及び倫理的配慮の欠如した行為だと思わないか。既存資料によれば、樹林から 200m の範囲に風車を立てないこと、カットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、コストもそれほどかからないので事業者が「十分実施可能な」、コウモリ類への保全措置ではないのか。仮に、今後バットストライクが予測されるならば、まず事業者はこれらの環境保全措置にかかるコストを算出してみるべきではないのか？それとも、コウモリの保全措置は「やればできるけど、金がかかるから絶対にやらない」つもりなのか？カットイン風速をあげる、もしくはフェザリングするといったコウモリへの保全措置は、すでに行われており、事業者は実施可能なのだから、「知見がないからできない」などと決めつけてはいけない。	■コウモリ類の保全措置について 収集している文献からも得られた内容で、保全措置については、今後検討してまいります。
14	・動物の調査の範囲が、狭いと思います。低周波等による人間の健康被害は、各地の風力発電近辺から報告されていますが、	・現地調査の動物の調査範囲は「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」

	人間より敏感（あるいは異なる感知のし方をする？）と思われる動物は、もっと広範囲に影響があると考えるのが妥当ではないでしょうか？ 動物の生存を脅かすだけでなく、それによって、動物の移動が起り、人間の生活圏との棲み分けバランスが崩れて、畑が荒らされたりすることも懸念されます。その場合の対応や補償はどうなるのでしょうか？	（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所、平成 25 年）では対象事業実施区域から 250m 程度、「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（建設省都市局都市計画課、平成 11 年）では同区域から 200m 程度が目安とされており、これらを包含する 300m 程度の範囲としております。猛禽類については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成 24 年）にて、クマタカの非営巣期高利用域の半径 1.5km 程度、オオタカの 1.0～1.5km を包含する 1.5km 程度の範囲とし、魚類及び底生動物については、濁水が流入する可能性のある河川の経路を調査地点に設定しております。なお、風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音等による家畜や野生動物への影響に関する論文等は現在のところほとんどないのが現状と認識していますが、今後も引き続き最新の知見の収集に努めて参ります。
	・予測ほど風が吹かなかった、採算があわないなど、うまく行かなかった風力発電が、稼働を辞めたまま、解体費がかさむことから、放置されている例が多くあると聞きました。そのような事にならないように、解体撤去費を担保することを条件にしてください。	・事業の採算を確保できるよう、現地の風況調査を長期に亘り慎重に行います。万一、稼働後に発電機を止めることになった場合も、現地に放置することがないよう、事業者として、責任をもって対処する所存です。
	・垂直視角の大きさで、眺望景観の改変の程度を評価していますが、それが、さらに横に連なった場合、という視点も重要だと思います。たとえ点で目立たない物も、連なって線になれば、景観の破壊になると思います。（資料を見る限り、垂直視角 0.5 度も、個人的には十分気になりそうですが。） すでに、日本各地で、風力発電による健康被害等の事例があるなかで、日本に例の無い規模の計画なので、予測しきれないのではないかという不安が拭いきれません。事前の綿密な調査を求めるとともに、不測の事態における、補償をどのようにお考えか、お聞かせ頂きたいです。	・景観について、環境アセスメントにおいては、感性の分野についても、客観的な数字で影響の程度を示すことが求められているため、国内で参考知見として使用されている「鉄塔の見え方」をもとに、数字で表しております。しかしながら、ご指摘のとおり、景観は感性に左右される分野であり、たとえ小さくても失望される方と、大きく見えても好感をもたれる方とがおいでになると考えております。マイナスにお感じになる方のご意見も踏まえ、眺望景観への影響ができる限り小さくなるような方策を検討してまいります。評価基準の一つとして「垂直視角」も示しながら、今後も引き続き、住民や関係者の皆様に景観についてのご説明をしてまいります。 今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参りますが、万一、本事業の稼働開始後に、問題が発生した場合は原因究明を行い、風力発電機の影響かどうか判断した上で、事業者として真摯に対応したいと考えております。
15	私のエネルギー環境にたいする考え方は、原子力発電所廃止、再生可能エネルギーの普及に賛同するものです。ただし、御社	

	がこの度提示された「（仮称）大滝風力発電事業環境影響評価報告書」の情報提供の方法、影響評価の方法には大いに疑問を感じました。そもそも「なぜこの土地に」とも強く思いました。以下の通り意見をまとめましたのでお目通し下さい。	
	1.情報開示の方法 インターネットで閲覧する際に、特定のブラウザでしか閲覧できない状況を仕立てたことには大いに失望しました。ウィンドウズユーザーですら、特定の OS でしか閲覧できなかったとのこと。これは明らかに地域住民にたいする排除の姿勢であり、「資料を閲覧させる意思がない」との意思表示と受け取りました。御社の社会に対するそもそもの姿勢を問わせて頂くとともに、より誠意のある縦覧と意見集約を再度行うことを求めます。	1. 閲覧対象ブラウザについて、使用しているソフトの関係上、現状では閲覧について、Internet Explorer を推奨しております。しかしながら、今後はその他のブラウザでも閲覧できるように検討させて頂きます。
	2.本事業が実施に移された暁には、御社は景観法に定められた公益事業になりうる立場にあると考えられます。電力を売買する営利事業を成り立たせるための理論武装以外の、多面的な公益性、つまり地域の現在および将来的資産や潜在力にたいする検討および報告がまったく見受けられませんでした。御社が地域にもたらす新しい公益性は、果たして地域で共有されてきた価値観と共存できるのでしょうか。そのような視点からの地域に対する理解を示されることを求めます。	2. 本事業による地元への貢献についても重要であると考えております。どういった形で地元貢献ができるか、今後も地元の方とも協議をさせて頂きながら、検討をさせて頂きます。
	3.支笏洞爺国立公園をはじめとした重要な自然環境のまとまりの場、洞爺湖有珠山ジオパーク、洞爺湖町の環境宣言、その他の環境保護に係る指定にたいする考え方について、これらを複合的に考察した御社の見解が見いだせませんでした。とくに様々な場の指定は、単なる線引きではありません。これは特定の環境を保護するための、最低基準ラインと理解すべきではないでしょうか。とくに支笏洞爺国立公園は、3 カ所に分散する飛び地型の国立公園です。当地を訪れる人々は、これらの 3 地域に囲まれた本事業の計画地を含む範囲を介して「見る、見られる」という関係に親しんでいます。また本事業の計画地の一部にあたる留寿都村を含めた近隣では広域景観の取り組みが行われ、北海道もさらなる広域景観の取り組みを推奨しています。このような状況において、本事業を支笏洞爺国立公園の、緩衝地域たる潜在力のある位置に計画される場合の、地域資源に与える影響等にたいする環境面、観光面からの考察がなされていません。併せて、方法書に記載された景観調査の手法があまりにも古く、より地域の価値に即した方法を提示、実践されることを求めます。	3.「洞爺湖有珠山ジオパーク」につきましては、関係市町村への聞き取り調査や、関係機関との協議のうえ、眺望点の選定を行いました。今後も関係機関との協議を行い、ジオパークでの学びの場への影響や、ジオパークの自然景観への影響を可能な限り低減するよう、十分に検討してまいります。また、本事業は、支笏洞爺国立公園に周囲を囲まれていることを念頭におき、国立公園内の主要な眺望地点を調査地点として、選定しております。事業者としても景観への影響を極力抑えていく必要があると考えます。そのため、風力発電機の見えの大きさや自然豊かな風景の連続性にも配慮して、十分に現地調査やシミュレーションを行い、極力影響を低減するよう検討を進めて参ります。
	4.環境、生物多様性、景観を含む人と自然のふれあいに関して、一定の資料収集と調査をされたようですが、考察なき結論が導かれているように拝見しました。資料と結論が直結するような調査報告では意味をなしません。速やかに方法論と、その方法論を選択した根拠が提示されることを求めます。また生態系の判断、とくに動物の移動に関しては、地球の温暖化の影響のもとで、やや変動することも考慮に入れた、幅の広い考察が必要と考えます。この点も考慮した調査を追加していただくことも求めます。	4.環境、生物多様性、景観、人と自然との触れ合いの活動の場に関して今後、詳細に現地調査を実施致します。その結果を踏まえ予測評価を行います。上述の内容について、準備書にてお示し致します。
	5.本事業は当初予定よりも事業範囲を縮小し、発電力をあげたとのことです。しかし本方法書に記載された植生は、主に中止となった事業対象地のもののようです。現在、事業をされようとする土地は笹原ではありません。したがって種子吹き付けでは生態系の維持には結びつきません。御社におかれましては、当初の事業範囲における追加事業を行う意思があるのか、放棄したのかを明確に提示する誠意を問いたいと考えます。	5.植生については、今後の現地調査において、現状の把握に努めます。その結果を踏まえ、可能な限り自然度の高い植生の改変を避けるなどの環境保全措置を検討して参ります。

	6.本事業の対象地は尾根筋に位置しています。人家のある地域よりも極めて気象の厳しい立地であることもご承知の上と考えます。この際にさしあたって 2 つの課題があると考えられます。 第 1 に、風力発電機の基礎の規模です。1 機あたり 140 坪超の面積で基礎も 2.5m とのこと。この規模は最低の占有容積で、条件によっては大きくなることと想像します。つきましては、この基礎が尾根筋に点在する時の周辺に与える影響に関する考察を提示する必要があると考えられます。 第 2 に、尾根から下の傾斜地全域の環境を保護する必要があると考えます。 そのような視点で考えると、風力発電機が立地している間は常に、以下の少なくとも 4 点が必要と考えます。 ・事業対象地とその下流面の環境の変化をモニタリング ･上記を目的とした、各地権者との協議や協働の締結 ･上記の個別のモニタリング結果から、一つの水系として俯瞰的に地域にたいする影響のモニタリング ･第三者による常設的な管理体制の構築 少なくともこれらの視点にたいする対応を示すことが必要と考えます。さらに環境が変化した場合の対処方法も併せて、この段階で明らかにすることを求めます。	6. 発電機の基礎構造については、今後の測量結果を踏まえ、検討を行います。水環境については、周辺河川で現地調査を実施いたします。予測については、工事中に発生する沈砂池からの排水が周辺河川へ到達するか、確認いたしますが、周辺河川への濁水を極力回避するよう、濁水対策について、十分に検討して参ります。
	7.工事にあたって発生する廃棄物を法律に則って処理するのは、最低限の義務に過ぎません。また木屑、コンクリートくずの他に、モルタル混じりの汚水や有機溶剤など、土中に浸透し、見えなくなってしまうものにたいする配慮なども明記すべきではないでしょうか。地域環境に対する影響を低減するための企業努力、企業宣営がなされるべきと考えます。具体的な策を求めます。	7.廃棄物についての処理について、ご指摘も踏まえ、十分に留意致します。
	8.風力発電機のメンテナンスをどのように行うか、工事の際に開削する道を管理用道路として活用するとのことですが、工事時の規模は不要と考えます。少しでも植林をすることを考えておられるのか、御社として最低限と考えておられることを明示されることを求めます。	8.風力発電機のメンテナンスについては、基本的に工事の際に開削する道を管理用道路として活用する計画ですが、可能な限り工事時の盛土部などの拡幅箇所については、緑化いたします。
	9.風力発電が設計通りの成果を得ない場合、御社はこの施設をどのように取り扱うご予定でしょうか？ 負の状況が起こった場合の対応方法を明示されることを求めます。 10.風力発電機故障時の対応、何らかの理由で撤去すべき場合が生じた時の対応を明記されることを求めます。またそのためのコストを担保するのか否か、撤去のためには管理用道路を再整備する必要があるのか、など具体的な全体像とともに明示されることを求めます。 以上です。 尚、札幌オリンピックの恵庭滑降コースは原生林を開削して設置しました。自然林に戻すという条件で、実際に混交林としての植林も行われたそうです。しかし森林の復元を標榜していても、40 年以上たった今でも、滑降コースの痕跡は航空写真などを見ると、よく分かります。 一度手をつけてしまった自然は、人の人生をかけても戻りません。 御社におかれましては、貴重な環境資源、観光資源であり、これからその価値が認められていくであろう土地における事業計画に際して、熟考をお願いする次第です。	9，10 現在、事業の採算について、詳細に検討しており、風力発電が設計通りの成果を得ない場合や撤去時についての対策を今後、十分に検討させて頂きますが、万一、風車稼働後に採算性の問題などで、稼働を止めた場合も、放置することなく、事業者として、責任をもって、対処します。

16	I.方法書 166 ページ「動物」について 【意見】 ヒグマの記述が欠落しています。方法書は、文献に記載されている動物をもとにしているとのことですが、絶滅が心配されており、企業として少なくも数年 GPS による調査を行う必要があります。 【理由】 1.「竹山周辺はヒグマの生息地」です（留寿都町黒田酪農家の証言）。風車建設地は、石狩低地帯と黒松内低地帯に挟まれた「積丹・恵庭グループ」で、1990 年代から推定 20 頭が生息しているとされています。しかも「遺伝子タイプは単純な 9」です。2016 年 12 月 4 日、伊達市大滝区上野で、体重 390kg6 歳の雄グマが道猟友会伊達支部大滝部会によって射殺されました。「冬ごもり」直前だとみられています（酪農学園大佐藤喜和教授）。GPS　による調査を数年間行い、「冬眠穴」の存在を明らかにした準備書を期待します。 2.先住民族アイヌは、ヒグマを『キムン・カムイ』、山の神様とよび尊敬していました。アイヌ民族博物館のある白老は、この竹山の嶺に続く地にあります。2020 年のオリンピックの開会式でアイヌ民族が世界的な注目を集めることでしょう。その時、『キムン・カムイ』を追い出す事実が明らかになり、世界の批判を浴びないよう貴社の倫理感に期待したいと思います。 3.ヒグマは 12 月下旬からクマイザサやネマガリダケの葉を「冬眠穴」に敷き、分厚く積もった雪の下で天井からしたたり落ちる水滴を補給しながら体重を 20%も減らし 130 日前後を過ごします。この数年、伊達市関内、伊達市紋別岳、伊達市谷藤川、そして昨年春、伊達市有珠山東麓大平町の畑で若いクマの足跡が発見されています。目撃されれば害獣となりますが、ヒグマは道民にとって愛すべき動物であることを貴社は認識すべきです。 4.知床のヒグマの糞を炭素・窒素同位体によって調べた結果、ヒグマは海と山の循環を司るメッセンジャーの役割を持つ優れた動物であることが明らかとなりました。知床が世界自然遺産に登録されたのは、他の動物を含めこの物質循環が見事に維持され世界的な価値があると認定されたからでした。「森をつくる動物」と言われるヒグマも一役買っていることは言うまでもありません。「ヒグマは犬の 7 倍の嗅覚をもち、好奇心の旺盛な動物である。風車が建っても怖がらずむしろ好奇心で近づく危険性があります。作業場の人が、万が一、残飯、空き缶、菓子・包み紙を捨て、置き忘れた場合、ブルーシート、新聞広告ビラ、飲み捨て水などの臭いを残した場合など、普段嗅いだことのない臭いに興味を示し、その臭いがヒグマにとって美味しいと感じると、再び、必ずその場所にやってくるものです。子連れの親子がその味を知った時、その子どもが大人になり、親から離れて新しい縄張りを確保するために徘徊する時があります。この時が最も危険な時です。『苫前羆事件※』や、デントコーン・ニンジン畑が食いつくされるのは、ヒグマの性格をよく表した惨事、被害である」と前田菜穂子氏は警告しています(2017 年 1 月 22 日、伊達市「冬の自然勉強会」～「クマと安全に付き合う方法～ヒグマと共存する方法～」ヒグマ学習センター、元登別クマ牧場学芸員）。洞爺湖町財田を流れるソウベツ川には洞爺湖で育ったサクラマスが遡上します。徘徊したヒグマがこのサクラマスに出会った時、よりいっそう、人間と接する機会が増すかもしれません。ヒグマを甘く見ないことも貴社は認識すべきです。 ※「苫前熊事件」大正 4 年〈1915 年）12 月 9～ 10 日、北海道苫前開拓農家 15 戸のうち 10 戸がヒグマの侵入を受け「7 人が死亡、3 人が重傷を負った事件」対応が遅かった事件 5.貴社は「GPS によるヒグマ調査を検討する」と述べていますが	I. 方法書 166 ページ「動物」について ご指摘を踏まえ、ヒグマについては、専門家へのヒアリングを実施し、今後の調査手法や事業による影響予測について、慎重に検討させて頂きます。 なお、ヒグマが工事現場や事業地に近づくことについて、極力防ぐよう、機材やゴミの管理や処理について、十分に留意致します。

	ア）ヒグマの移動ルートの調査をする、 イ）ルートに捕獲装置を仕掛ける、 ウ）捕獲されているかどうかを点検する、 エ） GPS をつけ追跡する、 オ）冬眠穴を見つける、 カ）数年かけヒグマの数を個体別に明らかにしていく、 など広大な移動範囲を持つヒグマの調査は、多くの人々の労力と忍耐が求められます。「検討したが不可能だった」とその理由を羅列することのないよう期待致します。	
	II.方法書 20 3 ページ景観について ［意見】 1.洞爺湖の景観を生業としている住民及び関係者、この景観を誇りにしている胆振管内及び北海道民、洞爺湖の景観に魅せられて訪れる全国的・世界的な人々が、洞爺湖の景観に期待を寄せています。エメラルドグリーンの湖面の向こうの嶺に林立する巨大風車は、例え「垂直視角が 0.5°」でも人々に失望を与え、「風評被害」として広がっていくでしょう。景観は「感性」＝精神活動の問題であり、「垂直視角 1～ 2°以下」だから問題ないとするのは「感性」の押しつけです。 2008 年の G7・洞爺湖サミットに訪れた世界の指導者は『素晴らしい景観だ』と絶賛しました。仮に、再度 G7 の会場として打診があった時、北海道知事は「垂直視角が 0.5°だから大丈夫」「素晴らしいと感じないのは鈍感だ」と太鼓判を押して推奨するでしょうか。「垂直視角」によって、洞爺湖の絶景を規定することはなじまないということを指摘しておきたいと思います。	II.方法書 20 3 ページ景観について 1.景観について、環境アセスメントにおいては、感性の分野についても、客観的な数字で影響の程度を示すことが求められているため、国内で参考知見として使用されている「鉄塔の見え方」をもとに、数字で表しております。しかしながら、ご指摘のとおり、景観は感性に左右される分野であり、たとえ小さくても失望される方と、大きく見えても好感をもたれる方とがおいでになると考えております。マイナスにお感じになる方のご意見も踏まえ、眺望景観への影響ができる限り小さくなるような方策を検討してまいります。評価基準の一つとして「垂直視角」も示しながら、今後も引き続き、住民や関係者の皆様に景観についてのご説明をしてまいります。
	2.洞爺湖温泉街での住民説明会は行わないと大滝の説明会で正式表明しました。温泉街の人々、特にホテル関係者は、夕方から夜にかけて忙しいのが常識です。温泉街から富岡までは 20km 以上離れた温泉街の向かいの奥山にあります。「町広報、新聞に掲載したので、洞爺湖町富岡の説明会に来てほしかった」というのでしょうか。「住民ファースト」に欠ける姿勢と言わざるを得ません。もしかして、「垂直視角」による説得が困難だと考えているのでしょうか。洞爺湖温泉街の住民に景観問題を説明できない風車建設は止めるべきです。	2．洞爺湖温泉街での住民説明会について、今後自治体とも相談しながら、実施するように検討して参ります。
17	とりあえずの感想です。 ヒグマ（人的被害、調査の必要）、ジオパーク（観光経済）からの観点が欠如していて不安です。	ご指摘を踏まえ、ヒグマについては、専門家へのヒアリングを実施し、今後の調査手法や事業による影響予測について、慎重に検討させて頂きます。 「洞爺湖有珠山ジオパーク」につきましては、関係市町村への聞き取り調査や、関係機関との協議のうえ、眺望点の選定を行いました。今後も関係機関との協議を行い、ジオパークでの学びの場への影響や、ジオパークの自然景観への影響を可能な限り低減するよう、十分に検討してまいります。
18	私は美術活動を行っており、NPO 法人伊達メセナ協会の会員でもあります。市民メセナ協会は伊達ブランドですというリーフレットがあるのですが、その中に文化とは何かが書かれていますのでその一部を紹介します。「文化は土が育みます。季節の移ろい、風の音、大気の香り。先人が気の遠くなるような時間を費やし、拓いた肥沃な大地は豊かな恵みだけでなく、言い	事業者としても景観への影響を極力抑えていく必要があると考えます。そのため、風力発電機の見えの大きさや自然豊かな風景の連続性にも配慮して、十分に現地調査やシミュレーションを行い、極力影響を低減するよう検討を進めて参ります。

	知れぬ安堵感を与えてくれます。これが文化の源です。（以下略）」このことは風土論、文化論としてどこの地域でも共通していることです。この文化論にかかわって秀れた作品を残した作家を紹介しましょう。写真家掛川源一郎氏は 1977 年有珠山噴火以来有珠山頂の復興を願い写真をとり続けていました。また彼の写真のテーマにもなったバチラー八重子氏は有珠コタンの自然と人への愛しさをうたっている。絵画においては兵頭青兒氏が透明な湖水をエメラルドグリーンで描き、全道的に高い評価を得ていた。同じく森松治氏は点描画によって洞爺湖の四季折々の色鮮やかな作品は多くの方に知られ、わかさいも本舗の包装紙にも使われてきました。さらに、優しさと美しさを感じさせる洞爺湖のまわりは彫刻群にかこまれ、自然と文化（芸術）が共存し、先の文化論にあるように、現代人への安堵感、いやしを与えています。なお、伊達美術協会（伊達と洞爺湖）では「伊達（地方）白景展」を年一回開催しています。伊達美協の会員たちが愛している絶景壮瞥町梅公園はスケッチポイントです。梅林の並木の上に風車を描かなければならないのか。自然の景観をこわすことは文化をもこわすことになるのです。	
19	この風力発電計画は、住民の必要性に基づいて要望・要請されて出てきた話ではないということ。一企業の営業のため、気象環境から割り出し、勝手にこの地域を指定しています。 その時々の政権のエネルギー政策の後押しに乗って、電力会社が住民無視で押しすすめるという構造は、原発と何ら変わりありません。 その結果、この発電事業で地域環境（森林、野鳥、動物、昆虫などの生息地）と、住民の健康、生活が脅かされることになります。再生可能エネルギーというより、環境破壊エネルギーになってしまいます。 日本気象協会の低周波音の仮測定では、相変らず健康には何ら支障はないという説明でした。電力会社の請負で、低周波音の影響はほとんどないという仮予測を出し、電力会社はそれをもって大手を振って稼動し、その後住民がどんなに健康被害を訴えてもそのことへの責任はとっていませんね。聴覚閾値を超えることはないという言い方をするようですが、住民は耳で聞こえる音より、体の中に「ズン・ズン・ズン」と響いてくるのだそうです。毎日毎日、昼夜を問わず、強弱の差こそあれ（風のある場所が選ばれている訳ですから）この羽音にさらされていればどんな状態になるか想像つかないでしょうか。 原発と同じで、田舎の住民はいつも犠牲を強いられてきました。田舎に住む人間をバカにしたやり方だと思います。 自治体になにがしらの固定資産税が支払われるようです。伊達市に合併された大滝ですが、伊達市がこの計画をうけいれるとすれば、これも田舎住民の切り捨てと言えないでしょうか。 人間は農作物などが動物に荒らされたりするとよく、○○○円の被害だと換算します。しかし、この風力発電事業で、土は掘り返され、えぐられ、木は伐採され、巨大なブレードが振り回されることで、鳥は飛べなくなり、動物たちの生存基盤が破壊されます。 彼らには、どんな補償ができるのでしょう。 最後に、「インベナジージャパン合同会社」と「日本気象協会」へのお願いです。これまで風力発電が稼動していて被害が報告されている日本各地域（例えば、和歌山県由良町、静岡県伊豆熱川、三重県伊賀市、愛媛県愛南町などで一定期間住み込んで、自分の体で試して下さい。事の重大性を自覚して、是非実施してほしいと思います。	今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。 なお、低周波音に関しては、特にご地域の皆様にとってもご関心が高い項目でありますので、調査の途中段階ではありますが、昨年までに実施した調査結果を踏まえ、予測した結果をご説明させて頂きましたが、コンサルタントの一般財団法人 日本気象協会は「健康には何ら支障はないという」というご説明はしておりません。低周波音による影響について、ご地域の皆様が懸念されていることは、事業者及びコンサルタントも十分に認識しておりますので、上述に記載したとおり、準備書においては、低周波音による影響について、慎重に評価させて頂き、ご地域の皆様の懸念が払拭できるよう、今後も引き続き、対応を進めて参ります。 万一、本事業の稼働開始後に、問題が発生した場合は原因究明を行い、風力発電機の影響かどうか判断した上で、事業者として真摯に対応したいと考えております。
20	自然エネルギーうんぬんが題目で出てくるけどこれから道内に立とうとする風車の数やら規模を見ると目的は違うところにある気がする。	今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可

	風車というシステムには魅力を感じるが、この計画での風車の大きさや数にはたいそう違和感を感じる。想像するにうっとおしさが先にくる。	能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。
	騒音や低周波音の調査について 測定はどうやってやるんだろう。実際に風車を立てようとする場所に風車で発生するパワーレベルの音源を風車の高さに設置し、５地点で測定する？ （図略） こんな風に想像しますが？机の上で計算してすませるんじゃないですよね。いままでにない規模の風車だそうだけど、それを作るメーカーはその風車が発生される音のレベルをデータとして持っているということでしょうか。風車間の離れが○○ｍで本数が△△本だとこんな音になるだろうとかの見通しはあるんでしょうか？	騒音や低周波音の調査については、方法書に記載しているとおり、四季について3 日間現況値の測定を行います。予測については、使用する発電機のメーカーが示す、風力発電機の騒音及び低周波音のデーターから、パワーレベルを設定した上で、風力発電機からの寄与値を算出し、現況値との合成を行って、将来の騒音及び低周波音の大きさについて、予測を行います。
	景観のことですが。。。 いろんな地点でその見え方をシュミレーションするようですが、このくらいの見え方や本数だと、いいだろうの判断基準はどこにおくんだろう？	景観への影響については、風力発電の環境影響評価制度において、「眺望点から景観資源を眺望する視野の遮蔽・阻害の程度」を予測評価することとされています。したがいまして、各地点から、景観資源（地域のシンボル的な山など、眺める対象）と風力発電施設の位置関係とともに、遮蔽・阻害の程度を予測いたします。遮蔽・阻害の程度を表す指標としては、垂直視野角（風力発電機の見えの大きさ）や水平視野角（見える横幅）や基数などが考えられますが、風力発電機に関する景観の評価基準は我が国では整備されておらず、似たような塔状の構造物である「鉄塔」の見え方（垂直視野角）に関する知見が、参考として環境省から紹介されています。（『1 度：十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない』、等）。そのため、現在ではこの知見が風力発電の景観影響の評価基準のひとつとして広く使われており、本アセスメントにおいてもこの指標を評価基準のひとつとして評価を行う予定です。
	なにしろ、こういう書類は読みづらい。なんとか、なんないのだろうか。	方法書について、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」を踏まえて作成しておりますので、文量が多くかつ専門的な表現もあり、ご指摘のとおり、必ずしも多くの方に読みやすい内容の報告書ではありません。そのため、別途、報告書の内容を分かりやすく示した資料を作成し、住民説明会の場などで、配布させて頂きます。
21	「環境影響評価方法書」を読みましたが、ページ数も多く、専門的な内容ですべてを理解するのは困難でした。ただ、風車設置予定地の地図を見ていると改めて、この地域は、洞爺湖・ルスツなど北海道有数の観光地であり豊かな自然の中にある事を再確認しました。洞爺湖・ルスツなど観光地では大きな観光資源である景観が損なわれ、大滝では水質悪化・健康被害などの心配もあります。このようなデメリットをおしてまで建設するメリットを見出せません。 この頃では、自然エネルギー・地球温暖化 CO_2 説について疑惑を持ちはじめる人たちが増えています。署名を集めていて、	今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への事業による影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。

	近年急激に増えた風車に驚きと不安と不信の声を多く聞きました。質問もいいという事でしたので質問します。 火力発電所だけでは燃料費として多額のお金が外国に流出しているとおっしゃいましたが、私が聞いている所によると、自然エネルギー事業は、外国企業も自由に参入出来、お金が外国企業に流れているらしいのですが、そこで質問です。 １．風車は１基何億円のものを購入予定ですか？今回の総事業費の何%が外国に流れるのですか？ ２．貴社はアメリカに本社があるのですから、この事業から得た利益はアメリカの本社にいくのではないですか？ 私の e メールに、返事ください。	 １．現段階では、風車の機種を決定しておりませんので、外国に支出される事業費のパーセンテージは未定です。 ２．この事業の損益の責任はアメリカ本社が負うことになります。これは日本企業が海外投資する場合と同じです。また、通常事業投資が行われれば、経済が活性化し、輸入燃料代の節約や技術開発を含め投資額以上の経済効果が期待できると考えられております。もし、利益が出れば地元還元や再投資にも振り向ける予定です E メールへの返信は行っていませんのでこの文章での返信とさせて頂きます。ご了解をお願いします。
22	・今まで大滝や他地区でも説明会を開かれていますが、そのいずれもごく限られた方々しか参加できていません。その理由は告知の方法や周知期間に問題がある様に感じていますが、一番はそのやり方だと思います。この地域ですと行きたくても会場まで遠い、車がなければ行けないという方が多いです。又育児などで時間が取れないという方も少なくないと感じます。もし、送迎のサービスや託児があったらもっと幅広く多くの人が参加できると思います。国のやり方に沿ってやっている、というだけでは何億という事業をする企業の対応としてはお粗末といわれても仕方ないと思います。今後そのようなサービスをするお考えはありますか？ ・説明会で配られたチラシに、風車本体と土台のコンクリの大きさは書いてありますが、実際１基を建てる際に土地を掘る範囲、深さ、そのときに出る土砂の量、そしてそれを捨てる場所についても詳しく説明して下さい。 ・耐用年数に達したときの対応について。それに達する年に撤去するのか。それより前でも撤去することがあるのか教えて下さい。又、”元に戻します”とおっしゃいましたが、それはどのような状態のことをさしますか？風力による発電の恩恵を受けるのは自分たちですが、それが使われなくなった後のことは次の世代に関ってくることです。例えば土台のコンクリも全て撤去して土を入れ戻したとしてその上に植林しますか？何の種類の苗を植えますか？撤去の方法・手順、その後の調査などについて詳しくキチンと説明して下さい。 ・秋田などで同等（3200kW 級）の風車が稼動しているとのことですが、ただちに現地へ行き近隣（3km 以内）～10km くらいまでについて、住民の方に健康状態の変化、違和感などを聞き取り調査して欲しいです。大滝やこの近隣の皆さんの最大の懸念はそこだから不安をぬぐい去るために企業として現地調査は必須と考えますがいかがですか？ ・留寿都村の土地（登記地）が万一使えなければこの事業は中止にするのでしょうか？他の道路を考えているのですか？	ご意見を踏まえ、今後の説明会の開催場所や時間帯などについて、地元機関とも相談の上、可能な限り多くの方に参加頂けるように検討して参ります。 ・掘削の深さ及び土砂の量について、今後の測量結果を踏まえ、準備書に記載致します。 ・耐用年数が来ましたら、地権者と協議を行い、撤去する範囲を決定します。撤去後の植林につきましても地権者と協議を行い決定します。 ・秋田などで同等（3200kW 級）の風車が稼動しておりますが、他事業者の発電所になりますので、民間事業者としての、現地調査の実施は困難な状況です。 ・今後、詳細な検討を行って参りますので、現状では、留寿都村の土地が使用で

		きなくなった際の事業中止の有無については、判断できない状況です。
23	「大滝・風車問題検討会」では 2017 年 2 月 6 日付で、大滝風力発電事業の中止を求める署名 (1683 筆(うち伊達市大滝区 418 筆))を事業主に郵送しました。これに対し、2 月 15 日に事業主から返答の文書が届きました。これに応ずる形で以下に「大滝・風車問題検討会」として、環境影響評価方法書に対する意見を述べます。なお、『』で囲んだ部分が事業主からの返答となります。 『１．低周波音などによる人体への影響 住民の皆さまへの従前の説明会におけるご意見を反映いたしまして、東側のエリアにおける風力発電事業の実施を避けることとし、これにより当初の事業実施エリアの３分の１程度に大幅に縮小する方向で検討しております。 これにより風力発電機の設定予定場所から最短の住居までの離隔距離は約 3.9km 以上離れることとなり、国内において開発、実施されている風力発電事業の中でも最大級の離隔距離を確保することとなります。 発電機からの超低周波音に関しましては、風力発電機からの距離が離れるほど確実に減衰いたしますので、現時点でご懸念のような人体への健康被害等の影響といった可能性は現実的には考えにくいものと認識しております。』 説明会の中で、事業主は、「どれだけ離隔距離をとれば安全だと考えるのか」という問いに対し、「単純に距離では判断できないので、調査に基づく予測を行う」と返答しています。今回の回答ではこれまでの返答とは異なり、「3.9km 確保しているから問題なし」としていますが、その根拠および安全確保のために必要と考える離隔距離を示してください。 『昨年の秋及び冬の現況調査の結果を踏まえた予測によりましても、超低周波音を感じる最小音圧レベルの 100dB を大幅に下回る 60dB 台の数値となっており、これは一般的な住宅地で測定される数字と同レベルのものであり、人体への健康被害等の影響が発生する可能性はまず考えにくいものと判断しうる内容になります。』 おそらくここで示している「60dB 台の数値」とはＧ特性音圧レベルのＯＡ値だと推測しますが、低周波音の評価をＧ特性音圧レベルのＯＡ値のみで判断することの問題点が専門家により指摘されています。このような指標値を１つ示すだけで、「人体への健康被害等の影響が発生する可能性はまず考えにくいものと判断しうる」と言及するのは無理があります。このことについて見解を示してください。 『さらに、ご存知のとおり、日本全国においてかなりの数の風力発電所が存在しておりますが、それらのすぐ近くには管理棟が設置されることも多く、そこにメンテナンスの技術者が日々常駐することが一般的にございますが、弊社が把握している限り、今迄、風力発電機による低周波音などでかかる常駐技術者等に健康被害が生じたといったことは一切認識したことはございません。』 和歌山県、静岡県、愛知県などで風車騒音による健康被害が問題となっているのはご存知のとおりです。また、これらの地域で低周波成分が強く影響をおよぼしている可能性が指摘されているのもご存知のとおりです。こういった事例を除外して、メンテナンス技術者の例を示すだけでは説得力がありません。これらの地域での問題をどう捉えているのか、詳しい説明を示してください。 『これらの事情に鑑みますと、現状、弊社としては、超低周波音による健康被害等の影響が生じることは現実的に考えにくいと認識しております。』 問題は超低周波音に限定されたものではありません。現在はまだ環境影響評価の調査中であるにも関わらず、このような結	１．低周波音などによる人体への影響について、 署名へのご返信について、国内の風力発電事業の中でも最大級の離隔距離を確保している計画であること、昨年の秋及び冬の現況調査の結果を踏まえた予測によりましても、超低周波音を感じる最小音圧レベルの 100dB を大幅に下回る 60dB 台の数値となっており、これは一般的な住宅地で測定される数字と同レベルでることから、ご指摘のように、事業者としては、健康被害等の影響といった可能性は現実的には考えにくいとご回答させて頂きました。しかしながら、万一、本事業の稼働開始後に、問題が発生した場合は原因究明を行い、風力発電機の影響かどうか判断した上で、事業者として真摯に対応したいと考えております。 なお、低周波音について、準備書においては、Ｇ特性音圧レベルのＯＡ値のみでなく、各周波数に対する平坦特性の音圧レベルを示したグラフを示し、「L95min (10 分間毎の G 特性音圧レベル 90%レンジ下端値が最小の値を示した時間の周波数特性(平坦特性))」および「風力発電機からの音圧レベル」、「95min に風力発電機からの音圧レベルを加えた値のプロット」、「稼働後の音圧レベル」を図示するとともに、「心身に係る参照値」および「気になるー気にならない曲線」を図示し、低周波音による影響について、慎重に評価させて頂きます。 なお、「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」（環境省、平成 28 年）によると全国の風力発電施設周辺の騒音環境を把握するために、苦 情等が発生している事業場も含め、国内 29 箇所で調査を行った結果、風車騒音は超低周波音ではなく、通常可聴周波数範囲の騒音の問題と見解を示しております。 健康被害に関して、「風車騒音は、 わずらわしさ（アノイアンス）に伴う睡眠影響を生じる可能性はあるものの、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる」と環境省は見解を示しておりますが、低周波音による影響について、ご地域の皆様が懸念されていることは、事業者としても十分に認識しておりますので、上述に記載したとおり、準備書においては、低周波音による影響について、慎重に評価させて頂き、ご地域の

	論を導き出す姿勢には不誠実さを感じます。近年、急激に単機出力や総出力が増加する状況の中で、リスク評価が非常に困難になっているにもかかわらず、このような短絡的な結論を導き出すような事業主に、十分な事後対応は期待できません。改めて事業の中止を求めます。 『２．自然生態系への影響 現況調査を本年の夏まで実施し、本事業による動植物への影響について入念に調査、予測及び評価を行います。 その結果を踏まえ、本事業による影響を極力回避又は低減することを踏まえた事業計画及び環境保全措置を十分に検討して、それらに沿って本事業を適切に遂行する所存でおります。』 詳細な調査に努めたとしても、動植物や生態系といった複雑なシステムにおける影響を予測する際には大きな不確実性を伴うのはご存知のとおりです。このため、予測に際しては常にリスクを過大評価側で評価する必要があると考えられますが、この不確実性についての考えを示してください。 『３．土砂災害・水質悪化の恐れ 従前の住民の皆様への説明会でのご意見を反映いたしまして、当初の事業実施エリアから土石流危険渓流の指定区域を除外いたしました。また、水資源保全地域についても当初の事業実施エリアから極力除外いたしました。今後も事業計画の策定にあたり、関連する地形について十分に調査・測量を実施し、排水計画等を作成の上、関係機関及び行政当局とも慎重に協議を重ね、上水への水質汚濁やその他の悪影響等が極力起こらない内容にて本事業を適切に遂行する所存でおります。』 現在の計画でも留寿都村南部地区水資源保全地域と対象事業実施区域は重複しております。「極力除外した」とありますが、極力努めても除外できない理由を示してください。 『４．景観への影響 景観につきましては、影響を極力抑えるべく風力発電機の見えの大きさや自然豊かな風景の連続性にも配慮して、十分に現地調査やシミュレーションを行うことにより、極力影響を低減するよう検討を進めて参ります。 この点につきましては、住民の皆様において、その運営されておられますご事業との兼ね合いで特に景観への影響についてご懸念の点等ございましたら、必要に応じて適宜協議させていただきたく存じますので、その場合には同事業運営主体様から直接ご連絡いただければと存じます。』 景観悪化の影響を受けるのは事業者だけではありません。そこに暮らす住民や登山者などにとっての景観も当然尊重されるべきですが、このような視点について全く触れられていません。生活者としての住民や登山者・観光客にとっての景観をどのように捉えているのか、示してください。事業が開発行為を伴う以上、どの項目についても、影響がゼロになることはあり得ません。地域住民としては、事業の価値に対し、どの程度のデメリット・リスクなら引き受けられるのか、が問題となります。このため、この検討を行う場やしくみ、そして検討の結果としての事業主との合意形成が必要だと考えます。しかし、環境アセスメントの手続きはこれに当たりません。環境アセスメントでは、あくまで地域住民の意見を事業主が聞く機会を設けることが定められているのであって、合意形成が求められるわけではありません。また、一般的にこういった開発行為ではデメリットを被る者と、メリットの受益者が、同一ではないという状況が生じます。地域住民にとっては引き受けなければならないデメリット・心配・不安が非常に大きいのに対し、メリットはほとんど感じられません。この事業の場合でも、事業主は地域貢献として「開発工事や発電事業の実施に伴う雇用の創出、固定資産税による税収の増加、事業用地についての有効活用、その他の地域援助」を挙げていますが、開発工事による受益者はほんの一部に限られる上、固定資産税についても、伊達	皆様の懸念が払拭できるよう、今後も引き続き、対応を進めて参ります。 ２．自然生態系への影響 ご指摘を踏まえ、予測については、安全側にたって、実施致します。なお、予測の結果、不確実性のある項目については、事後調査等を検討致します。 ３．土砂災害・水質悪化の恐れ ご指摘を踏まえ、水資源保全地域については、当該地域に改変が及ばないように風車配置や作業道路の設置計画を進めて参ります。 ４．景観への影響 住民や観光客等のそれぞれの立場の違いで、景観への捕らえ方は変化することについて、認識しております。そのため、景観の調査地点については、地元自治体とも確認しながら、住民の皆様の生活環境の場として、ご利用される地点として、「大滝基幹集落センター」、「円山集会所」、「へき地保健福祉館」を選定し、登山者や観光客等の不特定多数の方が利用される、サイロ展望台や徳瞬瞥山などの多くの調査地点を選定しております。事業者としても景観への影響を極力抑えていく必要があると考えます。そのため、風力発電機の見えの大きさや自然豊かな風景の連続性にも配慮して、十分に現地調査やシミュレーションを行い、極力影響を低減するよう検討を進めて参ります。 これまでも地元の方から頂いたご意見や説明会での皆様のご意見からも、特に低周波音、景観に関しては懸念が大きいと理解しております。法手続き則った説明会以外にも、地元の皆様と話し会いの場を設けるなど、事業による懸念について、払拭できるよう、今後も努めて参ります。

	市は便益を受けるかもしれませんが、大滝区の住民にとっては便益をほとんど感じられません。そもそも地方交付税が減額されるので実質的な増収はわずかです。このように計画地周辺の住民にとってはデメリットの方が非常に大きくなります。 このような状況の中で合意形成を図るのは非常に困難な作業だと考えますが、これを抜きにして事業に同意することはできません。環境アセスメントの手続きだけでなく、地域住民と事業主の間で十分な情報共有および議論を担う場を設定し、合意形成を図る事が必要となると考えます。しかし、事業主は、配慮書段階で非常に問題の大きい計画を提示したり、低周波音と健康被害の因果関係を認めないと発言したり、説明会で、騒音・低周波音について問題ある指標を使ってあたかも安全であるかのような説明をしたりと、強い不信感を抱かせる言動を続けています。これでは合意形成を図る相手として信頼関係を築くことはできません。以上の理由により改めて本計画の中止を求めます。	
24	○p9 風車基礎構造図(参考) ボーリングなどで必要となる掘削の深さを示してください。また、ボーリングなども含めて発電機一基を建てると発生する土砂の量を示してください。 ○p11 作業ヤード図面(参考) 以前、説明会の中で、発電機設置箇所の造成面積は 50m×50m になるとの返答がありましたが、この図ではローター直径が 110m となっており 50m×50m の中には収まりません。どういうことでしょうか。もし 50m×50m より広い面積の造成地が必要になるのでしたら、どの程度の造成面積が必要になるのか示してください。 ○p12 緑化に伴う修景計画 緑化に使用する予定の「地域の在来種等」とは具体的にどのような種か示してください。 ○p12 ②電気工事 送電施設は環境アセスメントの対象から外れるとの事ですが、規模によっては環境影響が大きいものになると考えられます。 現段階で想定される架空送電線の規模(送電線の高さ、基数、距離、必要となる造成面積など)を示してください。 ○p15 第 2.2-8 図 工事関係車両の主要な走行ルート 高福林道は未舗装で、かなりの急傾斜地を通過しています。必要となる拡幅工事の程度を示してください。作業道路の拡幅により路傍草地や林縁部に生育する重要な植物や、エゾサンショウウオの産卵地、ニホンザリガニの生息地などへの影響が懸念されます。 ○p16 (6)残土に関する事項 以前の説明では残土は全て区域外に運び出すとの説明でしたが、変更して「万一残土が発生する場合には自治体との相談の上で、土捨て場等を設け、対象事業実施区域内での処理を検討	○p9 風車基礎構造図(参考) 掘削の深さ及び土砂の量について、今後の測量結果を踏まえ、準備書に記載致します。 ○p11 作業ヤード図面(参考) 説明会時はこれまでの国内でのヤードの造成面積について、参考までにご紹介させて頂きましたが、発電機のブレードの据え付けは 1 本ずつ取り付け可能なため、ブレード 3 枚を地面に置いて地組みする必要はないことから、必ずしも広い造成面積は必要になりません。ヤード等の造成面積については、今後の測量結果を踏まえ、準備書に記載致します ○p12 緑化に伴う修景計画 緑化に使用する具体的な種については、関係機関とも協議の上、準備書において、お示し致します。 ○p12 ②電気工事 送電線について、埋設も含めて検討しております。想定される送電線の規模等については、準備書において、お示し致します。 ○p15 第 2.2-8 図 工事関係車両の主要な走行ルート 拡幅工事の程度について、今後の測量結果を踏まえ、準備書において、お示し致します。 ○p16 (6)残土に関する事項 土捨て場については、切土及び盛土を均等にするようにして残土が発生しない計画にしております。万一残土が発生することになった場合、関係先と相談の上で、

<table>
<tr>
<td></td>
<td>する。」となっています。土捨て場として想定される場所を図示してください。

○p17　1.気象の状況
「比較的温暖な気候の地域となっている。」とあるが、住民の印象とは異なります。根拠を示して下さい。

○p36 動物相の概要
配慮書 P52(動物相の概要)について、北海道環境影響評価審議会の答申で追加になったハチクマ、オジロワシ、ノスリ、イヌワシ、クマタカ、ハヤブサが入っていません。理由を示してください。

○p46 第 3.1-12 表　文献その他の資料による動物の重要な種
対象事業実施区域外ですが、以下を確認しています。

◆2014 年 9 月 30 日テングコウモリ大滝区円山町
(42°37’51．70”N　141°3’31．89”E)
農道上に落ちていた死亡個体を拾得。
(図略)
◆2017 年 1 月 17 日 AM8 時 46 分、オジロワシ×1
長流川・鉄徳橋(42°39’38.84”N　141°4’14.23”E)
上空約 20m を、長流川上流方向に向かって飛翔。
◆2017 年 1 月 20 日 AM11 時 26 分、オジロワシ×1
長流川(42°39’22.62”N　141°4’12.17”E)
上空約 20m を、長流川上流方向に向かって飛翔。

○p70 重要な自然環境のまとまりの場
対象事業実施区域内の国有林は全て保安林に指定されており、竹山北側斜面は森林と人との共生林(森林空間利用タイプ)に、それ以外の保安林は水土保全林(水源かん養タイプ)に指定されています。
<table><tr><th>保安林の機能類型</th><th>目指す森林の姿</th></tr><tr><td>森林と人との共生林
(森林空間利用タイプ)</td><td>湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、街並み、史跡、名勝等によって潤いのある自然環境や歴史的風致を構成する森林等であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林。</td></tr><tr><td>水土保全林
(水源かん養タイプ)</td><td>水源かん養機能の発揮を第一として、土壌中の生物の活動孔や植物の根系の発達跡等による空隙が多い土壌を有し、多様な樹種で構成された下層植生の発達が良好な森林。なお、機能が維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮します。</td></tr></table>
◆竹山周辺は「森林と人との共生林」に指定されていることからも、その景観を重視すべき山域です。景観を害する風車の設置は取りやめてください。
◆作業ヤードの造成や基礎設置に伴う掘削、作業用林道の造成などといった開発行為に伴って、「水土保全林」に指定されている保安林の水源涵養機能が低下します。水土保全林への風車の設置は取りやめてください。</td>
<td>場所を決定いたしますので、現時点では想定している場所はありません。

○p17　1.気象の状況
ご指摘のとおり、ご地域の気象状況を踏まえると不適切な表現でした。準備書においては、適切な記載に見直させて頂きます。

○p36 動物相の概要
方法書では、配慮書のままを記載することとなっております。答申で追加になった記載については、p38～p43 に内容を含めて記載いたしました。

○p46 第 3.1-12 表
貴重な情報をお伝えくださり、ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。

○p70 重要な自然環境のまとまりの場
竹山周辺の保安林について、ご指摘も踏まえ、可能な限り改変を行わないように検討致します。</td>
</tr>
</table>

	○p70 重要な自然環境のまとまりの場 ◆対象事業実施区域の全域が IBA に指定されています。(選定基準:A3(バイオーム限定種)北東アジア温帯林サイト番号:28、現地名:「支笏、洞爺」、バイオーム限定種:オシドリ、コマドリ、コムクドリ※)世界的に見て、鳥類にとって重要な生息地と評価されていると言えます。また、バイオーム限定種のコムクドリは低山の開けた林などを生息環境とします。対象事業実施区域内には過去に採草地として利用された草地などがありますが、これらの地域に点在する林や林縁部の林もコムクドリの生息地として重要な場所であると考えられます。バイオーム限定種3種について、 HIS モデルを用いたハビタット評価手続き、もしくはそれに代わるハビタット評価を行ってください。その上で、バイオーム限定種のハビタットを含む地域については開発行為をやめてください。 ※IBA サイト「支笏・洞爺」におけるバイオーム限定種 3 種（日本野鳥の会に問い合わせました。）	○p70 重要な自然環境のまとまりの場 ◆貴重な情報をありがとうございます。「支笏、洞爺」のバイオーム限定種がオシドリ、コマドリ、コムクドリとのこと、現地調査を行い、解析についてハビタット評価も含めて検討してまいります。
	○p71 重要な自然環境のまとまりの場 ◆発電機設置個所のうち、 T1、 T2、 T4、 T5、 T13、 T14、 T19、 T20、 T22、 T24 の 10 地点は自然度 9 もしくは自然度 10 の植生と重なります。周辺地域において、これらの自然度の高い植生の分布は少なく、地域の貴重な自然だといえます。このような自然度の高い場所では、作業ヤードの設置や林道の造成などの開発行為はしないでください。 ◆T1、 T6、 T17、 T18、 T21、 T22、 T23 の 7 地点は自然度 8 のダケカンバ群落(Ⅲ)と重なります。ダケカンバ群落(Ⅲ)は代償植生ではあるものの、高木第一層が 12～22m に達する生態系基盤としての機能を十分に果たす植生で、この辺り一帯の尾根筋に発達しています。地域を代表する植生として重要です。 これらの地点では、作業ヤードの設置や林道の造成などの開発行為はしないでください。	○p71 重要な自然環境のまとまりの場 自然植生について、現地調査による確認を行った上で、事業による改変の回避又は低減を検討致します。
	○p98 水資源保全地域の指定状況 ◆対象事業実施区域は留寿都村南部地区水資源保全地域と重複する地域があります。留寿都村南部地区水資源保全地域下部には取水点も存在します。この地域の水源確保のために重要な森林地帯です。対象事業実施区域を縮小し、重複しないようにしてください。 ◆北海道環境影響評価審議会(H27 年度、第 8 回)の中で、事業主は「水資源保全地域を除外するかしないかは、今後の自治体との協議次第になります。自治体との協議結果について、方法書以降に記載致します。」と回答していますが、方法書には自治体との協議結果が記載されていません。自治体との協議結果を示してください。	○p98 水資源保全地域の指定状況 今後、水資源保全地域については、当該地域に改変が及ばないように風車配置や作業道路の設置計画を進めて参ります。
	○p102 配慮が特に必要な施設及び住宅の配置の概況 p156、計画段階配慮書における配慮が特に必要な施設及び住宅等の位置」において、留寿都村・事業実施想定区域から 3km ほどの場所に住宅等の赤色が塗られた地点がありますが、方法書 p102 ではこの地点がなくなっています。この理由を示してください。	○p102 配慮が特に必要な施設及び住宅の配置の概況 方法書には、一部配慮書時の記載をそのまま転記する項目があるため、p156 には配慮書時において、記載した図面を転記しております。ご指摘の配慮書時の区域の北約 3km の位置にお示しした住居等について、現在は建物が取り壊されていることを地元役場に確認致しましたため、p102 においては、削除しております。

	○p146 砂防指定地の指定状況 配慮書 p176 「砂防指定地・地すべり防止区域の指定状況」の中で洞爺湖町ソウベツ川沿いに図示されている砂防指定地が、方法書 p146 には掲載されていません。理由を示してください。	○p146 砂防指定地の指定状況 ご指摘のとおり、洞爺湖町ソウベツ川沿いの砂防指定地が図面から抜けておりましたので、準備書においては関係機関に砂防指定地の指定状況をヒアリングした上で、修正させて頂きます。
	○p181～182 動物の重要な種への影響の予測結果 昆虫類(水辺 (河川、池沼等))、魚類(水辺(河川、池沼、湿地))および底生動物について、生息環境の直接改変が行われないことから、重大な影響はないと予測しているが、土砂流入などに伴う水質の悪化など、生息環境の変化が引き起こされた場合、鳥類などと違い、生活環の大半を水中で過ごすこれらの動物にとって影響は見過ごせないものとなる可能性があります。「生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある」と予測結果を変更してください。	○p181～182 動物の重要な種への影響の予測結果 改変は尾根筋などの一部に限られること、工事に当たっては、沈砂池などの設置し、濁水の流出には十分配慮した工事を行うことから、配慮書時においては、「重大な影響はない」と記載致しました。なお、今後の現地調査結果等も踏まえ、周辺河川への濁水流入を極力回避するよう、濁水対策を詳細に検討して参ります。
	○p193 専門家等へのヒアリング 配慮書で掲載された植物についての専門家等へのヒアリングについては、北海道環境影響評価審議会において、委員から「再度、適切な人物から意見を聴取した上で検討を行う必要がある」と指摘され、事業主は回答の中で「ご指摘を踏まえ、方法書までに事業実施想定区域周辺を把握されている専門家からのヒアリングを検討し、その結果を方法書以降の手続きに記載いたします。」としているが、方法書では新たなヒアリング結果が示されていません。植物についての専門家等へのヒアリングを実施し、その内容を報告してください。	○p193 専門家等へのヒアリング ご指摘のとおり、ヒアリングのタイミングが遅くなりました。別途ヒアリングを行っております。準備書に記載致します。
	○p232 環境影響評価の項目の選定 工事の実施・工事用資材等の搬出入により、営巣鳥類などの動物の行動に影響が生じると考えます。「動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域に生息するものを除く。)」および「生態系(地域を特徴づける生態系)」を「工事の実施・工事用資材等の搬出入」について環境影響評価の項目として選定してください。	○p232 環境影響評価の項目の選定 現地調査では、鳥類の営巣地の把握に努めます。この現地調査結果を踏まえ、「工事の実施・工事用資材等の搬出入」について、環境影響評価の項目に加えるか、検致します
	○p235 環境影響評価の項目として選定しない理由 「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」H25(環境省総合環境政策局)には外国のガイドラインの指針値」として、以下の内容が示されています。 『ドイツの 3 つの州』 ・実際の気象条件等を考慮しない場合で、年間 30 時間かつ 1 日 30 分を超えないこと ・実際の気象条件等を考慮する場合で、年間 8 時間を超えないこと 『デンマーク』 ・実際の気象条件等を考慮する場合で、年間 10 時間を超えないこと 『ベルギー・ワロン地域』 ・年間 30 時間かつ 1 日 30 分間を超えないこと 『オーストラリア・ビクトリア州』 ・年間 30 時間を超えないこと 予測範囲はこういった指針に則ったうえで、発電設備の高さ、現地の地形などを考慮して各事案ごとに設定されるべきもので、予測範囲だけ取り上げて外国に倣うべきではないと考えます。	○p235 環境影響評価の項目として選定しない理由（風車の影について） デンマークでのシャドーフリッカーのガイドラインでの影響範囲は、以前は 500~1000m となっておりましたが、現在では風車全高の 4 倍となっています（仮に全高 150m とした場合は 600m）。ドイツでのガイドラインに載っている 1,300m では 3 パターンの風力発電機について計算結果が示されており、その中の最大の風力発電機は全高 140m のようです。本事業における風力発電機も、全高約 140m となっております。シャドーフリッカーはもともと緯度の高い地域において影が伸びやすい傾向から、影響に対する意識も高く、早くから調査や予測手法が確立されており、影響時間の指針値も最初にドイツで確立されております。弊社で参考にしているデンマークでの予測範囲が、実際のデンマークでのガイドラインや、ドイツのガイドラインに記載されている予測範囲を十分に満足しているので

	また、外国の予測範囲の事例として 1,300m (カナダオンタリオ州や 1,500～2,000m(デンマーク)が挙げられていますが、同時に、「風力発電設備の可視領域内(米国)」も示されています。また、(ドイツではガイドラインがあり、予測範囲を 1,300m としていますが)上記の例は、あくまで実施事例であって、ガイドラインの値ではありません。地形や採用機種によって調査範囲は適宜変更が必要となります。 シミュレーション以前に予測範囲を「風力発電設備の可視領域」以上に限定するのは問題です。 ◆風車の影を環境影響評価の項目として選定しない理由は不十分です。環境影響評価の項目として選定してください。 ◆評価指針を明確に示してください。 ◆予測範囲を「風力発電設備の可視領域内」としてください。 ◆風車の影の影響範囲および時間を数値シミュレーションにより定量的に予測してください。 ◆予測においては、住宅だけでなく農場も対象としてください。(対象事業実施区域から 1,500m 程度の場所に農場があり、農業従事者の長時間滞在が予想されます。)	はないかと考えております。米国の「風力発電設備の可視領域内(米国)」というのは距離がはっきりせず、設定根拠も分かりにくい事から、予測範囲の参考としてはおりません。そのため、現在の事業計画においては風力発電機の配置を検討し、住宅からの離隔が 2km 以上になるよう計画したことから、住宅に対する予測評価は実施しないことと致しました。また、農場を対象にというご希望ですが、屋外ですと人も移動いたしますし、風車の影自体も影のかかる位置が 1 日のうちでも朝方は西側に、夕方は東側に移っていきます。季節では冬に北東、北西方向に伸びやすくなり、夏は南東、南西方向に伸びやすくなるなど、季節でも変わっていきます。従いまして、影響は一時的であると考えております。但し、農場を経営されている方の住宅が予測範囲に入っている場合には、予測対象とさせていただきます。
	○P236～P295 調査、予測及び評価の手法の選定 すべての調査項目について、事後調査の手法、事後調査の評価の手法を示してください。	○P236～P295 調査、予測及び評価の手法の選定 事後調査の選定内容及び調査手法等については、準備書での予測評価結果を踏まえ、検討し、その内容を準備書において、お示し致します。
	○P242～P247 調査、予測及び評価の手法(大気環境) 風車騒音のように低周波帯域が卓越する騒音では、 A 特性音圧レベル(LAeq)を使用するのは不適切だとの指摘があります(WHO”環境騒音のガイドライン実務的抄録”(1995)、松井利仁”風車騒音の住民影響を A 特性音圧レベルで評価するのは困難”日本音響学会講演論文集、 1085-1086 (2014))。 また、最新の研究成果として H 特性によるリスク評価法が提案されています(佐藤奨、松井利仁”低周波音による健康影響に関する量反応関係の導出”音響学会騒音・振動研究会資料 N-2016 38(2016))これらの資料を参考にして調査・予測・価を行ってください。	○P242～P247 調査、予測及び評価の手法(大気環境) H 特性については、科学的な検証が未だ十分に行われていないため、準備書への記載については、慎重に検討させて頂きます。
	◆【騒音について】 予測に用いる風力発電機を選定する際には、 A 特性パワーレベルの OA 値の大きさのみで選定するのではなく、設置する可能性がある風力発電機種については、すべてについて音源の 1/3 オクターブバンド毎の周波数特性(平坦特性および H 特性)、H 特性 OA 値および FFT 分析結果を示してください。その上で、H 特性 OA 値の高い機種、低周波帯域の音圧レベルが高い機種、低周波帯域に純音成分が認められる機種については予測に用いてください。	◆【騒音について】 準備書においては、設置する可能性がある風力発電機種の 1/3 オクターブバンド毎の周波数特性、FFT 分析結果をお示し致します。なお、H 特性については、科学的な検証が未だ十分に行われていないため、準備書への記載については、慎重に検討させて頂きます。
	◆【騒音・低周波音について】 全ての調査地点において、各周波数に対する平坦特性の音圧レベルを示したグラフを示してください。なお、グラフには「L95min (10 分間毎の G 特性音圧レベル 90%レンジ下端値が最小の値を示した時間の周波数特性(平坦特性))」および「風力発電機からの音圧レベル」、「95min に風力発電機からの音圧レベルを加えた値のプロット」を図示するとともに、「心身に	◆【騒音・低周波音について】 ご指摘のとおり、準備書では、全ての調査地点において、各周波数に対する平坦特性の音圧レベルを示したグラフをお示し、「L95min」および「風力発電機からの音圧レベル」、「95min に風力発電機からの音圧レベルを加えた値のプロット」を図示するとともに、「心身に係る参照

	係る参照値」および「気になるーきにならない曲線」を図示してください。	値」および「気になるー気にならない曲線」を図示致します。
	◆【騒音について】 風力発電機から発生する騒音の寄与値について、地形図上に音圧レベル OA 値(H 特性および A 特性)のコンターラインを図示してください。	◆【騒音について】 準備書においては、風力発電機から発生する騒音の寄与値について、A 特性のコンターラインを図示致します。なお、H 特性については、科学的な検証が未だ十分に行われていないため、準備書への記載については、慎重に検討させて頂きます。
	◆【騒音について】 風力発電機から発生する騒音の寄与値について、上記の OA 値のみではなく、1/3 オクターブバンドの各中心周波数についても平坦特性音圧レベル寄与値のコンターライン図を示してください。また、図中には各中心周波数における「心身に係る参照値」、「気になるー気にならない曲線」のラインも併せて図示してください。加えて、各周波数ごとに「心身に係る参照値」および「気になるー気にならない曲線」を超える住宅の戸数、事業所の数、農場の数を示してください。	◆【騒音について】 準備書においては、1/3 オクターブバンドの各中心周波数についても平坦特性音圧レベル寄与値のコンターライン図示致し、「心身に係る参照値」、「気になるー気にならない曲線」のライン、住宅等の配慮が必要な施設等との位置関係をお示し致します。
	◆【騒音・低周波音について】 H 特性音圧レベルを使って、「圧迫感・振動感」に注目した量反応関係に基づいたリスク評価を行ってください。	◆【騒音・低周波音について】 H 特性については、科学的な検証が未だ十分に行われていないため、準備書への記載については、慎重に検討させて頂きます。
	◆【低周波音について】 予測に際しては、用いる発電機と同等の出力・規模の既設風力発電所における事後調査の結果を示し、予測値の妥当性を検証し、検証内容を示してください。検証の結果、予測値と実測値の間に誤差が生じる場合は、これを考慮した評価を行ってください。	◆【低周波音について】 用いる発電機と同等の出力・規模の既設風力発電所における事後調査の結果について情報収集に努めます。なお、他事業者の事後調査の結果については、著作権の観点から準備書への記載は難しいと考えますが、予測値の妥当性の検証について、検討させて頂きます。
	◆【騒音・低周波音について】 予測に際しては、地形の影響、干渉に伴う音の増幅の影響、家屋内における共鳴の影響および個人差の影響をどのように加味するのか、示してください。	◆【騒音・低周波音について】 地形の影響、家屋内における共鳴の影響（建具のがたつきが始まるレベル）、干渉に伴う音の増幅の影響（全ての風力発電機が稼動し、全ての風力発電機からの騒音、低周波音のパワーレベルが最大となる条件）を加味し、その手法について、準備書にお示し致します。なお、個人差の影響については、科学的知見が乏しいため、準備書への記載については、慎重に検討させて頂きますが、「気になるー気にならない曲線」と予測値の比較を行うなど、可能な限り手法について、検討させて頂きます。
	◆【低周波音について】 平坦特性の 1/3 オクターブバンド分析結果を示してください。なお、示す際には各調査地点ごとの測定値を表に示してください。	◆【低周波音について】 準備書においては、平坦特性の 1/3 オクターブバンド分析結果をお示しし、調査地点ごとの測定値を表に記載致します。また、準備書においては、低周波音予測に用いる風力発電機を選定する際には、G 特性パワーレベル、音源の周波数特性

	◆【低周波音について】 低周波音予測に用いる風力発電機を選定する際には、G 特性パワーレベル、音源の周波数特性(平坦特性および H 特性)および FFT 分析結果を示してください。その上で、H 特性 OA 値の高い機種、低周波帯域の音圧レベルが高い機種、低周波帯域に純音成分が認められる機種については予測に用いてください。 ◆【低周波音について】 低周波音の予測に際しては、全ての調査地点において、各周波数に対する平坦特性の音圧レベルを示したグラフを示してください。なお、グラフには「L95min (10 分間毎の G 特性音圧レベル 90%レンジ下端値が最小の値を示した時間の周波数特性(平坦特性))」および「風力発電機からの音圧レベル」、「95min に風力発電機からの音圧レベルを加えた値のプロット」、「稼働後の音圧レベル」を図示するとともに、「心身に係る参照値」および「気になるー気にならない曲線」を図示してください。 ◆【低周波音について】 低周波音の予測において、風力発電機から発生する音圧レベルの寄与値(H 特性および G 特性)について、地形図上にコンターラインを図示してください。 ◆【低周波音について】 低周波音の予測において、 G 特性 OA 値のみではなく、1/3 オクターブバンドの各中心周波数についても平坦特性音圧レベル寄与値のコンターライン図を示してください。また、図中には各中心周波数における「心身に係る参照値」、「気になるー気にならない曲線」のラインも併せて図示してください。加えて、各周波数ごとに「心身に係る参照値」および「気になるー気にならない曲線」を超える住宅の戸数、事業所の数、農場の数を提示してください。	(平坦特性)および FFT 分析結果をお示し致します。なお、H 特性については、科学的な検証が未だ十分に行われていないため、準備書への記載については、慎重に検討させて頂きます。 準備書においては、全ての調査地点において、各周波数に対する平坦特性の音圧レベルを示したグラフを示し、「L95min (10 分間毎の G 特性音圧レベル 90%レンジ下端値が最小の値を示した時間の周波数特性(平坦特性))」および「風力発電機からの音圧レベル」、「95min に風力発電機からの音圧レベルを加えた値のプロット」、「稼働後の音圧レベル」を図示するとともに、「心身に係る参照値」および「気になるー気にならない曲線」を図示致します。 準備書においては、風力発電機から発生する音圧レベルの寄与値（G 特性）について、地形図上にコンターラインを図示致します。なお、H 特性については、科学的な検証が未だ十分に行われていないため、準備書への記載については、慎重に検討させて頂きます。また、準備書においては、G 特性 OA 値のみではなく、1/3 オクターブバンドの各中心周波数についても平坦特性音圧レベル寄与値のコンターライン図を示し、「心身に係る参照値」、「気になるー気にならない曲線」のライン、住宅等の配慮が必要な施設等との位置関係をお示し致します。
	○p251 大気環境の調査地点 (騒音、振動、低周波音) ◆洞爺湖町、富丘地区の風車からの最寄住宅(約 3.9km 地点)も調査地点としてください。最も影響を受ける可能性の高い場所だと考えられます。なお、最寄住宅のすぐ近隣には洞爺湖町所有の富丘集会所があります。許可の問題で最寄住宅での調査ができない場合は、洞爺湖町の許可を得て、この集会所周辺の敷地内で測定してください。 ◆伊達市大滝区円山地区を調査地点としてください。大滝地区の調査地点は可視領域から外れた地点しか調査対象となっていません。可視領域にある円山地区でも調査を行ってください。 ◆洞爺湖町・岩屋地区、壮瞥町・仲洞爺地区で調査をしてください。可視領域から外れますが、実施区域から 5～6km と他の調査地点と同程度の離隔距離にある集落で影響の把握が必要です。 ◆留寿都村の登開拓 2 号線沿い、対象事業実施区域から 1.3km 程度の地域には農場が広がっています。これらの場所では農業従事者が長時間にわたって滞在することになります。これらの耕作地も調査地点としてください。 ◆洞爺湖町富丘地区でも同じように耕作地が対象事業実施区域から 2km 程度の箇所に農場があります。上記と同様の理由で調査地点としてください。	○p251 大気環境の調査地点 (騒音、振動、低周波音) ご指摘の最寄住宅については、借地の了解を頂けませんでしたので、調査地点として選定致しませんでした。しかしながら、現在調査地点としている最寄住居近傍の St.3（洞爺湖町富丘地区）について、どちらも道道 560 号沿いに存在し、周辺は農地の環境であることから、測定される現況値の大きさに大差はないと考え、現在選定している地点において、地域の代表的な現況の音の大きさを測定できると考えております。そのため、風力発電機から最寄の住居については、現在選定している St.3 の現況値と発電機からの寄与値を合成することで、予測は可能です。風力発電施設の配置が定まった段階で、当該住居が最も影響を受けるおそれのある地点である場合は、予測及び評価を行います。 大滝区円山地区、洞爺湖町・岩屋地区、壮瞥町・仲洞爺地区の現況値についても、現在選定している St.3，St.4（伊達市大滝区北湯沢温泉地区），St.5（伊達市大滝区優徳地区）の現況値と測定される現況値の大きさと大差はないと考えられ、St.3,

		4，5 の現況値と発電機からの寄与値を合成することで、予測は可能です。風力発電施設の配置が定まった段階で、当該住居が最も影響を受けるおそれのある地点である場合は、予測及び評価を行います。留寿都村及び洞爺湖町富丘地区の農場や耕作地についても、現在選定している St.2，3 の現況値と発電機からの寄与値を合成することで、予測は可能なので、風力発電施設の配置が定まった段階で、農場や耕作地についても、予測の対象にするよう検討致します。
	○p255 水環境の調査地点(水質・土質) (水質の調査地点について) ◆St.1 : 取水点のある共徳川の水質変化が捉えられません。共徳川にも調査地点を設けてください。 ◆St.2 : 早月川の集水域は改変されないので、水質に大きな変化があるとは考えられません。この場所で調査をした場合、早月川からの流水によって中和されるため、ソウベツ川の水質変化が正確に把握できなくなると考えられます。早月川合流点より上流のソウベツ川において調査地点を設けてください。 ◆St.3：取水点のある千葉の川および竹山川の水質変化が明確に捉えられません。千葉の川お及び竹山川にも調査地点を設けてください。 ◆St.4 : 極桧の川、武田の川の水質変化が捉えられません。極桧の川および武田の川にも調査地点を設けてください。	○p255 水環境の調査地点(水質・土質) St.1，3 : 共徳川及び千葉の川については、対象事業実施区域から離隔があり、かつ地形の状況から本事業による影響はないと考えます。なお、竹山川については、地を確認の上、可能な限り取水地点近傍にて、調査をするように検討致します。 St.2 : 水質の調査地点については、安全に河川近傍にアクセスできる箇所で、可能な限り上流河川において調査地点を設定しております。ご指摘の早月川合流点より上流のソウベツ川については、車両でのアクセスが安全の観点上難しいと判断致しましたので、現在選定している St.2 を調査地点として設定しております。なお、準備書では、工事中の降雨時に発生する濁水が周辺河川まで流れ込むかについて、予測を行いますが、沈砂池等の濁水対策施設の計画について、今後検討を行い、可能な限り、ソウベツ川等の周辺河川への濁水の流入を回避致します。 St.4 : 現地を確認した上で、登延頃川、極桧の川、武田の川が合流後（直下流）にも水質調査地点の追加を検討致します。
	○p256 調査、予測及び評価の手法(その他の環境 電波障害) ◆ラジオ電波の受信状況についても調査してください。 ◆調査地点図を示してください。 ◆少なくとも騒音の調査地点としている地域では調査を実施してください。 ◆「6.予測の基本的な手法」における「定性的な予測手法」の詳細を示してください。	○p256 調査、予測及び評価の手法(その他の環境 電波障害) 電波障害については、風力発電機の設置位置が概ね確定した段階で、周囲の家屋と風力発電設備との位置関係及びそれらの家屋のテレビアンテナ設置状況を確認の上、調査地点を選定いたします。調査地点図及び予測手法については、準備書においてお示し致します。なお、現地調査では地上デジタル放送を対象に調査を実施いたしますが、ラジオ放送波（90M Hz以下）は地デジ地上デジタル放送波（500M Hz）より周波数が低いため、テレビジョン電波より電波障害は起こりにくい性質がございます。地上デジタル放送波で影響がない場合はラジオ放送波でも電波障害は影響がないと考えられます。

	○p259、p275、p281 動物、植物、生態系の調査について 全ての調査の人工(調査日数および人数)を示してください。	○p259、p275、p281 動物、植物、生態系の調査について 以下に記載致します。 哺乳類（踏査）：春季・夏季・秋季・冬季：2 人×1 班×3 日 哺乳類（ネズミ類捕獲）：春季・夏季：秋季：2 人×1 班×3 日 哺乳類（コウモリ任意）：5 月・7 月・9 月：2 人×1 班×2 日 哺乳類（コウモリ捕獲）：5 月・7 月・9 月：3 人×1 班×3 日 鳥類：春季・秋季・冬季：2 人×1 班×5 日、夏季：2 人×2 班×3 日 爬虫類・両生類：　春季・夏季・秋季：2 人×1 班×3 日 昆虫類（任意調査＋トラップ調査）：春季・夏季・秋季：2 人×1 班×5 日 魚類・底生動物：春季・夏季・秋季：2 人×1 班×4 日 渡り鳥：3 月・4 月・5 月：4 人×1 日×毎月 2 回 3 月・4 月・5 月：4 人×3 日×毎月 1 回 9 月・10 月・11 月：4 人×1 日×毎月 2 回 9 月・10 月・11 月：4 人×3 日×毎月 1 回 希少猛禽類：平成 28 年 1 月～7 月：8 人×3 日×毎月 1 回 植物相：春季：2 人×1 班×5 日を 2 回 夏季：2 人×1 班×5 日 秋季：2 人×1 班×5 日 侵略的外来種：夏季：2 人×1 班×5 日 秋季：2 人×1 班×5 日 植生：夏季：2 人×2 班×4 日 上位性（生態系） 希少猛禽類：6-15 の希少猛禽類で実施 餌資源調査：6-15 の哺乳類で実施 典型性（生態系） 生息状況調査：6-15 の哺乳類で実施 餌（地上徘徊性）：6-15 の昆虫類で実施 餌（土壌動物）：春季・夏季・秋季：2 人×1 班×5 日
	○p259 調査、予測及び評価の手法(動物) 5.調査期間等(重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況)について 当該地域は過去に十分な調査が実施されていません。そのため、通常より手厚い調査が求められるのは事業主も認める通りですが、調査計画は一般的なものと見受けられます。同規模の他地域の調査を示して、努力量が多いことを示して下さい。 ◆希少猛禽類については、二年連続繁殖はあまりしない種がいたり、繁殖に失敗する場合も多いため、繁殖期：3 期、非繁殖期：2 期について調査を実施してください。 ◆鳥類、希少猛禽類、渡り鳥の調査日数は一般より調査日数を多くとって調査を行ってください。	○P259 調査、予測及び評価の手法(動物) インベナジー・ジャパンとしての北海道では、この案件だけになりますので、比較できません。北海道、特にササに覆われた土地での調査は他の地方と比較できないと考えております。なお、植生調査としては、対象事業実施区域 677ha の中で、30 地点を実施しており、十分な数をしていと考えております。 ◆「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成 24 年）に準拠し、周辺でのクマタカの繁殖の可能性も留意して、繁殖期：2 期の実施としております。 ◆十分な日程を検討し、結果から足らないと判断された時は追加の調査を実施してまいります。

	○p259 調査、予測及び評価の手法(動物) (6.予測の基本的な手法)について 　ヒグマおよびクマゲラ、確認された希少猛禽類について、対象事業実施区域を含む広域を対象とし、HSI(Habitat suitable Index)モデルを使用した「ハビタット評価手続き(HEP (habitat Evaluation Procedure))」もしくはそれに代わるハビタット評価を行ってください。	○p259 調査、予測及び評価の手法(動物) 　調査範囲については、それぞれの項目により範囲を設定しており、その範囲でのハビタット評価を検討いたします。
	○p261～p262 調査の手法(動物) 　鳥類、渡り鳥(鳥類)、希少猛禽類(鳥類)の各調査において、セオドライトや船舶用レーダー、レーザー測距システムなどを用いて、正確な高度を観測してください。予測に際しては GIS を用いて猛禽類の飛翔軌跡の 3D 化を行うとともに、風力発電機も 3D 化して評価を行ってください。	○p261～p262 調査の手法(動物) 　全ての記録で、高度を記録することは不可能です。例えば船舶レーダーでの記録についても、レーダーの観測範囲に入った飛翔トレースの時には高度が解りますが、その範囲は狭いものとなります。レーザー測距器を用いて、できる限り正確な高度情報を記録してまいります。
	○p262 調査の手法(動物) ◆希少猛禽類(鳥類)について、既往調査がほとんどなく、山間部で観察視野も狭い地域です。希少猛禽類の生息状況を正確に把握するため、対象事業実施区域およびその周辺を踏査して、目視による営巣探索調査を実施してください。 ◆ザリガニ類(底生動物)の調査手法として「環境 DNA を用いた絶滅危倶種ニホンザリガニの分布推定」を用いて、周辺河川(極桧の川、登延頃川、武田の川、金山の川、ソウベツ川、竹山川)で調査をしてください。 　(参照: https://www.hokudai.ac.jp/news/160620_crayfish_pr.pdf)	○p262 調査の手法(動物) ◆希少猛禽類は、2 繁殖期の調査を実施いたします。その中で、繁殖の傾向が見られた猛禽類の営巣地についは探索を検討しています。 ◆環境 DNA による手法としては、河川のどのあたりまで分布するかの情報はありません。現地調査により、改変の可能性のある河川上部の状況の確認に努めます。
	○p267 動物の調査地点(鳥類) ◆空間飛翔調査地点(S1～S4)における、視野範囲を図示してください。 ◆竹山付近でポイントセンサス定点が設けられていません。文献調査では竹山周辺に高山帯植生(コケモモーハイマツ群落)が確認されており、特徴的な生息環境となっている可能性があります。竹山周辺にポイントセンサス定点を設けて調査を行ってください。 ◆ポイントセンサス定点 P1 及び P2 付近でもラインセンサスルートを設定して調査を行ってください。この付近は草地環境となっており、オオジシギなどの草地を生息環境とする鳥類が確認される可能性が考えられます。	○p267 動物の調査地点(鳥類) ◆準備書において、図示いたします。 ◆航空写真と現地視察から、環境の違いから定点を選定いたしました。定点などには選定していませんが、任意調査にて鳥類相について調査してまいります。 ◆草地環境としては、L2 を想定しております。P1 及び P2 付近も含めて、任意調査としても別途確認をしていまいります。
	○p268、P270、P274 動物の調査地点(爬虫類・両生類)(魚類及び底生動物)(ザリガニ類：底生動物) 　　ソウベツ川は洞爺湖町に流入する河川の中で最大の流量を持ち、サクラマスの遡上がまとまって観察されたり、ニホンザリガニが多く生息していたりする自然環境の豊かな河川です。本事業計画ではこのソウベツ川の源流部にあたる稜線の山林を切り開くことになり、土砂の流入や水質の悪化が危倶されます。上記の理由で計画地周辺の河川の中でも重点的に調査が必要な河川であると考えます。 ◆(爬虫類・両生類について)ソウベツ川沿いに踏査による調査を行ってください。 ◆(魚類及び底生動物について)下流部一か所(W12)のみの調査ではなく、より影響が強く出るものと考えられる上流部において、詳細な調査を実施してください。 ◆(ザリガニ類:底生動物について)ソウベツ川沿いに踏査による調査を行ってください。	○p268、P270、P274 動物の調査地点(爬虫類・両生類)(魚類及び底生動物)(ザリガニ類：底生動物) 今後の現地調査結果等も踏まえ、ソウベツ川等の周辺河川への濁水流入を極力回避するよう、濁水対策を詳細に検討して参ります。 ◆調査範囲内での調査を想定しております。 ◆ソウベツ川の上流端部で調査を予定しています。 ◆ソウベツ川の上流端部で調査を予定しています。

	○p269 動物の調査地点(昆虫類) 踏査ルートが極端に短く、十分な調査とは見受けられません。竹山周辺およびトラップ調査地点 P3～P5 にかけての区間、P3 から北東に伸びる尾根沿い、標高 782m 地点付近についても踏査による調査を行ってください。	○p269 動物の調査地点(昆虫類) ご指摘のとおり、踏査ルートが短くなっていました。十分な調査を実施いたします。
	○p271 動物の調査地点(渡り鳥) 調査地点(渡り 鳥類)における視野範囲を図示してください。	○p271 動物の調査地点(渡り鳥) 準備書において、図示いたします。
	○p272 動物の調査地点(希少猛禽類) 調査地点(猛禽類)における視野範囲を図示してください。	○p272 動物の調査地点(希少猛禽類) 準備書において、図示いたします。
	○p273 動物の調査地点(クマゲラ：鳥類) 標高 782 地点付近が調査されていません。この地域でも踏査による調査を実施してください。	○p273 動物の調査地点(クマゲラ：鳥類) この付近には、大きな樹木はありませんので、生息範囲ではないと考えております。
	○p274 動物の調査地点(ザリガニ類：底生動物) ◆ニホンザリガニは魚が住めないような細流や湿る程度の湧水地に生息します。湧水地は地形図では現れないような微地形の谷にもありますが、踏査ルートはほとんどが林道沿いで、生息環境である水辺や湧水地のありそうな場所は金山の川最上流部しか調査対象となっていません。 ザリガニなど水生動物への影響を調査するのであれば、対象事業実施区域から外れたとしても、水質への影響が考えられる周辺の河川・池沼についても調査を行うべきです。竹山川、ソウベツ川、極桧の川、登延頃川、武田の川、壮珠内川などの河川沿いを調査してください。	○p274 動物の調査地点(ザリガニ類：底生動物) ◆ご指摘のとおりです。可能な限り上流付近で調査を実施いたします。
	◆ソウベツ川では過去の調査でニホンザリガニが確認されています。以下の文献を調査結果に反映させてください。 ・「平成 21 年度洞爺湖周辺水域指標生物調査業務」環境省北海道地方環境事務所 ・「平成 22 年度洞爺湖周辺水域指標生物調査業務」環境省北海道地方環境事務所 ・「平成 23 年度洞爺湖周辺水域指標生物調査業務」環境省北海道地方環境事務所	◆参照させていただきます。準備書において、文献として追加させていただきます。
	○p266、P267、P268、P269、P273、P279 (哺乳類、鳥類・爬虫類・両生類・昆虫類・クマゲラ・植物の各調査において) 対象事業実施区域南東部の標高 784m 丘陵地付近に踏査ルートがないのはなぜか示してください。特段の理由がない場合は、この地域についても調査を実施してください。	○p266、P267、P268、P269、P273、P279 (哺乳類、鳥類・爬虫類・両生類・昆虫類・クマゲラ・植物の各調査において) ご指摘のとおりです。標高 784m付近にも踏査ルートを設けました。
	○p278 群落組成調査地点設定根拠 p55 文献その他の資料調査による現存植生図(第 6･7 回植生調査)によると、竹山周辺に 3 か所コケモモーハイマツ群集がありますが、群落組成調査地点としてとりあげられていません。理由を示してください。特段の理由がない場合はコケモモーハイマツ群集でも群落組成調査を実施してください。	○p278 群落組成調査地点設定根拠 事前の調査に入りましたが、ササ地が広がる区域で、コケモモの生育は確認されませんでした。そのためコケモモーハイマツ群落の組成調査は行っていません。
	○p288 調査、予測及び評価の手法(景観) 2.調査の基本的な手法について 夜間の航空障害灯の点滅は遠く離れた場所でも気になり、睡眠障害などの原因になることが知られています。また、計画地の周辺にはルスツリゾートや洞爺湖温泉街などの宿泊施設も多くあるため、夜間の景観阻害の影響は大きいものと考えられ	○p288 調査、予測及び評価の手法(景観) 2.調査の基本的な手法について 航空障害灯の点滅に関する予測・評価につきましては、現在確立された手法がないため、予測・評価項目と考えておりません。

	ます。夜間の航空障害灯の影響についても調査・予測・評価を行ってください。	しかしながら、航空障害灯の灯器に関しては、周辺への光害に配慮し、配光特性を調整できる（光が拡散せず一方向のみに向く等）タイプが開発されており、本事業においても、光害を可能な限り避けるよう、こうした灯器を採用することを検討いたします。 また、航空障害灯と睡眠障害との因果関係についての研究報告等はこれまでのところ見当たりませんが、引き続き最新の科学的な知見の収集に努めてまいります。なお、航空障害灯につきましては、関係機関と協議・調整を行い、適切な航空障害灯を選定いたします。
	○p293 主要な人と自然との触れ合いの活動の場調査地点の設定根拠 ルスツリゾートスキー場は屋外スポーツを通した自然体験や山頂における眺望を楽しむ場所として多くの人に利用されています。特に貫気別山山頂では展望ツアーも組まれています。貫気別山(ルスツリゾートスキー場・Mt.イゾラ頂上)も調査対象としてください。なお、北海道環境影響評価審議会での回答で述べているように、現地調査及び関係機関等への聞き取り調査を実施し、その結果を踏まえ、アクセス性や快適性についても予測及び評価を行ってください。	○p293 主要な人と自然との触れ合いの活動の場調査地点の設定根拠 貫気別山山頂につきましては、景観の調査地点として選定させていただきました。 なお、人と自然との触れ合いの活動の場について関係機関への聞き取り調査を実施の上、方法書を作成しております。準備書におきましては、それらの調査結果も記載させていただきます。
	○p300 北海道知事の意見に対する事業者の見解(3)について ◆Internet Explorer だけでなく他の一般的に普及しているブラウザ(chrome、 Firefox、Edge、safari 等)でも閲覧できるようにしてください。 ◆縦覧期間以降もインターネット環境で図書の閲覧・印刷ができるようにしてください。 ◆電子図書に関しては文字列検索ができるようにしてください。 ◆電子図書はダウンロードできるようにしてください。	○p300 北海道知事の意見に対する事業者の見解(3)について 閲覧対象ブラウザについて、使用しているソフトの関係上、現状では閲覧について、Internet Explorer を推奨しております。しかしながら、今後はその他のブラウザでも閲覧できるように検討させて頂きます。配慮書時の北海道、地元住民のご意見を踏まえ、ウェブ縦覧については、印刷可能と致しましたので、縦覧期間終了後の閲覧は実施致しませんでした。当社 HP の WEB 容量の関係上、難しい面もありますが、準備書においては、縦覧期間終了後も継続して、図書を公開するように検討致します。図書改ざんを防ぐためのセキュリティを設定している関係上、電子図書の文字列検索及びダウンロードを可能にするのは、難しい現状がございます。配慮書時のご意見を踏まえ、印刷可能とさせて頂きましたので、何卒ご理解頂くようお願い申し上げます。
	○対象事業実施区域内における民有林の有無を示してください。 ○外来種についての記述を加えてください。	○対象事業実施区域内の民有林の有無及び外来種について、準備書においてお示し致します。
	○2016 年 9 月に公表された計画と、方法書で公表された計画には発電機設置個所に変更が見られます。標高 784m 丘陵地付近に予定されていた 2 基がなくなっています。この理由を示して下さい。	○ご指摘の風力発電機設置予定位置については、オロフレ峠展望台からの羊蹄山の眺望景観に配慮するため、配置の変更を致しました。今後も現地調査、予測結果等を踏まえ、可能な限り環境への影響

	○前項質問に見られるように、変更の理由が示されないまま、調査対象から外れると(踏査による調査が行われていません)不信感を感じます。こういった状況を避けるためにも、準備書の公表に先立って、2017 年夏頃までに、調査結果の中間報告を公表し、進捗を報告してください。また、中間報告公表の際には図書による公表だけでなく、住民向けの説明会を開催してください。	に配慮した風力発電機の配置計画を進めて参ります。 ○ご指摘を踏まえ、現地調査結果を取りまとめた段階で、住民の皆様に中間報告をさせて頂きたいと考えます。公表方法については、地元自治体とも相談の上で、説明会の時期を決定致します。
25	立場がある程度わかりましたが、具体的なものはこれからですね。2 月の説明会もまだ早いと思っています。	今後、準備書においては詳細な事業計画や現地調査、予測評価結果について、お示しさせて頂き、その内容について、方法書と同様にご地域の皆様に説明させて頂きます。
26	私は洞爺湖、羊蹄山、噴火湾の自然の美しさに魅せられて移住してきたので、この風車の件は非常に残念でなりません。風車建設には反対です。そして低周波による生態系、自然環境に対する影響も大変心配しています。環境アセスメントの調査結果を洞爺湖町と伊達市その他で質疑応答の形で説明会を開催して欲しいです。（主婦や仕事帰りの人が参加しやすい時間帯例えば 20 時～位に開催して欲しいです）低周波を測定できるものを洞爺湖町や大滝、留寿都等で誰にでもわかる形で説明し、設置して下さい。	今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。上記の結果については、準備書として公表し、その内容について、ご地域に皆様に説明致します。なお、今後の説明会については、質疑の時間を十分に確保できるように努めます。説明会の時間帯については、地元自治体とも相談の上で、ご地域に皆様が集まりやすい時間帯で実施できるよう検討致します。ご指摘いただきました低周波音を測定できる機械についても説明会時にお持ちし、ご地域で測定される低周波音の値について、ご説明させて頂きます。
27	私は自然再生エネルギーには大賛成ですがその風車により人体及び生息する動植物に悪影響を与える事があるのは残念です。皆の知恵を絞り影響の無い自然エネルギーを生み出してほしいと思います。また洞爺湖は世界ジオパークに認定されており景観が損なわれる事も反対です。充分に議論をして頂くようお願いします。	今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。ご地域の皆さまのご理解を得られるように努めて参ります。
28	ジオパーク認定エリアです。せっかくここまで培ってきたものを壊すようなことはしないで下さい。生態系への影響は100%です。低周波の被害も心配です。かなりの地域への説明不足です。洞爺湖町内で説明があったのは富丘のみなんてありえません。是非きちんと洞爺温泉でも説明会を行って下さい。観光への影響、景観全て悪くなることしかありません。小さい子供がいます。どうか伸び伸び暮らせる日常をうばわないで下さい。	今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。特に「洞爺湖有珠山ジオパーク」につきましては、関係市町村への聞き取り調査や、関係機関との協議のうえ、眺望点の選定を行いました。今後も関係機関との協議を行い、ジオパークでの学びの場への影響や、ジオパークの自然景観への影響を可能な限り低減するよう、十分に検討してまいります。なお、洞爺湖町について、ご意見を踏まえ、今後は洞爺温泉でも説明会を実施するように検討致します。
29	自然エネルギーだから何でも何をやってもいいという事ではない。やみくもに建設するのは結局原発と一緒、とても危険です。私達は全ての行いを地球全体で考える時がきているのです。	本事業は環境影響評価法に則り、手続きを進めておりますので、決してやみくもな建設行為を行うことはございません。今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可

		能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。
30	日本の企業のみならず海外資本の会社というものが関ってくると、地元のことはあまり考慮されないというのがよく見られる例で心配しています。健康被害がすでに国内でも海外でも報告されている事から（またその報告を企業側は認めない事が多くみられることから）同様の事がおこるのではないかと懸念しています。また、美しい洞爺湖の景観も変わってしまうのだろうなと思うとそこに暮らす住民のみならず、すべての人にとってメリットがあるのか？と疑問が残ります。慎重に進めて、あるいは勇気を持って取りやめることを考えていただきたいと思います。	今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。 また、本事業による地元への貢献についても重要であると考えております。どういった形で、地元貢献ができるか、今後も地元の方とも協議をさせて頂ながら、検討をさせて頂きます。
31	私は 3.11 以降北海道へ母子非難して現在 6 年が経とうとしています。今年初めてルスツのスキー場に行き、頂上から見る雄大な景色を小学 1 年生、小学 5 年生の我が子と共に感動の共有をしたのです。こんな財産はなかなか無いですよ！！本当にすばらしい大自然です。この大自然の中に住む自分がほこらしく感じました。又、低音波の影響がもしも動物や人に害してしまったら、野生動物により、私達の食す農産物が減ったり、私の大切な人々（知人って意味ではなくても）が苦しむことになりますよね。景観を守り観光客の為にも環境を守る。動物や人や農産物もですが建設による自然破壊も含めて私はしっかりとしたデータが無い限り風力発電建設を反対します。	今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。ご地域の皆さまのご理解を得られるように努めて参ります。
32	風力発電の低周波に関して不安があるので、超低周波の調査地点の増設と調査日数の延長を希望します。調査地点について、私の自宅にも調査機器を設置して下さい。自宅敷地内においてかまいませんので。よろしくお願い致します。	騒音及び低周波音の測定日数については、季節や風況による現況値の違いを把握できるとして、四季について 3 日間連続の測定を行うこととしております。 騒音及び低周波音は、その発生源である風車からの距離が大きくなることに伴い減衰するものであることから、調査地点、予測及び評価は、直近の居住宅等を優先して行うこととしています。予測の結果、直近の居住宅等において騒音又は低周波音による環境影響が懸念される場合には、適切な環境保全措置を実施することにより、それよりも影響が小さいと考えられる遠方の居住宅等についても、環境保全が図られるものと考えています。なお、ご地域の現況値について、現在選定している St.3（洞爺湖町富丘地区）の現況値の大きさと大差はないと考えられ、St.3 の現況値と発電機からの寄与値を合成することで、ご地域の予測値の算出は可能です。風力発電施設の配置が定まった段階で、ご指摘の地域が最も影響を受けるおそれのある地点である場合は、予測及び評価を行います。
33	この素晴らしい環境の地を壊してまでも、計画を進める必要が本当にあるかどうか疑問に思います。低周波の影響は感受性によって個人差が大きいため、理解してもらいづらいと思いますが、大丈夫だろう、という前提ではなく慎重に十分な調査と説明をお願いします。情報を集める術のない高齢住民も多いです。どんな場合にも弱者がないがしろにされることのないよう配慮して頂きたいです。自然生態系を破壊することによる、野生生物、家畜への影響も必ずあることでしょう。具体的な対応策、補償策をご提示下さい。	ご指摘を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、今後も慎重に調査、予測及び評価を行い、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。これらの内容については、準備書に記載致しますが、その内容について、ご地域の皆様に伝わるよう説明させて頂く所存です。万一、本事業による問題が起きた際の対応策、補償策については、事業開始前に自治体と協議を結びます。
34	大滝風力発電事業について、周辺町民への情報が非常に少ないのではないのでしょうか。風力発電がどんなものであるか、	本事業計画に関して、これまでも地元の方を対象に事業計画や環境影響評価につ

	人間が環境にどのような影響をあたえるのか、わからない方が沢山いるはずですが、この計画があることすら、知らない方もいます、酪農や農作物への低周波音の被害についてもわかりやすい説明が必要ではないでしょうか。低周波の影響があるとされる地域に対しての情報と調査 住民すべての方が知る必要があるのではないでしょうか。宜しくお願いいたします。	いて、説明会を行っており、その周知方法については織り込みチラシ等、可能な限り、多くの住民の方にご覧頂ける媒体で周知を実施させて頂きました。ご意見を受け、今後は地元とも相談の上、事業の周知方法について、検討して参ります。 風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音等による酪農等への影響に関する論文等は現在のところほとんどないのが現状と認識しています。ただし、ご指摘を踏まえて、今後も引き続き最新の知見の収集に努め、その結果をご地域の皆様に分かり易く説明できるように努めて参ります。
35	大滝村での説明会に参加をして感じたことを書きます。発電所建設の目的及び地域住民に対する影響や自然環境に対する配慮、洞爺湖の景観に対する影響などいろいろな面からの説明がありましたが、どれひとつとっても納得できるものはなかったです。まず発電所建設の目的が二酸化炭素の排出を抑えるという事でしたが、その根拠があまりにもあやふやに感じました。地域住民に対する低周波騒音の影響が人体にどのような悪影響を生み出すかということを過去にあった事例を通して検証していないという点、自然環境への影響に関しては人間の想像力というものが欠落した非人間的考え方に聞こえました。最後の洞爺湖の景観に対する配慮はまるで無視されてるように感じました。	今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進め、ご地域の皆さまのご理解を得られるように努めて参ります。特に「洞爺湖有珠山ジオパーク」につきましては、関係市町村への聞き取り調査や、関係機関との協議のうえ、眺望点の選定を行いました。今後も関係機関との協議を行い、ジオパークでの学びの場への影響や、ジオパークの自然景観への影響を可能な限り低減するよう、十分に検討してまいります。
36	・モニタリングポストの設置（上記住所可）を希望します。洞爺湖町（市街地）での説明会の実施を希望します。 ・インベナジー・ジャパン合同会社 創立日 2013 年 5 月 17 日、資本金 12,051,000 円 つまり、風力発電業の為に国からの補助金をあてにしてとりあえずつくられた会社なのですか？と思ってしまう。 風力発電の実績が薄い、資本金額が乏しい、会社設立約 4 年の会社が行うことが不安です。今回の富岡での説明会に参加しましたが、環境の保全の見地からの質問に答えられていません。 説明会を開催した実績だけつくりうやむやにしたまま工事開始時期 H32.5 月（予定）になると開始し運転開始 H34.4 月（予定）を行うのでしょうか。環境影響評価の評価方法も一から考え直していただきたいです。	・騒音及び低周波音は、その発生源である風車からの距離が大きくなることに伴い減衰するものであることから、調査地点、予測及び評価は、直近の居住宅等を優先して行うこととしています。予測の結果、直近の居住宅等において騒音又は低周波音による環境影響が懸念される場合には、適切な環境保全措置を実施することにより、それよりも影響が小さいと考えられる遠方の居住宅等についても、環境保全が図られるものと考えています。なお、ご地域の現況値について、現在選定している St.3（洞爺湖町富丘地区）の現況値の大きさと大差はないと考えられ、St.3 の現況値と発電機からの寄与値を合成することで、ご地域の予測値の算出は可能です。風力発電施設の配置が定まった段階で、ご指摘の地域が最も影響を受けるおそれのある地点である場合は、予測及び評価を行います。 ・今後の説明会では、洞爺湖町（市街地）でも実施できるよう、地元とも相談させて頂きながら検討させて頂きます。 当社は北米に本社を置く、企業であり、国からの補助金をあてにして作られた会社ではございません。 方法書段階での説明会では、事業計画の詳細な検討に至っておらず、現地調査についても途中段階であるため、環境の保全の見地からの質問への回答について、至らない点もあったかと思いますが、準

		備書においては、現地調査、予測及び評価結果を踏まえ、環境保全措置を十分に検討させて頂きます。 説明会でお伝えした、本事業の工事及び運転開始時期については、あくまでも環境影響評価をはじめとする各種手続きが順調に進んだ場合の想定として、ご説明いたしましたが、今後の事業計画の策定や各種手続きの状況に応じて、工程を考えていきます。 環境影響評価の評価方法については、発電所アセス省令や国のマニュアルなどに基づき、策定をしております。
37	今回風力発電事業を進めるにあたり、大滝以外の候補地の案はあるのか？！	本事業について、現在計画している地域以外の候補地はございません。
38	・環境測定（洞爺側）を重点調査 ・自宅は設置対象エリア近くになり環境測定機器の設置、測定を依頼します。 ・設置対象エリアはジオパーク認定エリアです。ジオパークの価値に反しています。	・洞爺側のご地域の現況値について、現在選定している St.3 の現況値の大きさと大差はないと考えられ、St.3 の現況値と発電機からの寄与値を合成することで、ご地域の予測値の算出は可能です。風力発電施設の配置が定まった段階で、ご指摘の地域が最も影響を受けるおそれのある地点である場合は、予測及び評価を行います。 ・「「洞爺湖有珠山ジオパーク」につきましては、関係市町村への聞き取り調査や、関係機関との協議のうえ、眺望点の選定を行いました。今後も関係機関との協議を行い、ジオパークでの学びの場への影響や、ジオパークの自然景観への影響を可能な限り低減するよう、十分に検討してまいります。
39	1.低周波音などによる人体への影響 風車から発生する騒音や低周波音などが周辺住民や家畜などに、頭痛やめまい、睡眠障害などの健康被害を引き起こす例が国内、外で多く報告されていますが、これに対し、国は十分な対応を行っていません。 当計画では、これまでにない程の巨大な風車を高密度で使用します。また、山間部では音の反響などが生じ、影響評価が困難になります。 一方、事業主は低周波音が健康被害を引き起こす事を認めていません。また、環境彰響評価手続きの途中であるにも関わらず、当計画における健康被害の可能性を否定しています。このような状況の中で、私達は計画を受け入れることはできません。	1.低周波音などによる人体への影響 「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」（環境省、平成 28 年）によると全国の風力発電施設周辺の騒音環境を把握するために、苦 情等が発生している事業場も含め、国内 29 箇所で調査を行った結果、風車騒音は超低周波音ではなく、通常可聴周波数範囲の騒音の問題と見解を示しております。また、本事業では、風力発電機の設置予定場所から最短の住居までの離隔距離は約 3.9ｋｍ以上であり、国内の風力発電事業の中でも最大級の離隔距離を確保しております。超低周波音について風力発電機から距離が離れるほど、発電機から届く音の大きさは確実に減衰致しますので、ご指摘の人体への健康被害等の影響といった可能性は非常に低いものと考えておりますが、ご地域の皆様が低周波音による影響について、懸念されているとは、十分に認識しておりますので、今後の現地調査、予測結果を踏まえ、慎重に評価して参ります。

	2.自然生態系への影響 留寿都村、竹山周辺では 940m という低い標高にも関わらず、高山帯自然植生のハイマツ群落が確認されています。また、大滝区側は自然度の高い樹林地になっており、保安林に指定されています。また、計画地域は全域が IBA(Important Bird Areas)に含まれており、野鳥の生息地として重要な地域です。さらに、この一帯にはヒグマが多数生息しています。このような貴重な自然生態系において開発行為を行うべきではありません。 3.土砂災害、水質悪化の恐れ 計画地の西側斜面は急傾斜になっており、稜線の樹林地を伐採・造成した場合、土砂崩れを起こす可能性があります。また、竹山周辺は水資源保全地域に指定されており、土砂崩れにより水源涵養林が損失し、上水の水質が悪化する恐れがあります。 4.景観への影響 近接するルスツリゾートスキー場の他、温泉街を有する洞爺湖畔や有珠山ロープウェイ駅、徳舜瞥岳、オロフレ山等からは計画地域が眺望され、景観が著しく悪化するのは明らかです。	2.自然生態系への影響 現況調査を本年の夏まで実施し、本事業による動植物への影響について入念に調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえ、本事業による影響を極力回避又は低減することを踏まえた事業計画及び環境保全措置を十分に検討してそれらに沿って本事業を適切に遂行する所存でおります 3.土砂災害、水質悪化の恐れ 事業計画の策定にあたり、関連する地形について十分に調査・測量を実施し、排水計画等を作成の上、関係機関及び行政当局とも慎重に協議を重ね、上水への水質汚濁やその他ご指摘の悪影響が極力起こらない内容にて本事業を適切に遂行する所存でおります。 4.景観への影響 事業者としても景観への影響を極力抑えていく必要があると考えます。そのため、風力発電機の見えの大きさや自然豊かな風景の連続性にも配慮して、十分に現地調査やシミュレーションを行い、極力影響を低減するよう検討を進めて参ります。
40	＜地元利益＞ 説明会でこの事業の目的が CO_2 削減と地元利益とありました。以下の理由で私は地元の利益にならないと考えますので、計画を中止してください。 また、御社がこの観点を踏まえてなお地元利益になると考えている根拠を、それぞれ説明して下さい。日本最大規模の巨大風車が立ち並ぶ計画は、 １）環境面観光面で支笏洞爺湖国立公園の価値が低下します ２）ユネスコ認定のジオパークの価値に反します ３）洞爺湖町の環境宣言に反します ４）08 年環境サミットが行われたエリアで、自然エネルギーへの転換と言いながら、生態系への影響、人体への影響が懸念される計画はふさわしくない ５）豊かな自然環境に惹かれ移住者が増えつつあるエリアで、移住者の動向に影響する ６）風車の騒音振動による野生動物の移動により、農地が荒らされる、また人里にクマが出没する懸念がある ７）山間部に日本最大規模の巨大風車が 24 基も並んだ低周波音の影響は予測できないため住民へ不安が大きい 以上の点から地元住民の生活の質を落とす、生活者へ不安を与える、地元農産業、観光産業への悪影響があります。 ＜低周波音の説明について＞ 仲洞爺での説明会では、低周波音の影響についての質疑がありました。時間が足りなく説明不足でしたので、 １）低周波音被害についてのみの詳しい説明会開催を。 ２）仲洞爺の説明会で以下影響被害、調査研究について調べてお答えすると回答していただきましたが、文書で誰でも閲覧で	＜地元利益＞ 事業の目的の一つとして、地元への貢献は重要と考えております。どういった形で、地元貢献ができるか、今後も地元の方とも協議をさせて頂ながら、検討をさせて頂きます。 ＜低周波音の説明について＞ 今後の説明会では、ご地域の皆様の特にご関心が高い、低周波音及び景観に関して、重点的に説明を実施させて頂きます。低周波音に関する研究内容や事例については、環境省等の報告書の内容について、

	きる形で回答を。低周波音被害について、事業者が因果関係を認めているいないは別として、科学的にまだ解明されていないが、影響を受けていると訴えている人や家畜など、また野生生物の影響について国内、海外での事例、それに対する対応、対応に対する効果事例研究について。アメリカの会社なので、海外巨大風車での事例も。 ３）超、超低周波と言われる１ヘルツ以下の影響（一般的には20ヘルツ以下についてのみ言われているようだが、1ヘルツ以下についても同様に研究事例や報告を調べて、日本語訳し発表してほしい。（これも科学的に因果関係が証明されているいない、御社が影響を認める、認めないとは別に事例を集め誰でも閲覧できるように文書で。）	参考として、資料に取りまとめます。その閲覧方法については、十分に検討させて頂きます。
	＜具体的な対応策について＞ ●風車撤去について １）国内外で風車放置が問題化している中、事業がうまくいかなかった場合の撤去計画の具体的対応策提示を ２）風車撤去費用を、事前に設置自治体に担保しておくことは可能か？ ３）仲洞爺湖での説明会では、事業回収できる費用で対応したいとあったが、事業がうまくいかない場合、また会社が倒産した場合はどうなるか？	＜具体的な対応策について＞ ●風車撤去について 事業の撤退時には事業会社にて責任を持ち風車を撤去します。
	●低周波音被害について ４）方法書での説明は説明不足です。低周波音についての影響が懸念された場合の具体的な対応策、救済策、補償を示してください。 ５）野生動物移動による、農産物被害が出た場合の経済的な補償策を示してください。 ６）家畜への低周波音被害の影響が懸念された場合の対応策、補償策は？	●低周波音被害について 風力発電機の設置予定場所から最短の住居までの離隔距離は約 3.9ｋｍ以上であり、国内の風力発電事業の中でも最大級の離隔距離を確保しております。そのため、事業者としては、超低周波音について風力発電機から距離が離れるほど、発電機から届く音の大きさは確実に減衰致しますので、ご指摘の人体への健康被害等の影響といった可能性は非常に低いものと考えておりますが、万一、本事業の稼働開始後に、問題が発生した場合は原因究明を行い、風力発電機の影響かどうか判断した上で、事業者として真摯に対応したいと考えております。 なお、風力発電機の稼働に伴う騒音及び超低周波音等による家畜や野生動物への影響に関する論文等は現在のところほとんどないのが現状と認識していますが、今後も引き続き最新の知見の収集に努めて参ります。
	＜調査方法について＞ １）環境騒音及び超低周波音の調査地点増設を。 （仲洞爺説明会では仲洞爺、財田での新設してくださるという話でしたが）東湖畔あたりから水の駅エリアまでの、住居がある地区全て、また三恵病院、洞爺湖温泉病院など調査地点に加えてください 新設地点は前回行われなかった季節の調査も行ってください。 ２）また調査日数が各季節３日と短い理由は？	＜調査方法について＞ ご地域の現況値について、現在選定している St.3（洞爺湖町富丘地区）, St. 4（伊達市大滝区北湯沢温泉地区）の現況値の大きさと大差はないと考えられ、St.3, 4 の現況値と発電機からの寄与値を合成することで、ご地域の予測値の算出は可能です。風力発電施設の配置が定まった段階で、ご指摘の地域が最も影響を受けるおそれのある地点である場合は、予測及び評価を行います。なお、騒音及び低周波音の測定日数については、季節や風況による現況値の違いを把握できるとして、四季について 3 日間連続の測定を行うこととしております。

	＜説明会／縦覧／意見募集方法について＞ ●説明会 １）説明会の箇所が少ない。 洞爺湖温泉街、洞爺湖町洞爺などの箇所を増やしてください。 ２）説明会では一人の質疑の時間が短く、一つの質問の回答にも十分に時間が取れない。声が大きい人、主張が強い人のみ当てられるなど説明会の行い方に改善を求めます。 今回行われた全会場での質問をまとめ、分類し、それぞれ次回の説明会の開始前に資料として配布してほしい。 ３）それぞれの分野ごとの詳しい説明会を開いてほしい（例えば、低周波音、自然環境、景観、地元産業への影響など）これらには前回質問があった事項に対する回答や資料など文書資料を準備してください。 ４）小さな子どもがいる家庭も参加しやすいよう、説明会では託児を準備してほしい ●閲覧方法 ５）インターネット環境になく、閲覧場所に行くのも不自由な高齢者がたくさんいます。今後準備書、評価書冊子を説明会にて配布、もしくは販売してください。 ６）縦覧をインターネットエクスプローラーだけでなく、サファリやファイヤーフォックスなどのブラウザでも対応してください。 ７）縦覧期間終了後も方法書や、今後は準備書、評価書をインターネット環境で縦覧できるようにしてください。 以上 自然エネルギーの展開へは賛成ですが､上記より多くの問題があると感じます。住民の暮らしや命に関わる事柄です。同じ地球に暮らすものとして、誠意ある回答を頂けたら嬉しいです。ありがとうございます。	＜説明会／縦覧／意見募集方法について＞ ●説明会 今後の洞爺湖町における説明会の実施の際は自治体とも相談の上で、複数個所で開催できるように検討致します。なお、ご指摘を踏まえ、可能な限り多くの方のご意見を頂けるように配慮致します。今後の説明会では、方法書段階での質疑概要や質疑を踏まえた今後の対応方針に関する資料について、ご用意させて頂きたいと考えております。説明会では、ご地域の皆様の特にご関心が高い、低周波音及び景観に関して、重点的に説明を実施させて頂きます。 ●閲覧方法 準備書及び評価書については、これまでの現地調査結果や予測評価結果を詳細に記載するものですので、非常に文量及びページ数が膨大な資料となり、項目によっては、内容も専門的なります。そのため、準備書の説明会の際は、可能な限り一般の方にも分かりやすいように、現地調査結果や予測評価結果について、とりまとめた資料を準備し、配布させて頂きます。 当社の HP で縦覧を行う際は、印刷を可能とさせて頂いており、当社での準備書及び評価書の印刷、販売の実施は致しません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。 インターネットでの閲覧については、閲覧対象ブラウザについて、使用しているソフトの関係上､現状では閲覧について、Internet Explorer を推奨しております。しかしながら、今後はその他のブラウザでも閲覧できるように検討させて頂きます。配慮書時の北海道、地元住民のご意見を踏まえ、ウェブ縦覧については、印刷可能と致しましたので、縦覧期間終了後の閲覧は実施致しませんでした。当社 HP の WEB 容量の関係上、難しい面もありますが、準備書においては、縦覧期間終了後も継続して、図書を公開するように検討致します。
41	まず始めに環境に優しいと言っている発電方法を自然環境、景観を破壊して建設するというそもそもの行為に疑問を感じます。ここはジオパークに認定されている地域です。洞爺湖町の町長もそれを許すはずがありません。環境に負荷が少ない、風車音も気にならない、低周波は人体に影響がないのであれば、主に都会で消費されるエネルギーであるのだから、送電線などでロスになるエネルギーのことを考えますと、都会に建てていただくのが道理であります。国内最大の風力発電を作ることができるなど、革新的な行動を起こせるのなら都会にて国内初、国内最大の風力発電機を作るという革新的な方法で事業展開してはいかがでしょうか。大勢の人にために少数の人が犠牲となり、さらに少数の人にとってメリットが少ないような事業展開であっては原発事業の二の舞どころか、経済的メリットの面においては原発事業よりタチの悪いものにも思います。	風力発電は風が強い場所でないと、事業ができず、場所の制約を受ける電力事業です。NEDO 風況マップから、好風況が望めること、国道や道道等の幹線道路や既存の送電線が比較的近傍にあるため、現在の場所で、事業を計画しております。今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り環境への負荷が少なくなるような、事業計画の策定を進めて参ります。

42	日本のインベナジーは立ち上げで間もない。日本最大の風力事業に関する実績がない。事業に失敗した場合の補償説明が曖昧など数え上げるとキリがありません。私は反対であるとしか言えません。今すぐこの事業を白紙にもどしていただきたいです。最後に自然エネルギーによる発電には大賛成ではあります。私も原発の問題があったときは深く心をいためました。ささやかではありますが、自分たちの暮らしの中で電気エネルギーへの依存を少なくおさえる暮らしを実践しています。大変なお仕事ではあると思いますが、今回の件に関しては反対意見を持っていますが、これからもお体をご自愛して頂きお仕事を頑張って下さい。	当社は国内ではご指摘のとおり、実績は未だありませんが、海外では多数の風力発電事業の実績がございます。因みにインベナジー社は約 600 万 kW の風車をアメリカ、カナダ、イギリス及び南米で所有して保守・運転を行っています。 今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。
43	自然景観が毀損される観点から建設に反対します。 騒音、低周波、日影、水環境、生態系など風力発電所ができることで心配なことは多々ありますが、私がもっとも憂慮するのは巨大で人工的な風車群により自然景観が毀損されることです。「大滝風力発電事業を考える会」によれば、風車は洞爺湖畔の約 80%から視認できて、温泉街、有珠山、ウィンザー、水の駅など主要な観光地からも丸見えとのことです。洞爺湖畔以外の地域でも広く視認され羊蹄山ろくエリアの自然景観に与える影響は甚大です。自然公園区域外とはいえ、事業予定地は支笏洞爺国立公園の 3 区域（定山渓、支笏湖、登別温泉区域、羊蹄山区域および、洞爺湖、有珠山区域）の中心に位置しており、風力発電機の巨大さを考えると、自然景観の観点からは自然公園区域内としての規制を行うべきだと思います。地元住民はもとより内外から観光客の方々に愛される当地域の自然環境は次世代にむけた北海道の宝物です。前例のない巨大で多数の風力発電機が設置されることにより、世界に誇るべき豊かな自然景観が台無しにされることは明白です。事業者は米国企業の子会社とのことですが、地元に縁もゆかりもない一企業の利益のため、すべての人の公共資源である自然環境を毀損することは絶対に許されないと思います。	今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り環境への負荷が少なくなるような、事業計画の策定を進めて参ります。 特に景観については、観光地という観点から事業者としても景観への影響を極力抑えていく必要があると考えます。そのため、風力発電機の見えの大きさや自然豊かな風景の連続性にも配慮して、十分に現地調査やシミュレーションを行い、極力影響を低減するよう検討を進めて参ります。
44	●対象事業実施区域の移動及び事業計画の抜本的見直しについて 貴社が作成した環境影響配慮書に対する経済産業大臣意見のうち、［1］総論（1）対象事業実施区域の設定の項目で、「事業実施想定区域内には、自然環境保全基礎調査において植生自然度が高いとされた植生、重要野鳥生息地(IBA)及び水資源保全地域等が重複して存在し、重要な自然環境のまとまりの場となっていることから、現地調査の結果、改変により水環境、動物、植物及び生態系への重大な影響が避けられない区域については、原則として対象事業実施区域から除外すること。」とある。 また、（2）事業計画の抜本的見直しの項目に、「2．（3）～（6）により、水環境、鳥類、植物、生態系及び景観に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の大幅削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。」とある。 方法書に記載されている、これら経済産業大臣意見に対する貴社の見解は、「経済産業大臣の意見に従い、重大な影響が避けられないと判断された場合は、対象事業実施区域から除外し、事業計画の抜本的見直しの指摘に対しても、影響を回避又は十分な低減ができない場合は、事業計画の抜本的な見直しを行います。」と回答している。 しかし、貴社が配慮書作成のために先行して実施している事前の現地調査の結果等から、環境に対し著しい影響を及ぼす恐れが予測されることが明らかであるにもかかわらず、竹山周辺に 24 基もの大型風車を集中して建設する計画としている。このことが、重要な自然地域を分断し、野鳥をはじめとする生態系に重大な影響を与えることは明らかである。従って、経済産業大臣及び北海道知事の配慮書に対する意見に対し、貴社が方法書において回答した見解と大きく矛盾している。経済産業大	自然植生に関しては、経済産業大臣意見において「事業実施想定区域の中央部には、自然度が高い植生が尾根部を中心にまとまって存在しており、このような植生のまとまりを分断した場合には、当該区域の生態系への重大な影響が懸念される。～（割愛）～重大な影響が避けられないと判断された場合には、対象事業実施区域から除外すること。」と記載されており、意見に記載されている「事業実施想定区域の中央部」の植生自然度のまとまりについて配慮するため、自然度の高い自然植生の区域を避けております。また、IBA については、既存資料のみですと情報が非常に少ないため、まずは、現地調査でその実態を把握し、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討することが、重要と考えております。 今後も経済産業大臣意見を踏まえ、野鳥をはじめとする生態系への影響について、可能な限り回避又は低減するよう努めて参ります。

	臣等の意見に従い、事業計画位置の抜本的な見直しを行うべきである。	
45	洞爺湖周辺地域はユネスコ世界ジオパークに認定され、壮瞥町を含む周辺自治体はさまざまの工夫をしてジオパークを発展させよう,と努力しております。今回計画されている風力発電設備の設置場所は、この「洞爺湖有珠山ジオパーク」認定地域の北端部とかなりな面積が重なっております。方法書ではジオパークについてなんら考慮されていないように思われます。ジオパークの目的は、地球の成り立ちと歴史を楽しく学ぶ場を提供するとともに、貴重な自然と景観を保全することにあります。風車建設場所はジオパーク認定地域と侵入しないようにしていただきたいと思います。 方法書では、風車建設計画が支笏洞爺国立公園に囲まれた場所であることから、景観への影響調査が重視されております。「洞爺湖有珠山ジオパーク」にとっても、地球の営みによって作られた自然景観は大変重要な要素であります。風車建設計画場所は尾根筋ですので、洞爺湖周辺の(北岸を除く)ほとんどの場所から遠望され、景観をそこないます。また、夜間は航空障害灯の赤い明滅光が尾根筋に並び、異様な光景が想像されます。 総合して考えますと、国立公園やジオパークと隣接(一部重複)した山の尾根筋に風車を建設するということは、どのように工夫しても自然景観の保全とは相いれないものとなると思います。当ジオパークは 4 年毎に日本ジオパーク国内審査とユネスコ世界ジオパーク国際審査を受けなければなりません。審査は厳しく、風車建設が現計画通り実施された場合、ジオパーク再認定取り消しとなる可能性を心配しております。	「洞爺湖有珠山ジオパーク」につきましては、関係市町村への聞き取り調査や、関係機関との協議のうえ、眺望点の選定を行いました。今後も関係機関との協議を行い、ジオパークでの学びの場への影響や、ジオパークの自然景観への影響を可能な限り低減するよう、十分に検討してまいります。
46	発電機風車のブレード(50m 余り 1 本ものが 72 枚)を苫小牧で水揚げして、陸路、美笛峠を通り、留寿都村から搬入すると説明を受けました。新幹線車両の倍はある長さの材料ですが、途中、交差点・電柱や電線など様々な構造物が隘路となりますし、一般車が日常的に使用している場所でもあります。陸路での搬入は無理かと思いますが、いかがお考えですか。 山の峰近くが建設現場ですので、風車のブレード(50m 余り 1 本もの)を搬入するために、既設林道の大規模な線形改良工事が必要です。平地と異なり、傾斜や凹凸があります。改良工事というより新設工事と呼ぶに相応しいような気がします。本風力発電事業は再生可能エネルギー固定価格買取制度を前提としますので、公衆から徴収した賦課金が電力事業者の経営根拠になっていることから、公共事業に近い性格のものです。林道工事施工業者の施工管理にも貴電力事業者が責任を持って関与すべき性格の工事ですが、さて、建設工事にあたり「裸地を作らない」と説明されていましたが、新設した林道(取付道路)は、その後、数十年単位での治山管理が必要です。その様な負担は、留寿都村や後志支庁や北海道や日本国に期待しますか。 今回の方法書説明会では、超低周波音の生物に与える影響について、貴社が日本国環境省の報告に基づいて判断しているのだと理解しました。レジュメ(55 頁)にも書いてありますが、「約 100 デシベルを超えると超低周波音を感じる」のであって、従ってそれ以下の音圧レベルでは、「影響は極めて小さいとしています。この際「感じる」というのは、人にとって「聞こえる」のではなく、可聴周波数外(20HZ 以下)なので「人体に響く」という感覚です。もしこれが可聴周波数域であるなら 100 デシベルは即ち「電車が通るときのガードの下」に相当します。洞爺湖町富丘地区夜間の現況値が 49db で、風車からの寄与値は 62db です。16 倍以上の音圧レベルです。それでも 100db を遥かに下回っているから「聞こえない」し「影響は極めて小さい」とする貴社の論理展開も理解しました。ですが、実際に人や経済動物や野生生物に影響を与え、それが為に経済的損失が発生した際はどのように対処しますか。	風車の輸送については、一般車両の通行が少ない夜間～早朝に実施させて頂く予定です。輸送計画については、今後も詳細に検討させて頂きます。 既存林道の拡幅工事については、今後の測量結果も踏まえ、可能な限り拡幅面積を縮小させるように努めて参ります。なお、拡幅や新設した林道の維持などについて、道路管理者と協議を行い決定していきます。 今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参りますが、万一、本事業による重大な影響が確認された場合は、対策を十分に検討させて頂き、真摯に対応して参ります。

47	人には田舎が必要です。人には街も必要です。それぞれの役割りがあり、どちらも人の力が必要です。その田舎の役割りを、大滝はずっと担ってきました。これからもその力を蓄えながら、街の人にも自分たちも安らげる場を創っていきたいのです。 ゆえに、大規模風車開発には反対です。私は低周波に敏感な体質です。数年前、近くの工場の発電機の音にひどく苦しみました。近所の方、３０人ほどの中で２人だけ反応しました。どういうわけか、夜中に目がさめて眠れなくなるのです。音を感じてしまうのです。（昼間は畑仕事なので気がまぎれます）不思議なものです。風の音や川の音はどんなに大きなものでも苦痛とはちがうのです。 どうぞ、都会で忙しく働く皆様方、時々は田舎にきて休んでください。	ご指摘を踏まえ、今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。
48	対象事業実施区域内及び周囲にはヒグマが多数生息している。事業実施により人の住んでいる所に出てくるのではないか。	ご指摘を踏まえ、ヒグマについては、専門家へのヒアリングを実施し、今後の調査手法や事業による影響予測について、慎重に検討させて頂きます。
49	・落雷への対応を具体的に教えて下さい。 ・落雷に対応するコンピューターソフトがあると聞きましたが、具体的にどのようなものか教えて下さい。 ・落雷による事故は100%おきないとお考えですか？ ・落雷等による火災がおこった場合、水がない、消防車両等が入れないなど消火が困難と思うがどのように対応するのか具体的に教えて下さい。 ・ヒグマの調査方法、日数を具体的に教えて下さい。	落雷への対応については、落雷で大きなエネルギーを受けても火災が起きない、或いは電気系統に大きなダメージを受けないという避雷対策を検討され、現在の風車はそれを反映されたものとなっております。 落雷に対応するコンピューターソフトは落雷を事前に察知するソフトです。 万一、落雷等で火災が発生したときに備えて、地元の消防署と風車の稼動前には協議を行い、緊急時の連絡網や協議書を作成して緊急時に備えるように致します。 ヒグマについては、専門家へのヒアリングを実施し、具体的な調査方法や日数などについて、ヒアリングの内容も踏まえ、今後検討致します。
50	標記「方法書」を閲覧し、 2017 年 2 月 9 日(木)午後 18 時より開催された、標記の住民説明会にも出席したうえで以下の意見を述べます。 このたび計画が予定されている風車は、発電出力最大 91,200kW (1 基 3,200kW～3,800kW を 24 基)、風車の高さが 136.5m～143.5m と大規模なものであるにもかかわらず、低周波音による健康への影響、建設に伴う土壌や地下水脈への影響、ヒグマの生息地への影響、景観に及ぼす影響などの具体的調査やその必要性の認識が、地域住民の不安や疑問に答えるものとなっていません。 特に、低周波音による健康への影響については、日本気象協会の方からは「ほとんど影響はない」と言われたが、富丘地区は風車の建設場所から 4km 圏内に入り、さらに近くには畑地や牛の放牧地が隣接しています。風車による低周波音のレベルは、風車の出力が大きくなるほど苦情の発生が高く、また、風車の密度が高いほど健康被害のリスクは高まるとされている。今回使用される風車が 3,800kW と陸上での規模としても極めて大型なものでありながら、「健康への影響はない」とする「医学的根拠」を求めたが、「医学的な調査はしていない」と答え、説明に根拠がない事が明らかとなりました。 高さ 143.5m もの風車を支えるためには、地中深くまで基礎工事を必要とするはずですが、深さや工事の内容については、「わからない」と答え、地下水への影響やそれによる土砂災害等のおそれについて全く認識していない事が明らかとなりました。	方法書段階での説明会では、事業計画の詳細な検討に至っておらず、現地調査についても途中段階であるため、環境の保全の見地からの質問への回答について、至らない点もあったかと思いますが、準備書においては、現地調査、予測及び評価結果を踏まえ、環境保全措置を十分に検討させて頂きます。 特に低周波音については、方法書の計画で予測を行った結果と参考までに超低周波音を感じ始めるレベル（100dB）や一般環境下での超低周波音の大きさとを比較した結果をご説明させて頂きましたが、今後も調査を継続させて頂き、四季を通じた現地調査結果を踏まえ、今後は詳細に予測させて頂き、実測値の音と風車稼動時の将来の音の大きさがどのように変わるのかについて、準備書の説明会において、お示し致します。なお、説明会の際、「医学的な調査はしていない」とはご回答しておりません。当日のご回答は、環境省の報告書（「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年））では、風車による超低

	風車建設地域周辺はヒグマの生息地として地元ではよく知られています。ここ数年、周辺の田畑や人家の近くまでヒグマが現れており、風車建設によってヒグマの生息地がさらに狭められることは、人とヒグマとの共存や生態系を破壊する恐れがあります。風車建設地域におけるヒグマの行動を GPS 等による調査を行い、生態系への影響を避ける対応を求めましたが、「貴重なご意見として伺う」というだけで、「調査する」とは明言しませんでした。 伊達市、壮瞥町、洞爺湖町、豊浦町の 1 市 3 町をとりまく自然景観は、ユネスコが認定した「洞爺湖有珠山ジオパーク」であり、国内外から多くの観光客が訪れる地域となっている。特に 2000 年の有珠山噴火以降、低迷し続けていた地域の主力産業である観光業が、徐々に回復しつつあるとき、自然の景観を損ねる風車が林立する情景は、観光業に水を差すものでしかありません。 このように、 4 点の懸念される問題を指摘しましたが、インベナジー社の説明は、「貴重なご意見としてお聞きします」と述べ、「懸念の払拭のために調査・対処する」ことを明言しませんでした。 今後の調査や予測の方法についても指摘します。 方法書における「環境騒音及び超低周波音の調査・予測の内容」については、調査時期が「四季、それぞれ 3 日間」、調査地点が 5 か所とするなど、ごく限られた期間と場所での調査でしかないことです。「地域の気象の変化や特性に応じ、年間を通じて調べるべきではないか」との意見が出されても、調査の方法を変更する回答はありませんでした。 再生エネルギーとしての風車発電を否定するものではありません。しかし、風車による健康被害をはじめ生態系への影響、環境や景観への影響が払しょくされない限り、強引に計画を推し進めるべきではありません。 以上､(仮称)大滝風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見を述べさせていただきました。	周波音が健康被害の要因になっている可能性は低いと結論を出しておりますが、パブリックコメントでのご意見の中でも、それは医学的な間知をもっていっているのかと質問があり、それに対して環境省の回答は医学的な有識者からも意見を聞いておりますと回答をされていることをご説明させて頂きました。今後は、ご指摘頂いた内容も踏まえ、最新の科学的な知見の収集にも努めながら、低周波音による影響について、慎重に評価して参ります。 風車の基礎工事についても、今後のボーリング結果を踏まえ、計画致します。 ヒグマについては、専門家へのヒアリングを実施し、今後の調査手法や事業による影響予測について、慎重に検討させて頂きます。 「洞爺湖有珠山ジオパーク」につきましては、関係市町村への聞き取り調査や、関係機関との協議のうえ、眺望点の選定を行いました。今後も関係機関との協議を行い、ジオパークでの学びの場への影響や、ジオパークの自然景観への影響を可能な限り低減するよう、十分に検討してまいります。 以上のように、ご指摘頂いた内容について、今後十分に検討させて頂き、ご地域の皆様の懸念を払拭できるよう、今後も慎重な調査、予測評価に努める所存です。 なお、説明会時は時間が限られており、その場でのご回答ができませんでしたが、騒音及び低周波音の測定日数については、季節や風況による現況値の違いを把握できるとして、四季について 3 日間連続の測定を行うこととしております。
51	今回の風力発電事業について反対であります。第一に自然を破壊して建てられるという事、世界中から人が集まる観光地である洞爺湖、ルスツスキー場からの景観が悪化することは明らかです。第二に風車によって発生する騒音や低周波音が健康被害を引き起こす例が全国で見られるという事。全国で問題が出ているにも関らず未解決のものも多い。今回の事業主インベナジージャパンは当計画における健康被害の可能性を否定しており、仮にこのまま風車が建てられた場合、その後健康被害が出たとしても、責任の所在はうやむやにされてしまう恐れがある為、現在の状況のままでは私はこの計画には断固反対です。（恐らく、GO を最終的に出す洞爺湖町へ責任を問いただしてもうやむやになる事が予想されますが、どうでしょうか？）別紙に添付した通り、洞爺湖町は環境宣言を行っており、その中の一文に「自然と調和し、健康で快適な生活を営む権利を有するとともに、この権利を子々孫々に引き渡す義務を負っている」と書かれています。今回の風力発電事業はその宣言に反することでもありますので、取り辞めて頂きたい。（添付省略）	ご意見を踏まえ、今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。万一、本事業による重大な影響が確認された場合は、対策を十分に検討させて頂き、真摯に対応して参ります。
52	今回の日本最大規模の巨大風車による影響ははかり知れません。すでに日本各地で風車による低周波音被害が問題となっています。私の住んでいる地域は特に近いので住人の直接的健康被害や、騒音によりクマなどがにげて下りてくるなど 2 次的被害も大きく心配されます。こんな場所になってしまったら子供	ご意見を踏まえ、今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、水環境、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進め

	を安心して育てられません。その場合健康や安全な住居に対する補償をしていただけますか？環境破壊も大変大きな問題だと思います。林道や風車のために造成された山は生態系破壊や土砂災害の危険性、またそれにより上水の水質悪化も懸念されると思います。これは洞爺湖の環境宣言に反する事業だと思います。景観を著しく悪化します。美しく、住みやすい洞爺湖をこわさないで下さい。	て参ります。万一、本事業による重大な影響が確認された場合は、対策を十分に検討させて頂き、真摯に対応して参ります。
53	風車を建設するためには森を切り開かなければなりません。自然は荒廃します。そこで暮らす動物達はどこへ行けばよいのでしょうか。土壌が汚れ、水質も悪化する恐れもあり、近隣の住人もそれは望まないでしょう。一度破壊された生態系は二度と同じ状態に戻ることはありません。その損失を補って余りある利益がこの風車建設にあるとは到底思えないのです。	ご意見を踏まえ、今後の現地調査、予測評価結果を踏まえ、景観、騒音及び低周波音、水環境、動植物及び生態系等の自然環境への影響について、可能な限り回避又は低減させた事業計画の策定を進めて参ります。

日刊新聞に掲載した公告

・北海道新聞

・室蘭民報

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「（仮称）大滝風力発電事業　環境影響評価方法書」を作成し、左記により縦覧に供しますので、ご覧頂きますようお願いいたします。

一、事業者の名称
　代表者の氏名
　事務所の所在地
　インベナジー・ジャパン合同会社
　職務執行者　天野明
　東京都千代田区二番町五番地五
　番町フィフスビル５階

二、対象事業の名称
　発電所の原動力の種類
　発電所の出力
　（仮称）大滝風力発電事業
　風力（陸上）
　最大九万千二百キロワット
　（風力発電機の台数最大二十四基）

三、対象事業実施区域
　北海道伊達市、留寿都村
　及び洞爺湖町周辺区域

四、縦覧の場所
　北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課
　北海道後志総合振興局保健環境部環境生活課
　伊達市役所第二庁舎経済環境部商工観光課
　伊達市大滝総合支所地域振興課
　だて歴史の杜カルチャーセンター
　留寿都村役場企画観光課
　喜茂別町役場総務課
　壮瞥町役場経済環境課
　洞爺湖町役場環境課

期間　平成二十九年一月二十日（金）から
　　平成二十九年二月二十日（月）まで
時間　開庁時間内又は開館時間内
　　（いずれも、土・日・祝日を除く開庁日又は開館日）

電子縦覧　https://inveneqsjp.com/public-info/ja/ 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、平成二十九年三月七日（火）までに左記の問い合わせ先へ郵送ください（当日消印有効）。

五、意見書の提出

六、住民説明会の開催を予定する場所・時間

一、開催日　二月七日（火）
　喜茂別町農村環境改善センター多目的ホール
　（北海道虻田郡喜茂別町字伏見２６２番地の４）
　十八時から十九時半まで

二、開催日　二月九日（木）　洞爺湖町富丘集会所
　（北海道虻田郡洞爺湖町富丘56の13）
　十八時から十九時半まで

三、開催日　二月十日（金）　仲洞爺公民館
　（北海道有珠郡壮瞥町字仲洞爺22番地５）
　十三時から十四時半まで

四、開催日　二月十日（金）　壮瞥町地域交流センター
　（北海道有珠郡壮瞥町字滝之町２８７番地７）
　十八時から十九時半まで

五、開催日　二月十三日（月）　児童館遊戯室
　るすつ子どもセンターぽっけ
　（北海道虻田郡留寿都村字留寿都１８５番地29）
　十八時から十九時半まで

六、開催日　二月十五日（水）　大滝基幹集落センター
　（北海道伊達市大滝区本郷町84番地１）
　十八時から十九時半まで

七、問い合わせ先　インベナジー・ジャパン合同会社
　〒〇二一〇〇八四　東京都千代田区二番町五番地五
　番町フィフスビル五階　電話　〇三―六二六一―四四五六
　午前九時より午後五時まで（担当　小林）

［別紙　2］

自治体広報誌への掲載

「広報だて」１月号掲載

「(仮称)大滝風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧

縦覧期間
1月20日(金)～2月20日(月)
縦覧場所
●商工観光課
●大滝総合支所
●カルチャーセンター
縦覧書類
(仮称) 大滝風力発電事業環境影響評価方法書
意見の提出方法
環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、意見箱に投函してください。
意見の受付期間
1月20日(金)～3月7日(火)
※電子縦覧は、インベナジー・ジャパン合同会社のホームページをご覧ください
問　商工観光課商工観光係
(第2庁舎☎内線533)

国民年金前納割引制度

国民年金保険料は、前納制度や口座振替を利用すると割引があります。
例えば、1年（4月～翌年3月）分の保険料を口座振替で前納（1年前納）した場合、平成28年度の保険料額でみると、年額19万5千120円が19万千30円になり「4千90円」の割引になっています。
他にも割引制度として、口座振替での2年前納・6ヵ月前納・当月分の当月末振替（早割）や現金払いでの1年前納・6ヵ月前納があります。
4月分から口座振替での前納を希望する場合は、2月末までにお申し込みください。
問　室蘭年金事務所
(☎0143－24－7104)

不妊治療の助成

不妊治療を受けたご夫婦の自己負担金の一部を市で助成しています。また、北海道でも体外受精や顕微授精を助成する場合がありますので、室蘭保健所にご相談ください。
助成対象者
●助成申請日の1年以上前から引き続き伊達市に住民登録がある方
●医療保険各法に規定する被保険者・組合員・被扶養者である方
●市税や国民健康保険税の滞納がない方
助成対象の治療内容
昨年3月から今年2月までに受けた次の治療など
●医療保険適用の不妊検査と不妊治療
●医療保険適用外の人工授精
助成内容
●対象経費　不妊治療にかかった医療費の自己負担額（医療保険などからの給付がある場合は、その額を除く）
●限度額　3万5千円
●回数　通算3回（3年間）
申請方法
担当窓口にある申請書に必要事項を記入し、1年度分の領収書と医療機関の証明書類などを添付し提出してください。
申請期限　3月10日(金)
※今後治療予定がない場合や自己負担金の合計が3万5千円を超えている場合は、その時点で申請できます。（期限までに申請が難しい場合はご連絡ください）
問　子育て支援課保育係
(市役所1階⑥番窓口
☎内線318・324・328)
室蘭保健所
(☎0143－24－9843)

1月休日歯科当番表

日	診療所	所在地・電話
15(日)	福田歯科	室蘭市輪西町2－8－2 ☎ 0143－45－6106
22(日)	太平洋歯科医院	室蘭市白鳥台5－1－2 ☎ 0143－59－6464
29(日)	福田歯科クリニック	室蘭市祝津町2－3－1 ☎ 0143－27－5420
2月5日(日)	松田歯科医院	室蘭市日の出町1－24－25 ☎ 0143－46－6480
	田中デンタルクリニック	登別市中央町1－3－13 ☎ 0143－85－2472

1月の移動献血車運行予定

日時		場所
1月20日(金)	午前9時30分～11時	伊達火力発電所
1月23日(月)	午後0時30分～1時30分	伊達警察署
	午後2時～4時30分	聖ヶ丘病院
2月9日(木)	午前9時30分～正午	伊達信用金庫本店
	午後1時30分～4時30分	JA伊達市

FM842 wi-radio 77.6MHz

❖だてラジ宅配便❖
午後0時30分
1月25日(水)
協力団体：大滝小学校

❖市からのお知らせ❖
毎週水曜日（2回・各1分30秒）
午前7時57分・午後5時32分

❖だてコミュ❖
～市職員から情報発信～
毎月第2・3水曜日
午後0時30分から5分間
今月の担当課は
「都市住宅課」
問　企画課企画調整係（市役所2階☎内線218）

防災講演会「災害ごとに違う避難の仕方」

問　危機管理室（市役所2階☎内線465）

市では、有珠山の噴火災害をテーマにしながら、「防災」の啓発も含めて毎年講演会を行っています。
講師には、35年間の大学での火山専門家としての経験を活かし、噴火災害の防災啓発活動に取り組まれている北海道大学名誉教授の宇井忠英さんをお招きしています。
今年は、災害ごとに違う避難の方法に注目した講演会を開催しますので、ぜひお越しください。

日時　2月2日(木)　午後6時30分～
場所　市防災センター
講師　宇井忠英さん
（北海道大学名誉教授）
参加料　無料
※当日直接会場にお越しください

IP 告知端末によるお知らせ（喜茂別町）

（仮称）大滝風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

インベナジー・ジャパン合同会社が伊達市大滝区で計画している風力発電事業について、環境影響評価法に基づく縦覧を行います。

縦覧場所：喜茂別町役場庁舎

縦覧期間：1月20日（金）から2月20日（火）
開庁時間内

縦覧書類：（仮称）大滝風力発電事業環境影響評価方法書

意見書の提出：縦覧書類について環境保全の見地からご意見をお持ちの方は書面に住所･氏名･意見をご記入のうえ、備え付けの意見書箱にご投函下さい。

総務課企画室

［別紙　4－1（1）］

伊達市ホームページ掲載内容

○平成 29 年 1 月 20 日（金）より掲載

「（仮称）大滝風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧について

インベナジー・ジャパン合同会社が伊達市大滝区で風力発電事業を計画していることに伴い、環境影響評価法の規定により、環境保全の見地から意見を求めるため、関係地域の伊達市において「（仮称）大滝風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧します。

縦覧場所	・伊達市商工観光課（市役所第2庁舎） ・伊達市大滝総合支所地域振興課 ・だて歴史の杜カルチャーセンター（所在地：北海道伊達市松ヶ枝町34番地1） だて歴史の杜カルチャーセンターはこちらをご覧ください。 → 関連リンク だて歴史の杜カルチャーセンター（内部リンク）
縦覧期間	平成29年1月20日（金曜日）から平成29年2月20日（月曜日） ※伊達市役所と大滝総合支所は土曜日・日曜日、祝日を除く開庁時間内。だて歴史の杜カルチャーセンターでの縦覧時間は、開館日の開館時間内
縦覧書類	環境影響評価方法書の内容はこちらをご覧ください。 → 関連リンク インベナジー・ジャパン合同会社（外部リンク）
意見	環境影響評価方法書について、環境保全の見地から意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入の上、意見箱に投函ください。 意見の受付期間は平成29年1月20日（金曜日）から平成29年3月7日（火曜日）までです。

住民説明会を開催します

日時	平成29年2月15日（水曜日）午後6時から午後7時30分
場所	伊達市大滝区基幹集落センター1階集会室（所在地：北海道伊達市大滝区本郷町84番地1）
内容	環境影響評価法の規定に基づき、（仮称）大滝風力発電事業環境影響評価方法書の説明をします。

お問い合わせ先

経済環境部商工観光課商工観光係
電話　0142-23-3331　（内線532・533・534）

メールでのお問い合わせはこちら

前のページに戻る　ページの先頭へ戻る

［別紙　4－2］

留寿都村ホームページ掲載内容

○平成 29 年 1 月 20 日（金）より掲載

(仮称)大滝風力発電事業　環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について

環境影響評価方法書の縦覧

北海道留寿都村他において、インベナジー・ジャパン合同会社（東京都千代田区二番町5番地5番町フィフスビル5F）が計画している「（仮称）大滝風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧します。

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、下記縦覧場所に備え付けの書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入の上、意見書箱に投函ください。

対象事業

（仮称）大滝風力発電事業

縦覧期間

平成29年1月20日（金曜日）から平成29年2月20日（月曜日）まで

縦覧場所

留寿都村役場企画観光課

縦覧時間

開庁日の午前8時45分から午後5時30分まで（土日祝日除く）

電子縦覧

https://invenergyllc.com/public-filings/otaki

意見受付期間

平成29年1月20日（金曜日）から平成29年3月7日（火曜日）まで

環境影響評価方法書についての説明会

開催日時

平成29年2月13日（月曜日）18時から

場所

るすつ子どもセンターぽっけ　児童館遊戯室
（虻田郡留寿都村字留寿都185番地29）

暮らしの情報トピックス
- 「困りごと」出張相談会の開催について
- (仮称)大滝風力発電事業　環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催について
- 弁護士による無料法律相談会のお知らせ
- ようてい・かわら版が発行されました（フットパス）
- ヒグマ出没情報
- 民間賃貸共同住宅建設促進事業の実施に係る公募型プロポーザル事業者の募集について
- 道の駅で寿都町の名産物の販売を開始しました！
- マイナンバー制度
- 村長出前懇談会を実施します

洞爺湖町ホームページ掲載内容

○平成 29 年 1 月 20 日（金）より掲載

環境・みどり

- 環境宣言
- 環境基本計画
- 一般廃棄物処理基本計画
- 洞爺湖水質調査結果
- エコミュージアム・ジオパーク
- CO2削減メニュー
- エネルギー「一村一炭素おとし」事業
- 環境衛生施設
- 今冬の節電のお願い
- （仮称）大滝風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について
- 洞爺湖町空家等対策計画（案）に関するパブリックコメント（町民の声）を募集します

町長室へようこそ
洞爺湖町に住もう!
ふるさと納税
リンク集
西いぶり生活情報メール配信サービス
西胆振消防組合

環境・みどり

（仮称）大滝風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧について

現在、インベナジー・ジャパン合同会社が、留寿都村及び伊達市大滝区で風力発電事業を計画しておりますが、事業実施場所が洞爺湖町の境界（富丘地区）と近接しております。環境影響評価法に従い、洞爺湖町においてもインベナジー・ジャパン合同会社が「（仮称）大滝風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧を行います。

環境影響評価方法書について、環境保全などの見地から、ご意見をお持ちの方は、下記縦覧場所に備え付けの書面に、住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見書箱に投函して下さい。

縦覧場所	洞爺湖町役場経済部環境課
縦覧期間	平成２９年１月２０日（金）～ 平成２９年２月２０日（月） 土・日・祝日を除く開庁時間内
意見受付期間	平成２９年１月２０日（金）～ 平成２９年３月７日（火）
縦覧書類	縦覧場所に備え付けの書類のほか、 インベナジー・ジャパン合同会社のホームページに掲載 https://invenergyllc.com/public-filings/otaki

このページの情報に関するお問い合わせ先
本庁 経済部 環境課　電話番号：0142-74-3006　FAX：0142-76-4727

住所：〒049-5692　北海道虻田郡洞爺湖町栄町58番地　洞爺湖町役場
TEL：(代表) 0142-76-2121FAX：0142-74-2121　各課直通電話

Copyright © 2017 town of TOYAKO All rights reserved.

壮瞥町ホームページ掲載内容

○平成 29 年 1 月 20 日（金）より掲載

町からのお知らせ

風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧のお知らせ

行政・産業情報　2016年12月28日

北海道留寿都村他において、インベナジー・ジャパン合同会社が計画している「（仮称）大滝風力発電事業」に関して、これから行う環境影響評価の方法等を取りまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧を次のとおり行いますのでお知らせします。

・縦覧書類：（仮称）大滝風力発電事業環境影響評価方法書

・縦覧期間：平成29年1月20日（金）～平成29年2月20日（月）

・意見受付期間：平成29年1月20日（金）～平成29年3月7日（火）

・縦覧場所：壮瞥町役場経済環境課

・電子縦覧：こちらからご覧ください
リンク先は縦覧期間中に公開されます

・環境影響評価方法書についての説明会

○日時：平成29年2月10日（金）18:00～

○場所：壮瞥町地域交流センター「山美湖」研修室1・2

【問い合わせ先】

インベナジー・ジャパン合同会社

担当：小林幸一

電話03-6261-4456

いいね！ 0

［別紙　4－5（1）］

当社ホームページ掲載内容

○平成 29 年 1 月 20 日（金）より掲載

(仮称)大滝風力発電事業に係る 環境影響評価方法書縦覧・説明会開催のお知らせ

インベナジー・ジャパン合同会社により北海道伊達市、留寿都村及び洞爺湖町周辺にて計画している「(仮称)大滝風力発電事業」に関して、環境影響評価法に基づき、環境影響評価方法書の縦覧及び説明会を下記のとおり行います。

【電子縦覧】

閲覧の場合はInternet Explorer 11を推奨します。
それ以外の環境では正常に表示できない可能性があります。

環境影響評価方法書※

- 目次 (225KB)
- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地 (141KB)
- 第2章 対象事業の目的及び内容 (2,550KB)
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況 (16,248KB)
- 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 (8,899KB)
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 (1,620KB)
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 (10,727KB)
- 第7章 その他環境省令で定める事項 (6,771KB)
- 第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (152KB)
- 資料編 (921KB)

- 環境影響評価方法書(要約書) (13,721MB)
- 意見書用紙 (60KB)

※本書に掲載した地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図及び5万分の1地形図を複製したものです。(承認番号 平28情複、第893号)
本書に掲載した地図を第三者が複製する場合には国土地理院長の承認を得る必要があります。

環境影響評価方法書及び要約書は平成29年1月20日(金)～平成29年2月20日(月)の期間中は本WEBページにて閲覧及び印刷が可能です。ただし、ダウンロードはできません。

【縦覧場所】

- 北海道胆振総合振興局 保健環境部環境生活課
- 北海道後志総合振興局 保健環境部環境生活課
- 伊達市役所 第二庁舎 経済環境部商工観光課
- 伊達市大滝総合支所 地域振興課
- だて歴史の杜カルチャーセンター
- 留寿都村役場 企画観光課
- 喜茂別町役場 総務課
- 壮瞥町役場 経済環境課
- 洞爺湖町役場 環境課

環境影響評価方法書及び要約書は平成29年1月20日(金)～平成29年2月20日(月)の期間中(土・日・祝日を除く開庁時間内又は開館時間内)は閲覧が可能です。

【縦覧・意見書受付期間】

《縦覧について》

平成29年1月20日(金)～平成29年2月20日(月)
土・日・祝日を除く開庁時間内又は開館日の開館時間内

《意見書の提出について》

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見箱にご投函くださるか平成29年3月7日(火)までに下記の問い合わせ先へ郵送お願いします。(当日消印有効)

【説明会　日時・会場】

- 平成29年2月7日 (火)
  喜茂別町農村環境改善センター多目的ホール
  (住所：北海道虻田郡喜茂別町字伏見262番地の4)
  午後6時から午後7時半
- 平成29年2月9日 (木)
  洞爺湖町富丘集会所
  (住所：北海道虻田郡洞爺湖町富丘56の13)
  午後6時から午後7時半
- 平成29年2月10日 (金)
  仲洞爺公民館
  (住所：北海道有珠郡壮瞥町字仲洞爺22番地5)
  午後1時から午後2時半
- 平成29年2月10日 (金)
  壮瞥町地域交流センター
  (住所：北海道有珠郡壮瞥町字滝之町287番地7)
  午後6時から午後7時半
- 平成29年2月13日 (月)
  るすつ子どもセンターぽっけ 児童館遊戯室
  (住所：北海道虻田郡留寿都村字留寿都185番地29)
  午後6時から午後7時半
- 平成29年2月15日 (水)
  大滝基幹集落センター
  (住所：北海道伊達市大滝区本郷町84番地1)
  午後6時から午後7時半

問い合わせ先

〒102-0084
東京都千代田区二番町5番地5 番町フィフスビル 5F
インベナジー・ジャパン合同会社
電話 03-6261-4456(担当)小林幸一
午前9時から午後5時まで

［別紙　5］

お　知　ら　せ

環境影響評価法第 7 条にもとづき、「（仮称）大滝風力発電事業環境影響評価方法書」（以下、方法書）を、以下のとおり縦覧いたします。

ご一読いただき、ぜひとも本事業に対する皆さまの深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ 注 意

・方法書に掲載されている情報（文書、資料、図面、画像等を含む）に関する著作権は、当社、現著作権者、またはその他の権利者に帰属しており、法律等で保護されています。著作権者およびその他の権利者許諾を得ることなくこれらの情報を使用することは著作権法により禁止されておりますので、事前に当社に連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。

・方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

１．縦覧期間

平成２９年１月２０日（金）から平成２９年２月２０日（月）まで

（ただし、年末年始の休日、土・日・祝日を除きます。）

２．縦覧時間

上記期間内における開庁時間又は開館時間

３．問い合わせ先

◆　インベナジー・ジャパン合同会社

担当：小林幸一

電話：０３－６２６１－４４５６（０９：００～１７：００）

〒１０２－００８４　東京都千代田区二番町５番地５番町フィフスビル５階

［別紙　6］

「（仮称）大滝風力発電事業　環境影響評価方法書」

閲覧用紙

ご住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ご氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの場合は、ご記入願います。

注１：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

２：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（Ａ４サイズ）の用紙をお使い下さい。